

2025 年度 3 月終了 修士論文

暴力・虐待対策のセーフスポーツ専門機関に
おける活動実績と課題 -諸外国の比較から-

International Comparative Study of Safe Sport
Institutions Addressing Violence and Abuse

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻 スポーツクラブマネジメントコース

5025A307-4

田村 崇仁

Takahito Tamura

研究指導教員: 高橋 義雄 教授

目次

第1章 背景	1
第1節 はじめに.....	1
第2節 セーフスポーツの定義	2
第3節 スポーツ基本法改正で「暴力等の防止」	4
第4節 日本スポーツ協会、過去最多の相談件数	5
第5節 JOC の実態調査	7
第6節 日本における相談窓口	8
第7節 スポーツと暴力・虐待の歴史	10
第1項 米国	10
第2項 日本	10
第3項 欧州	11
第8節 先行研究	12
第9節 研究目的	14
第2章 研究方法.....	15
第1節 文献調査	15
第2節 インタビュー調査	16
第3章 研究結果.....	18
第1節 対象6カ国の結果	18
第1項 米国 〈U.S. Center for SafeSport〉	18
第2項 カナダ 〈Sport Integrity Canada＝旧 CCES〉	26
第3項 フランス 〈Signal-Sports〉	32
第4項 オーストラリア 〈Sport Integrity Australia〉	36
第5項 シンガポール 〈Safe Sport Commission Singapore〉	42
第6項 ニュージーランド 〈Sport Integrity Commission Te Kahu Raunui〉	48
第7項 対象6カ国の制度比較.....	53
第8項 インタビュー結果(対象 6 カ国比較)	55

第2節 共通する活動実績	57
第1項 新たな潮流＝未成年保護と1対1指導の制限	57
第2項 新たな潮流＝統一コードの意義.....	59
第3項 新たな潮流＝指導者の犯罪歴チェック	61
第4項 新たな潮流＝通報件数増加とトラウマ配慮型アプローチ	63
第3節 共通する課題.....	66
第1項 専門人材不足と調査長期化	66
第2項 草の根レベルの浸透	67
第3項 処分者が別の国で指導再開.....	68
第4節 設立準備中の2カ国	69
第1項 英国のロードマップ.....	69
第2項 ドイツのロードマップ	71
第3項 ハイブリッドと二層構造.....	72
第5節 日本の構造的課題.....	73
第1項 スポーツ庁のガバナンスコード	73
第2項 競技団体の暴力・虐待規程のばらつき.....	74
第3項 限定的な日本スポーツ協会の指導者処分基準.....	75
第4章 考察	76
第1節 セーフスポーツ専門機関の現在地.....	76
第2節 民間型と行政型の構造モデル	77
第3節 スポーツ界以外の第三者機関	79
第1項 消費者安全調査委員会.....	79
第2項 放送倫理・番組向上機構.....	79
第3項 公益通報者保護制度	80
第4節 日本への示唆	81
第5章 結論	82
第6章 提言	83
第7章 研究の限界	84
参考文献・引用文献	86

図目次

図 1.1	世界各国の主なセーフスポーツ専門機関.....	1
図 1.2	IOC 統一声明によるセーフスポーツの定義	2
図 1.3	IOC セーフガーディング・オフィサーの取り組み	3
図 1.4	改正スポーツ基本法条文から抜粋.....	4
図 1.5	日本スポーツ協会の暴力相談窓口の件数推移	5
図 1.6	日本スポーツ協会の相談窓口内訳	6
図 1.7	日本スポーツ協会相談窓口の被害者内訳	6
図 1.8	JOC の強化指定選手を対象とした実態調査(2024-2025 年)	7
図 1.9	各スポーツ団体の暴力・虐待相談窓口	9
図 3.1	Safe Sport Authorization Act of 2017 第 202 条	19
図 3.2	Empowering Olympic, Paralympic, and Amateur Athletes Act of 2020	20
図 3.3	米国セーフスポーツ・センターの 2024 年予算	23
図 3.4	米国セーフスポーツ・センターの通報件数推移(2017-2024 年)	23
図 3.5	米国セーフスポーツ・センターの中央懲戒データベース(CDD)	24
図 3.6	カナダ政府のセーフスポーツ専門機関に関する位置づけ.....	27
図 3.7	カナダの統一コード違反の内訳と被申立人構成(2022-2023 年)	29
図 3.8	カナダの新プログラム(CSSP)=2025 年 4 月～6 月実績.....	30
図 3.9	フランスの通報機関「シグナル・スポーツ」のポスター.....	32
図 3.10	フランスのスポーツ法典「未成年保護」.....	33
図 3.11	フランスのスポーツ法典「通報義務化」.....	34
図 3.12	フランスの被害者属性と通報件数推移	35
図 3.13	Sport Integrity Australia Act 2020 (SIA 法)	37
図 3.14	オーストラリア「National Integrity Framework (NIF)」の構造.....	38
図 3.15	Sport Integrity Australia (SIA) の組織図.....	39
図 3.16	SCYP 違反に関する通報・対応フローチャート.....	41
図 3.17	シンガポールのセーフガーディング・オフィサー	43
図 3.18	シンガポールの段階的認証制度	44
図 3.19	シンガポールの通報件数推移.....	45
図 3.20	シンガポールで報告された不適切行為の種類.....	46
図 3.21	シンガポールの通報・調査から裁定までのプロセス.....	47
図 3.22	Integrity Sport and Recreation Act 2023 Section 13	48
図 3.23	ニュージーランドの統一コード採択の流れ	49
図 3.24	ニュージーランドの予算規模 2024-2025 年	50
図 3.25	ニュージーランドの通報件数と内訳 2025 年 7-9 月	51

図 3.26	ニュージーランド統一コードの任意採択モデル	52
図 3.27	カナダの「Rule of Two」の運用方法	57
図 3.28	シンガポールの 1 対 1 指導における行動規範	58
図 3.29	オーストラリアの統一コード(NIF)における禁止行為	59
図 3.30	フランスの暴力防止における国家戦略の 4 本柱	61
図 3.31	カナダの指導者における背景調査マトリックス	62
図 3.32	オーストラリアの通報件数	63
図 3.33	トラウマとスポーツの関係調査	64
図 3.34	カナダの 2025-2028 年戦略目標	65
図 3.35	英国セーフスポーツ機関の構想システム	69
図 3.36	英国セーフスポーツ機関のフレームワーク	70
図 3.37	ドイツのセーフスポーツ・センター計画	71
図 3.38	スポーツ庁のスポーツ団体ガバナンスコード原則9	73
図 3.39	スポーツ庁のスポーツ団体ガバナンスコード原則 10	73

表目次

表 2.1 文献調査の主な対象.....	15
表 2.2 インタビュー対象者(世界の研究者や各国専門機関の責任者)	16
表 2.3 インタビューガイド(半構造化インタビューの主要質問項目)	17
表 3.1 米国セーフスポーツ・センターの申し立て内訳(2022-2024 年)	21
表 3.2 未成年アスリート虐待予防ポリシーのポイント(18 歳未満)	22
表 3.3 米国セーフスポーツ・センター、永久資格剥奪の主な事例.....	25
表 3.4 カナダの統一コード「UCCMS」で禁止される行為	28
表 3.5 オーストラリア「National Integrity Framework」の制裁カテゴリー.....	40
表 3.6 対象 6 カ国のセーフスポーツ専門機関比較	54
表 3.7 対象 6 カ国の項目別インタビュー結果	56
表 3.8 設立準備段階にある英国とドイツのインタビュー結果比較.....	72
表 3.9 主な国内競技団体の暴力・虐待ガイドライン(規程)	74
表 3.10 日本スポーツ協会公認指導者処分基準.....	75
表 4.1 セーフスポーツ専門機関における構造モデルのインタビュー結果.....	78

第1章 背景

第1節 はじめに

アスリートへの暴力・虐待撲滅を目指し、米国では「セーフスポーツ・センター (U.S.Center for SafeSport)」が2017年、コロラド州デンバーに設立された¹⁾(U.S.Center for SafeSport,2024)。背景には体操女子選手に数百人規模の被害者が相次いで表面化した性的虐待事件がある。米国体操協会の元チームドクター、ラリー・ナサル受刑者が医療行為の名目で20年近く虐待を繰り返し、最長で禁錮175年の有罪判決を受けたもので、被害者には米国のエースで五輪金メダリストのシモーン・バイルス選手らが含まれる²⁾(CNN,2023)。

米国のセーフスポーツ・センターは全米50競技団体以上、約1,100万人を対象として横断的に調査・裁定できる権限を持ち、法制度に基づき通報、調査、処分を一括して対処する独立した専門機関である。近年はカナダやオーストラリア、フランス、シンガポールなど諸外国でこうしたセーフスポーツ専門機関の設置が広がる(図1.1)。英国やドイツでも試行期間を経て設立準備に着手している。一方、日本では日本オリンピック委員会(JOC)や日本スポーツ協会、各競技団体などがそれぞれ暴力パワハラ対策の相談窓口を持つようになったが、スポーツ界全体の選手や指導者を対象とし、一律の法的権限や統一コード(行動規範)をベースに調査から処分まで一元化された独立機関はまだ設けられていない。

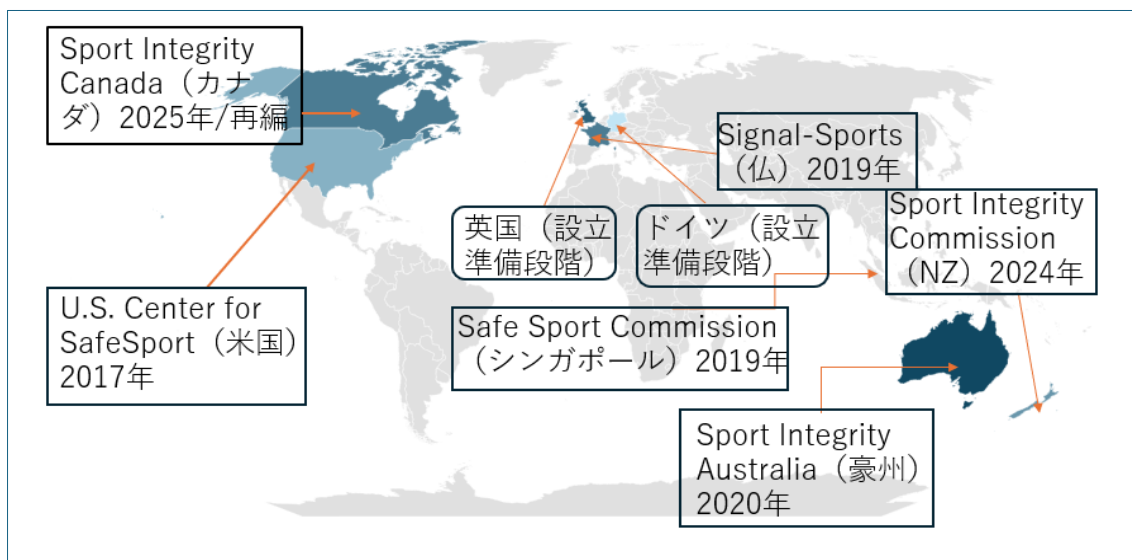


図 1.1 世界各国の主なセーフスポーツ専門機関

〈出典: Annual Report (米国) Annual Report 2024-25 (カナダ) SIA Annual Report 2024-25 (豪州) Safe Sport Commission (シンガポール) Sport Integrity Commission (NZ) Signal-Sports (フランス) を基に筆者作成〉

第2節 セーフスポーツの定義

セーフスポーツとは、国際オリンピック委員会 (IOC) が2016年に各国の研究者らと共同で公表した統一声明「Harassment and abuse (non-accidental violence) in sport (スポーツにおけるハラスメントと虐待)〈偶発的でない暴力〉」³⁾(Margo Mountjoy et al., 2016)で「アスリートが尊重され、公平であり、あらゆる形態の意図的な暴力から解放されたスポーツ環境」と定義された。この定義の中で対象とされる不適切行為は、権力関係の乱用に起因するとされる性的虐待やセクハラに限らず、心理的虐待(暴言・脅迫・いじめなど)、身体的虐待(体罰や過度のトレーニングなど)、ネグレクト(安全確保の怠慢や放置)、ハジング(伝統的なしごき)といった幅広い行為を含む、と明記されている。

2024年には新たな統一声明「Interpersonal violence and safeguarding in sport (スポーツにおける対人暴力とセーフガーディング)」⁴⁾(Yetsa A Tuakli-Wosornu et al., 2024)が公表され、図1.2で示されている通り、セーフスポーツを「スポーツ参加の恩恵を十分に享受でき、心身ともに安全で支援的なスポーツ環境」と再定義した。さらにセーフガーディングという選手保護の対策に関しては「スポーツにおけるハラスメントや虐待を未然に防止し、問題発生時に適切に対応するとともに、アスリートのウェルフェア(幸福・福祉)を包括的に支援・促進するための積極的な取り組み」と定義を説明し、最優先事項の一つとして注力する分野である。

IOCはスポーツの「信頼性(credibility)」を内包する概念を「インテグリティ」と呼び、セーフガーディングをドーピング防止、八百長対策と合わせて強化の柱に位置づける⁵⁾(IOC, 2023)。

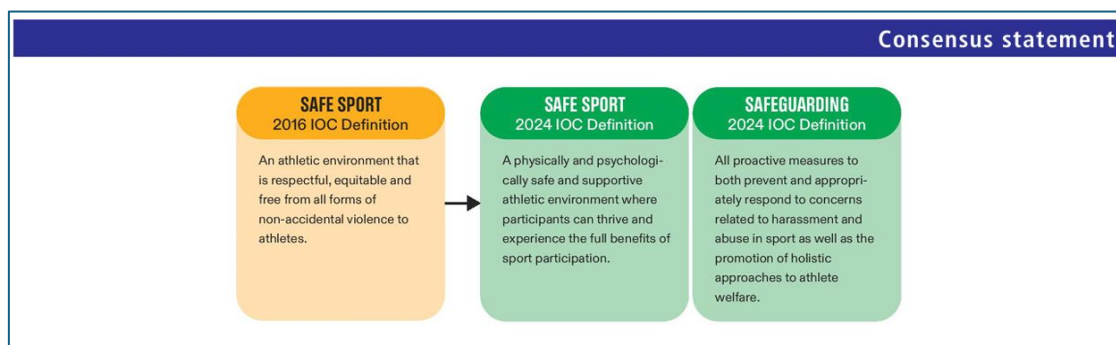


図 1.2 IOC 統一声明によるセーフスポーツの定義

〈出典:IOC Consensus statement〉

2016年リオデジャネイロ五輪以降は、アスリートの人権保護と暴力・虐待防止を打ち出して対策強化に乗り出しており、2018年ユース五輪(ブエノスアイレス)からセーフガーディング・オフィサー制度を正式導入して専門人材が派遣された。セーフガーディング・オフィサーとは、暴力・虐待やハラスメント、深刻さを増している交流サイト(SNS)での誹謗中傷など、さまざまなリ

スクから選手を守る専門家であり、通報を受けて被害者への支援や助言を行い、適切な専門機関につなぐ重要な役割がある。以下の図1.3が示すように、IOCは2024年半ばまでに日本を含む80カ国以上で250人以上のセーフガーディング・オフィサーを資格認定し、各国・地域のオリンピック委員会(NOC)、国際競技連盟(IF)にさらなる専門家オフィサーの養成を促す。IOC担当者によると、2025年11月時点で認定された日本のオフィサーは5人存在する。近年はメンタルヘルスも含めた選手保護の取り組みを進め、各国選手団に同行できる専門家の枠を増やしており、2024年パリ五輪ではセーフガーディング・オフィサーと、心のケアを担うウェルフェア・オフィサーを各国・地域あたり計3人加えることができるようになった。

2024年の統一声明でIOCは「スポーツにおける対人暴力は年齢や競技レベルを問わず発生しうるにも関わらず、依然として十分に研究されていない」とし、今後重要視するテーマとしてセーフスポーツと競技力向上が両立可能であることを強調した。「Interpersonal violence」(対人暴力)とは「個人や少人数の集団が、他者に対して意図的に力や権力を行使することを指し、オンライン上でも発生し、加害者の立場や関係性によって多様な形態を取る」と定義し、近年は Abuse(虐待)、Harassment(ハラスメント)といった複数の用語が関係性や行為の性質でしばしば同義的に用いられるとも指摘した。その上で、セーフスポーツを「全ての関係者の責任」として捉え、これまで声を上げられなかった人々に手を差し伸べ、グローバルな視点を取り入れる重要性を提言する。スポーツは「暴力の温床」ではなく、人間の成長と連帯の場であるべきであり、セーフガーディングとは単に「選手の保護」ではなく、スポーツの本質的な価値を回復し、維持するための社会的変革と位置づけているのが特徴である。

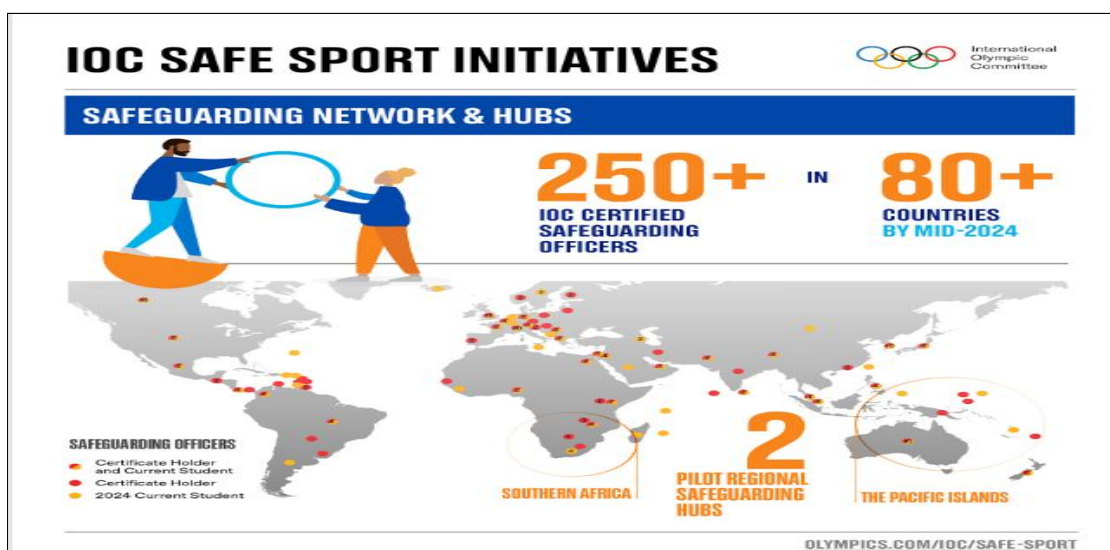


図 1.3 IOC セーフガーディング・オフィサーの取り組み

〈出典:IOC 公式サイト〉

第3節 スポーツ基本法改正で「暴力等の防止」

日本ではスポーツ施策の基盤となるスポーツ基本法が2025年6月、2011年の施行以来、初めて大幅に改正された。公立中学校の部活動の地域展開（地域移行）で指導者の資質や人材確保が課題となる中、図1.4で示す通り、新たに29条⁶⁾（スポーツ庁,2025）で「暴力等の防止」が明確に盛り込まれた。健全で公正なスポーツ環境を守るため、性的な言動を含めた指導者のハラスメントやインターネット上の誹謗中傷など、最近の社会情勢に即した内容が加えられ、八百長の温床となる違法賭博やドーピング対策も重視したのが特徴的である。

日本では刑法があり、学校教育法で体罰を禁じており、児童虐待防止法もあるが、スポーツの現場で暴力やハラスメントを禁じる法整備が手薄だったことを踏まえ、セーフスポーツを脅かす暴力・虐待に取り組む体制は一步前進した形と受け止められる。

(暴力等の防止)← 第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。)、インターネット上の誹謗中傷等(次項において「暴力等」という。)によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。← 2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。←
--

図 1.4 改正スポーツ基本法条文から抜粋

〈出典:スポーツ庁公式サイト〉

少子高齢化が進む中、笹川スポーツ財団の調査「子ども・青少年のスポーツライフ・データ2023」によると、運動部活動への加入率は中学、高校期の男女ともに減少傾向にある。特に女子は中学で50%を切り、高校では30%台である⁷⁾(笹川スポーツ財団,2023)。こうしたスポーツ離れの傾向を踏まえ、改正スポーツ基本法では公立中学校の部活動改革に関し、少子化の状況下でも子どもたちが継続的に多様なスポーツに取り組めるような対応を国や自治体に求めている。

基本理念では、人種や性別、年齢、障害の有無に関わらず、スポーツを通じて幸福や豊かさを実感できる社会の実現を明記。少子化や時代の流れを受けて従来の競技力至上主義から転換を図り、スポーツを通じた共生社会やウェルビーイング(心身の健康)の実現、安全なスポーツ環境の確保(セーフスポーツ)が重視されるようになったのも改正のポイントである。

第4節 日本スポーツ協会、過去最多の相談件数

日本のスポーツ界では2012年12月に大阪市立（現府立）桜宮高バスケットボール部の主将が体罰を受けた後に自殺した事件や、翌年1月に発覚した柔道女子日本代表の暴力パワハラ指導問題を契機に、JOC や日本体育協会（現日本スポーツ協会）、全国高校体育連盟、日本中学校体育連盟、日本障害者スポーツ協会（現日本パラスポーツ協会）の5団体が2013年4月に「暴力行為根絶宣言」⁸⁾（日本スポーツ協会、2013）を採択した。

根絶宣言では指導者に暴力を「必要悪」とする誤った考えを捨て去るよう求め「暴力行為は人間の尊厳を否定し、スポーツそのものの存立を否定する恥ずべき行為」と指摘。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものであると改革を促した。

日本スポーツ協会が2013年に設置した「暴力行為等相談窓口」では、2024年度の相談件数が536件と過去最多を更新した（図1.5）。相談内容の割合は暴言が増加傾向で最多の41%に上り、殴る、蹴るなどの暴力は13%で減少傾向にある（図1.6）。被害者の内訳は小学生が48%で最も多く、中学生が18%、高校生が12%だった（図1.7）。日本スポーツ協会は相談件数の増加要因をハラスメントに対する意識の高まりのほか、窓口の認知度向上などが要因だと分析する一方、指導者の不適切行為が依然として減らない現状も浮き彫りになっている。

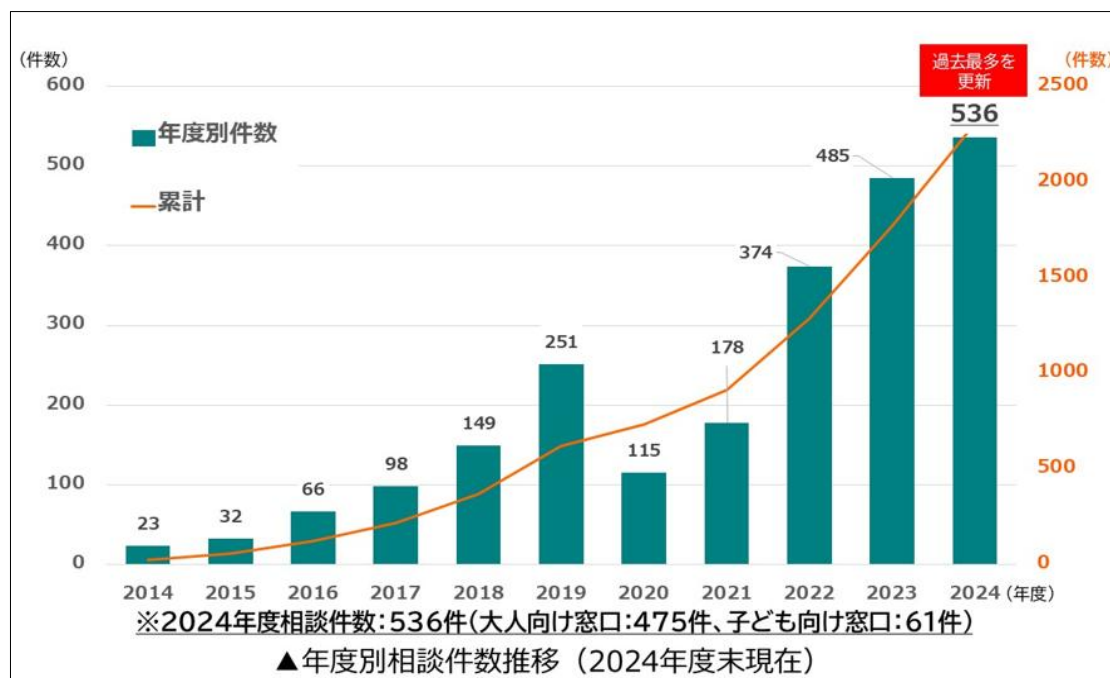


図 1.5 日本スポーツ協会の暴力相談窓口の件数推移

〈出典: 日本スポーツ協会公式サイト〉

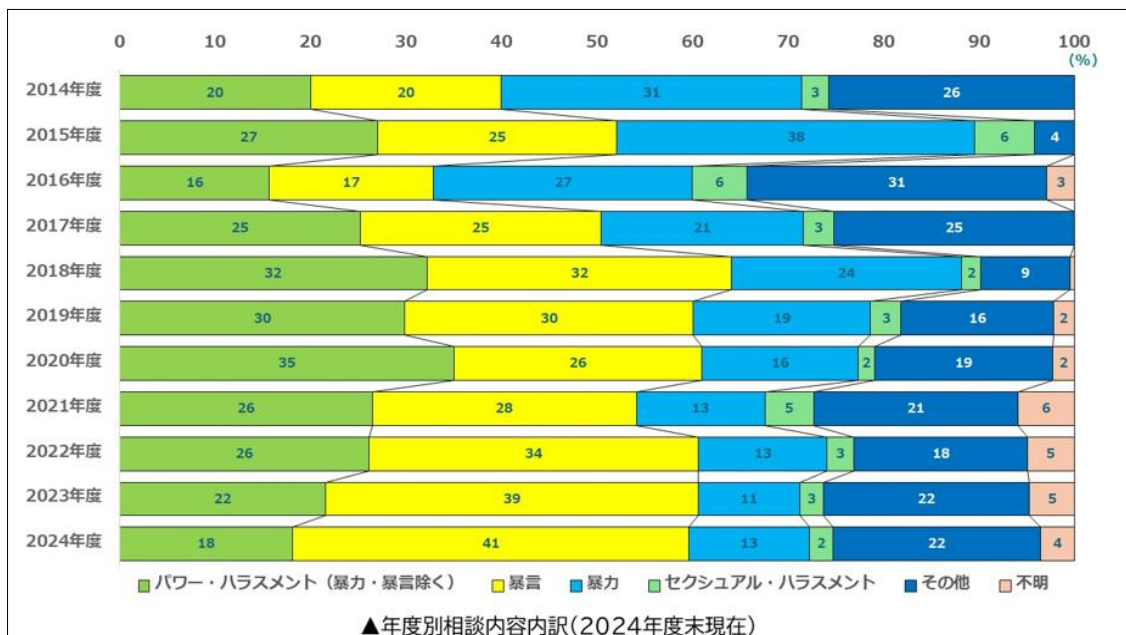


図 1.6 日本スポーツ協会の相談窓口内訳

〈出典: 日本スポーツ協会公式サイト〉

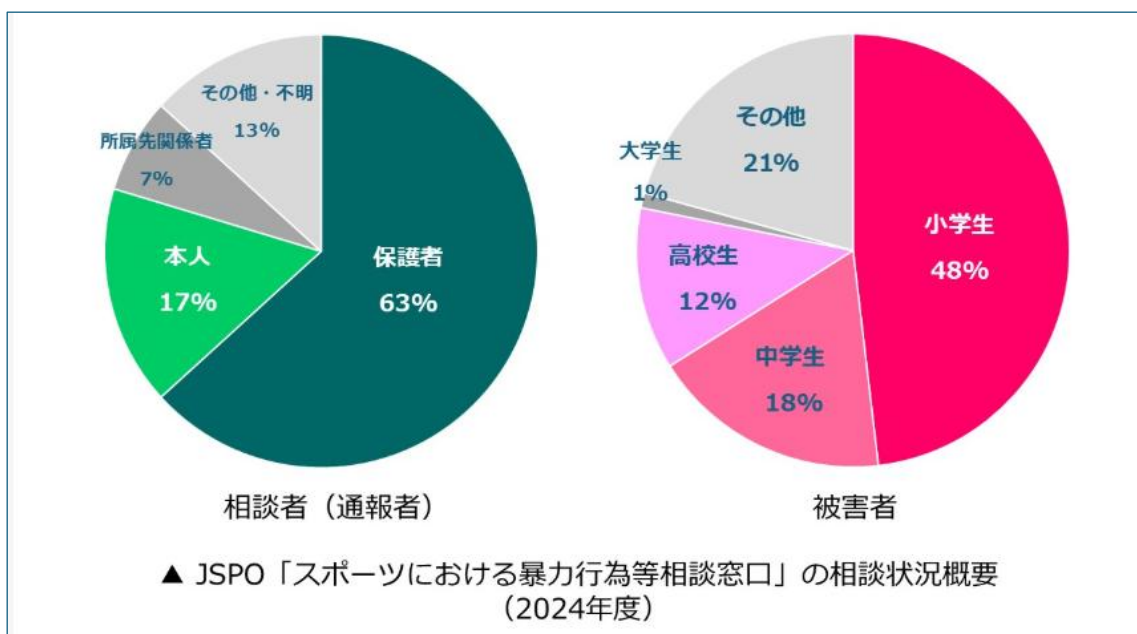


図 1.7 日本スポーツ協会相談窓口の被害者内訳

〈出典: 日本スポーツ協会公式サイト〉

第5節 JOC の実態調査

日本オリンピック委員会 (JOC) が五輪などを目指す2024年度強化指定選手を対象に実施した実態調査では、スポーツの競技成績の背後で、ハラスメントや心理的負担を抱えるデータが浮き彫りとなった。以下の図1.8で示す通り、「これまでの競技生活でハラスメントを受けたことがある」のは20%に上り、ハラスメントの内容(複数回答可)は「言葉による暴力」が80%を占めた。「自由な進路選択の妨害」が31%、「体罰・しごき」が26%、「体重や体組成の管理」が15%、「セクハラ」は12%だった。調査は2024年11月から2025年2月にかけてオンラインで1,803人にアンケートを実施。818人から回答を得た。

特に興味深かった結果は、JOC のハラスメントに関する通報相談窓口の存在は72%が認知していた一方、利用したことがある選手はわずか3%だった事実である。JOC によると、今回の調査で選手からは「相談のハードルが高い」「どこに相談すればいいかわからない」「窓口を一本化してほしい」との声が寄せられたという。

2013年に発覚した柔道女子代表の暴力パワハラ指導問題などを踏まえ、スポーツ界ではJOC に加えて日本スポーツ協会、日本スポーツ振興センター(JSC)、各競技団体に相談窓口が設置されたが、認知度と利用率の間に大きな乖離が存在する実態が判明している。

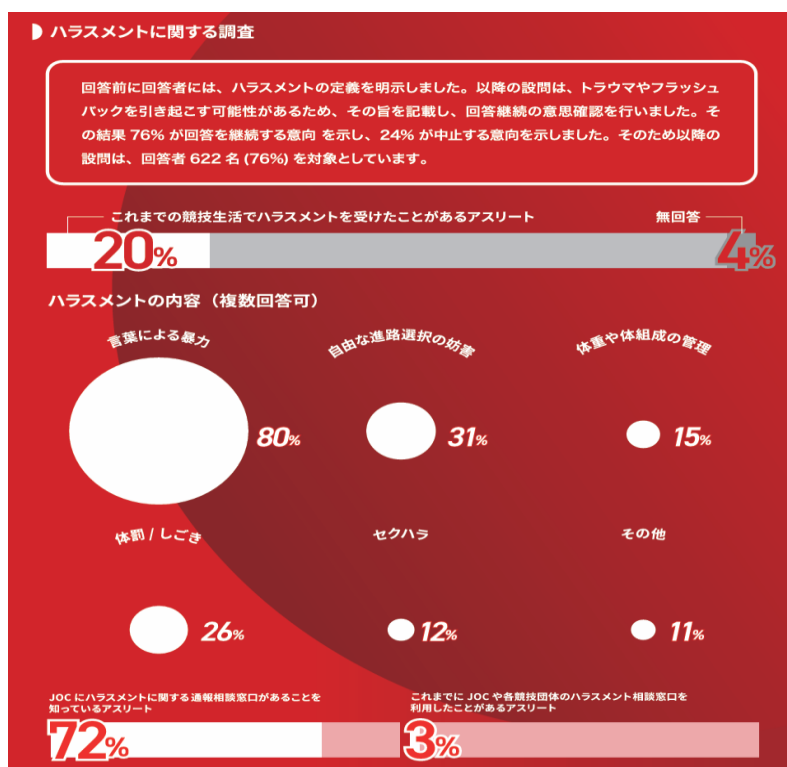


図 1.8 JOC の強化指定選手を対象とした実態調査(2024-2025 年)

〈出典:JOC アントラージュ委員会〉

第6節 日本における相談窓口

日本スポーツ界の暴力・虐待における相談窓口は、JOC以外にも多数存在する。システム自体は多層的である一方、横断的な統一窓口が存在せず、競技レベルや所属組織ごとに細分化されているのは、日本のスポーツガバナンスが歴史的に縦割り構造で発展してきたことが最大の理由といえる。

次ページの図1.9で示されている通り、地域のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブは日本スポーツ協会(JSPO)、全国レベルにおける中学校・高校の部活動はそれぞれ日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、大学の部活動は大学スポーツ協会(UNIVAS)、トップアスリートはJOC、JSCに通報・相談することになっている。

さらに特徴的なのは、高校野球に代表されるように、競技種目によっては都道府県単位で相談窓口が設けられている点である。各競技団体が横断的に管轄する仕組みもあり、これは初期対応の迅速性という利点がある。ただ、相談先が活動レベルごとに分断され、相談窓口の多くが競技団体や学校組織の内部に位置づけられているため、利害関係や上下関係が影響し、相談のハードルが高くなる傾向も指摘される。こうした背景からJOCの調査でも示されたように、相談窓口の存在は認知されていても、利用に結びつかない課題が生じている。

全国各地の教育委員会や学校なども通報窓口を設置しているが、いずれも縦割りの仕組みで、対応の実効性に関しては「草の根からトップレベルまでのスポーツ分野全体が包括的にセーフガーディングに取り組む体制には到達していない」⁹⁾(来田ら,2025)。日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の調査報告書¹⁰⁾(杉山ら,2022)では、人的・金銭的資源の課題や競技団体から独立した予防・解決のための相談機関の不足が指摘されている。

米国のセーフスポーツ・センターのような競技団体から独立した専門機関は、統一基準の通報窓口が存在する。近年、オーストラリアやカナダでも国家的な取り組みで共通したセーフスポーツ・コードの策定とともに被害を受けたアスリートがアクセスしやすい相談窓口の体制が整備され、アジアではシンガポールの施策が一步進んでいる。IOCや国連教育科学文化機関(ユネスコ)は心身とも安全なスポーツ環境を定義する「セーフスポーツ」をグローバルスタンダードとして位置づけ、各国がセーフガーディングの対応を迫られている現状がある。

日本でも改正スポーツ基本法の成立を受け、将来的にセーフスポーツに対応する独立した専門機関の必要性を含めた議論が関係機関で進んでいる。

<u>地域のスポーツ少年団や 総合型クラブ</u> における困りことを相談したい場合	日本スポーツ協会（JSPO）  各競技団体の相談窓口 (PDF) 
<u>中学校・高校の部活動</u> における困りことを相談したい場合	日本中学校体育連盟（日本中体連）  全国高等学校体育連盟（全国高体連）  各競技団体の相談窓口 (PDF) 
<u>大学の部活動</u> における困りことを相談したい場合	大学スポーツ協会（UNIVAS）  各競技団体の相談窓口 (PDF) 
<u>トップアスリート</u> が困りことを相談したい場合	日本スポーツ振興センター（JSC）  日本オリンピック委員会（JOC）  各競技団体の相談窓口 (PDF) 

図 1.9 各スポーツ団体の暴力・虐待相談窓口

〈出典：日本スポーツ協会公式サイト〉

第7節 スポーツと暴力・虐待の歴史

スポーツにおける暴力・虐待問題は、突発的に生じたものではなく、各国のスポーツ文化や制度の中で長期的に蓄積されてきた課題でもある。本節では米国、日本、欧州の歴史を振り返り、現代のセーフスポーツ専門機関設立につながる背景を整理する。

第1項 米国

米国におけるスポーツと暴力・虐待の起源は19世紀半ば頃までさかのぼり、大学で「ハジング(hazing)」と呼ばれる強制的な入部儀礼やしごきの文化が報告されている¹¹⁾(Nuwer,1999)。戦後は運動部や社交クラブで団結や忠誠心の名の下に拡大し、1950～70年代には入部儀礼に伴う死亡事故が相次ぎ、1980年代以降にハジング禁止法が全米で制定されるなど社会問題化した¹²⁾(Allan & Madden,2008)。Allan & Madden (2008)の研究では全米53大学、1万人を超える学生を対象にした最大規模のハジング調査を実施し、所属団体のある学生の55%がハジング行為を経験していることを明らかにしている。強制的な飲酒や屈辱的行為を含めてハジングを「暴力の文化」として捉えたことが特徴である。

1990年代からは「勝利至上主義」、「沈黙の文化」を背景に大学スポーツ界で暴力・虐待問題が相次ぎ、2010年代には米大学フットボールの強豪として知られるペンシルベニア州立大学のジェリー・サンダスキー元コーチが、少年への性的虐待を繰り返していた事件が発覚した¹³⁾(CNN,2013)。体操界では代表チームドクター、ラリー・ナサルによる五輪金メダリストらを対象にした性的虐待スキャンダルが起こり、議会が2017年のセーフスポーツ・センター設立を支援した。以後、性的虐待問題だけでなく、身体的暴力や心理的暴力を含む包括的な専門機関として教育、通報、処分制度を備えた世界的モデルとなった。

第2項 日本

日本のスポーツと暴力的指導の歴史を振り返ると、体罰の起源は戦前とされ、軍隊を経験した指導者が復員して戦後拡大した背景がある。野球選手138人の自伝や回想録など膨大な史料から読み解くと、野球で体罰が最初に特定できる事例は1920年代と分析される¹⁴⁾(中村,2023)。当時の東京六大学は人気拡大で権威が上がり、早稲田大の飛田穂洲監督は自ら「死の練習」と呼ぶほど厳しさを求めたとも記録されている。戦後は学校体育と部活動制度の広がりとともに監督を頂点に上下関係が形成され、大学や高校で体罰やしごきが日常化していった。1965年に東京農大ワンダーフォーゲル部で1年生男子部員が上級生による「しごき」で死亡する事件も起きた¹⁵⁾(共同通信,2012)。「愛のむち」「指導の一環」として体罰が正当化され、短期間で軍人を養成しようと鉄拳制裁が横行した旧日本軍と似た構造的な側面も指摘された。

1985年には岐阜県の高校陸上部で教師の行きすぎた体罰や暴言により、女子生徒が自死に追い込まれる事件が起き、国会で取り上げられ、裁判でも損害賠償請求が認められた¹⁶⁾(勝野,1994)。近年は科学的トレーニングなどが発達し、技術指導において殴る、蹴るが無意味だと認識されているにも関わらず、暴力事件は後を絶たない。2012年に大阪市立(現府立)桜宮高バスケットボール部の主将が体罰を受けた後に自殺した事件や、翌年発覚した柔道女子日本代表の暴力パワハラ指導を契機に、スポーツ界は「暴力行為根絶宣言」を採択。2018年にはレスリングや日本大アメリカンフットボール部、体操など暴力パワハラ問題が相次ぎ、上意下達の閉鎖的な体質を暴露する内部告発が増える中、啓発活動を続けている。

第3項 欧州

欧州スポーツ界の暴力・虐待の歴史は、19世紀の英国パブリックスクール(寄宿学校)における上下関係の厳格さが近代スポーツの源流を形成したと指摘される¹⁷⁾(Fasting,2005)。この寄宿学校文化はコーチと選手関係の権力不均衡の温床になったとされ、戦後も指導者中心の規律構造が残った。先駆的研究者のFastingはノルウェーの女性アスリート600人超を対象に性的ハラスメント・虐待の実態を大規模調査し、学術的テーマとして性的虐待を事実上初めて可視化した上で「沈黙の文化」が支配していたと分析している。

歴史的な転換点は、英国サッカー界で2016年に発覚した元コーチらによる児童の性的虐待事件である¹⁸⁾(BBC,2021)。1970～2000年代にマンチェスター・シティなどの育成世代選手に対し、コーチ複数人が長期的に性的虐待を行っていたと元選手がBBC特集「Football Abuse Scandal」などで告白し、全英で被害が連鎖的に表面化した。被害者は数百人規模とされる。イングランド・サッカー協会(FA)は子どもの保護対策を導入するのが遅すぎたとし「子どもを守るための十分な対応をしてこなかった」と結論づけられた。

英国体操界では政府が委託した独立調査¹⁹⁾(Anne Whyte, 2022)で明らかになった構造的虐待も社会的な問題となった。被害者の多くは10代のジュニア世代で数百人規模の体操選手がコーチによる身体的、心理的虐待、体重管理、強制的トレーニングなどを長期間受けていた内容だった。英国体操協会は「安全より、メダルや結果を優先し、構造的な失敗」と結論づけた。欧州のセーフガーディング議論が加速する契機になるスキャンダルだった。

フランスでは元プロテニス選手のイザベル・ドモンジョが2007年に13歳から22歳までの約10年間、コーチから継続的に性的暴行を受けていたと告白し、社会的な衝撃を与えた²⁰⁾(France24,2012)。フィギュアスケート界ではトップコーチによる性的暴行事件が2020年に発覚し、10代の選手ら多数の被害者が出たことで、政府の独立通報機関「Signal-Sports」を創設する契機になった²¹⁾(France24,2021)。こうした背景を受け、各国で取り組みはさまざまだが、欧州全体でセーフスポーツの制度化が広がりつつある。

第8節 先行研究

セーフスポーツに関する研究は近年、各国で進んでおり、²²⁾Johnson et al. (2020) の研究では米国で2017年に設立されたセーフスポーツ・センターの取り組みや課題を整理し、女性スポーツを含めたアスリート保護の重要性を示した。スポーツ界で唯一の独立した「司法的機能」を持つ専門機関として評価し、通報件数の増加は「センターが沈黙の文化を破り、可視化をもたらした証拠」と指摘した。米国では約4,500万人の子どもがユース世代のスポーツに参加し、これまで「沈黙の文化」や通報への心理的・物理的なバリアが暴力・虐待の報告を妨げてきた背景も分析している。通報・調査・処分を体系化した包括的セーフガーディング機関が国際的なモデルケースになっている点も強調した一方、センター設立から年々増加する通報件数が膨大で処理が追いつかず、人的リソースに課題があることも明らかにした。

²³⁾J. Dallam et al. (2024) の研究では米国のエリートアスリートにおける対人暴力の実態を陸上や水泳など10競技を対象にオンラインで大規模調査し、心理的暴力(暴言、威嚇、脅迫など)が54.5%で最も多かった。続いて食事・水分の剥奪が12.3%、性的暴力が8.8%、身体的暴力(平手打ち、殴る、蹴るなど)は6.9%だった。五輪・パラリンピック代表レベルである米国選手の過半数が心理的暴力を経験している実情は深刻であり、セーフ・スポーツセンターのような独立した専門機関による監督と予防教育が不可欠であると論じている。

²⁴⁾Kerr et al. (2019) の研究では、カナダ代表レベルの現役・元アスリート995人を対象とした調査で6〜7割が少なくとも1つの有害行為を経験しており、その大部分は「心理的被害」や「ネグレクト」に集中していると報告。こうした基礎データがカナダの暴力・虐待専門機関創設につながったとしている。²⁵⁾Gurgis (2025) はセーフスポーツの研究が性的虐待に集中しており、心理的虐待、身体的虐待、グルーミング、ネグレクトに関する研究が大きく不足していることを指摘。セーフスポーツの実効性を高めるために研修やワークショップだけでなく、勝利至上主義から脱却した社会的な変革、制度的保証が不可欠と指摘した。

また英国体操界を調査した Anne Whyte(2022) の研究では虐待やハラスメントの告発が相次いだ問題を受け、選手やコーチ、医療関係者らから約400件以上の証言・証拠を収集。セーフガーディング、ガバナンスの健全性を検証し、相談窓口が機能せず、選手や保護者は「報復を恐れて声を上げられない」という通報システムの不備を指摘した。この研究が独立した通報・調査機関「Sport Integrity UK」の整備着手につながっている。

一方、各国のセーフスポーツにおける制度設計を横断的に比較した研究はまだ多くない。²⁶⁾Stevens et al. (2021) は、オランダ、ベルギー、フィンランド、キプロス、ギリシャ、ルーマニア、スペインの7カ国を調査対象とし、告発事例や政策システム上の課題を整理している。オランダやベルギーは心理的暴力が30%台と最多で、性的虐待(18歳未満のアスリート)、身体的暴力の順に被害が続く、フィンランドは性的ハラスメントの経験が26%と多かった。政策・制度では

オランダが政府主導の行動規範を策定しており、全7カ国で通報窓口、調査手続き、懲戒・懲罰制度なども部分的に整備されているが、スペインやギリシャなど行動規範や内部保護体制の整備が不十分な国も多いと指摘している。結論としては、制度の実効性や教育の効果を検証するデータがまだ不足しており、通報制度・教育プログラム・調査機関・制裁体系を「現場レベル」で浸透させていくことが主要課題とした。

²⁷⁾MacPherson et al. (2022) はスポーツにおける子どもの暴力・虐待保護をテーマに、米国、英国、オーストラリアの調査機関を比較している。通報メカニズムやプロセスの透明性を分析し、この10年で専門機関の設立、教育教材の公開、通報制度の整備という面では「大きな前進」があったと肯定的に評価した。一方、セーフガーディングに関して公平性、多様性、インクルージョンの三本柱をテーマにした教育内容がまだ不十分であると指摘している。通報制度の権限や調査、制裁の一貫性、被害者のトラウマ配慮などにも各国でばらつきがあり、依然として重要なギャップが残されているという点も明らかになった。

²⁸⁾Bastianon & Colucci (2025) は、米国やオーストラリアなど各国のセーフスポーツに取り組む専門家や研究者の論文を書籍で編集し、包括的に比較分析している。IOCやバスケットボール、体操など国際競技連盟の活動を含めて効果的なセーフガーディングには、アスリートを保護する法的枠組みや明確に統一された国際基準の策定が必要と指摘した。その上で、スポーツや国を超えて適用されるセーフガーディングの行動規範を作成しつつ、各国・地域の文化や制度を尊重することも重要と提言。独立したセーフスポーツ専門機関の支援、アスリートやコーチ、審判員などスポーツに関わる全ての人に教育研修を義務付け、安全なスポーツ環境を日常的に実践できることを目標に置くべきと結論づけた。

来田ら(2025)は「諸外国から学ぶセーフスポーツ」で米国やオーストラリアなど各国の全般的な環境や動向を文献調査などで比較し、国際スポーツ界における人権侵害の防止や取り組みを紹介している。IOCや欧州評議会、国連教育科学文化機関(ユネスコ)の人権保護に関する基本方針にも着目し、セーフスポーツの在り方を提言した。

これらの先行研究を通じ、諸外国で広がるセーフスポーツの制度的な取り組みや暴力・虐待の傾向を分析する研究は主に特定国のケーススタディーとして行われているが、先駆モデルの米国でも設立から8年、英国やドイツなどは設立準備段階で歴史がまだ浅い分野だけに、研究データは不足している。特にセーフスポーツ専門機関に焦点を絞った横断的な比較研究は限定的であり、本研究は、アジアで先行するシンガポールや新設されたニュージーランドなど最新の動きを含めて調査した点で新規性を有すると考えられる。

第9節 研究目的

本研究の目的は、世界の先駆けとなった米国のセーフスポーツ・センターをはじめ、カナダやオーストラリアなど諸外国に広がる専門機関を対象に、その設立プロセス、法的フレームワーク、統一コード(行動規範)、組織構造、被害者支援の仕組みといった制度設計を横断的に比較し、暴力・虐待対策の専門機関としての活動実績と課題を明らかにすることである。

日本のスポーツ界では、日本スポーツ協会や各競技団体による通報窓口の設置が進められている一方で、全国共通の統一コードの下で調査・裁定機能までを包括的に担う専門機関は整備されていない。こうした現状を踏まえ、本研究では、通報から処分までを一貫して担う米国の制度に加え、研究事例の少ない欧州諸国やシンガポール、ニュージーランドを含む多様な制度モデルを比較することで、各国における活動実績と課題がどのような制度設計の下で生じているのかを整理することに主眼を置く。新たな潮流を明らかにすることで、日本における類似組織設立の可能性と課題を考察し、専門機関の構造モデルがいかなる選択肢として形成されているのか議論を深めることは研究の意義があると考えられる。

第2章 研究方法

第1節 文献調査

本研究では先駆的なモデルとなった米国をはじめ、各国における暴力・虐待対策の専門機関としての活動実績と課題を明らかにするため、最初に文献調査を実施した。対象国は本格的に稼働している米国、カナダ、フランス、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランドの6カ国とし、設立プロセスや組織構造、統計データを網羅的に収集して基本的な制度設計を説明することを目的とした。独立した専門機関の設立準備段階にある英国とドイツに関しても、日本における類似組織設立の可能性と課題を考察するため、文献から調査を始めた。データ収集は、表 2.1 に示した以下の文献を主な情報源として行った。

各国の取り組みを包括的に分析するには、米国やオーストラリアなど主に年次報告書から基礎的な情報を収集した。さらに各国の統一コードは、暴力・虐待の防止、通報、調査、処分の基準を体系化した包括的な行動規範であり、禁止行為を細かく定義し、それぞれのスポーツ文化の違いを背景に特徴が把握できた。未成年アスリートの保護で虐待予防ポリシーも米国やオーストラリアなど各国共通で力を入れており、資料として活用した。

表 2.1 文献調査の主な対象

国名	資料	内容
米国	2024 Annual Report	年次報告書(通報件数、処分、予算など統計データ)
	Safesport Code	米国の統一コード(行動規範)
	Minor Athlete Abuse Prevention Policies (MAAPP)	未成年虐待予防ポリシー
	2024 -2026 Strategic Plan	中長期の戦略計画
	2024 Culture & Climate Survey Report	米国選手4,000人のアンケート
カナダ	Canadian Safe Sport Program (CSSP)	新セーフスポーツプログラム
	The Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport (UCCMS)	カナダの統一コード
	Strategic Plan 2025-2028	中長期の戦略計画
	Abuse-Free Sport Year One Report	年次報告書(2022-2023)
フランス	Convention nationale de prévention des violences dans le sport	スポーツにおける暴力防止報告書(仏スポーツ省)
オーストラリア	Annual Report 2023-24	年次報告書
	The Safeguarding Children and Young People Policy	18歳未満の子ども・若年者保護ポリシー
	National Integrity Framework (NIF)	豪州の統一コード
シンガポール	Safeguarding in Sport – A Proposed Framework	フレームワーク提言
	Safe Sport Unified Code	シンガポールの統一コード
	The Safe Sport Programme	セーフスポーツプログラム
	1,000 day Impact Report	1000日報告書
ニュージーランド	Adopting the Integrity Code	NZの統一コード
英国	Safe Sport Project Report	英国のロードマップ
ドイツ	Roadmap für das Zentrum für Safe Sport	ドイツのロードマップ

(年次報告書や統一コードを基に筆者作成)

第2節 インタビュー調査

本研究では、各国の独立専門機関における暴力・虐待対策の実態を深く理解することを目的として、関連分野の専門家を対象にインタビュー調査を実施した。この調査では、各国を横断的に比較するために、①設立時期と背景②適用範囲③法的枠組み④主な特徴⑤組織体制⑥予算規模⑦活動実績⑧主な課題という幅広い観点から情報を収集した。

インタビュー対象者は表2.2で示した通り、各国機関の専門家だけでなく、客観的な見解を得るために世界のセーフスポーツを研究するイタリア・スポーツ弁護士協会名誉会長のミケーレ・コルッチ氏、イタリアのベルガモ大教授でスポーツ仲裁裁判所(CAS)仲裁人でもあるステファノ・バスチアノン氏の代表的な2人とコンタクトを取った。さらに暴力・性的虐待問題を長く研究し、セーフスポーツのIOC統一声明にも携わったノルウェーのカリ・ファスティング氏からも豊富な経験に基づいた知見を得た。設立準備中の英国とドイツも対象に加えた。

日本の現状と課題を確認するため、日本スポーツ協会の暴力相談窓口の統括責任者を立ち上げ時から務める合田雄治郎弁護士にも対面でインタビューを実施した。

表 2.2 インタビュー対象者(世界の研究者や各国専門機関の責任者)

	氏名	肩書	日付	方式	内容
全般・研究者	Michele Colucci	イタリア・スポーツ弁護士協会名誉会長、研究者	2025年9月16日	オンライン	世界各国のセーフスポーツ
	Stefano Bastianon	ベルガモ大教授、CAS仲裁人	2025年9月16日	オンライン	世界各国のセーフスポーツ
	Kari Fasting	セーフスポーツ研究者(ノルウェー)、IOC統一声明	2025年11月3日	オンライン	先駆的な研究者
米国	A氏	米国セーフスポーツ・センター法務責任者	2025年9月25日	オンライン&メール	米国機関の取り組みや課題
	B氏	米国セーフスポーツ・センター渉外担当	2025年10月17日	メール	米国の組織構造
	Phil Andrews	USAフェンシングCEO	2025年9月12日	メール	競技団体の見解
カナダ	C氏	Sport Integrity Canada責任マネジャー	2025年9月24日	オンライン&メール	カナダの組織構造
フランス	D氏	仏スポーツ省・暴力対策責任者	2025年10月8日	オンライン&メール	フランスの構造モデル
	E氏	仏の通報機関「シグナル・スポーツ」担当	2025年10月8日	オンライン&メール	フランスの構造モデル
オーストラリア	F氏	Sport Integrity Australia 広報責任者	2025年9月30日	オンライン&メール	SLAの構造モデル
シンガポール	G氏	Safe Sport Commission チームリーダー	2025年9月17日	オンライン&メール	シンガポールの組織構造
NZ	H氏	Sport Integrity Commission 広報責任者	2025年10月15日	オンライン&メール	NZの構造モデル
英国	I氏	英国スポーツ施策の顧問弁護士	2025年10月14日	オンライン	英国のロードマップ
ドイツ	J氏	Safe Sport e.V.の通報窓口責任者	2025年10月15日	オンライン&メール	ドイツのロードマップ
日本	合田雄治郎・弁護士	日本スポーツ協会・暴力通報窓口の統括責任者	2025年8月21日	対面	日本の現状と課題

調査の形式としては、半構造化インタビューを採用した。この形式では、事前に主要な質問項目を設定しておき、調査目的に沿ってインタビューを進め、対象者の専門分野や回答内容に応じて柔軟に質問を追加・変更しながら行った。この質的調査法により、比較可能なデータを収集しつつ、対象者の経験や知見に基づいた詳細な情報を得ることが可能となった。

インタビューは対面またはオンライン、メールでのQ&A方式で実施し、聞き取り内容は逐次メモとして記録し、終了後速やかに調査テーマごとに分類・整理した。また本研究の各国専門機関におけるインタビューは、同意を得て実施され、協力者の要望をとりいれ、プライバシー保護や職業上の影響への配慮から全ての回答者を匿名化した。

なお、半構造化面接で用いたインタビューガイドは以下の通りである(表 2.3)。これらの質問項目を軸に、対象者の専門分野や経験に応じて質問を補足し、深掘りした。

表 2.3 インタビューガイド(半構造化インタビューの主要質問項目)

区分	主な質問項目	質問の趣旨
1	・当該機関（制度）はいつ、どのような背景で設立されましたか	設立時期と背景（社会的な動機）
2	・対象となるスポーツ団体・競技者の範囲はどこまでですか	適用範囲
3	・制度の法的根拠（法律・政令・規程等）は何ですか ・セーフスポーツに特化した法律はありますか	法的枠組み（制度の根拠）
4	・当該機関の特徴的な施策は何だと考えますか	主な特徴（各国モデルの特性比較）
5	・組織の人員構成、専門家の構成、意思決定構造はどうなっていますか	組織体制
6	・年間予算規模と主な財源は何ですか	予算規模
7	・通報件数や処分件数など主な活動実績を教えてください ・統一コードの運用実績はどうなっていますか	活動実績（成果の検証）
8	・運用上の課題、今後改善すべき点は何だと考えますか	主な課題
補足	日本に同様の制度を導入する場合、重要な条件は何だと思えますか	日本への示唆

第3章 研究結果

第1節 対象6カ国の結果

スポーツ界の暴力・虐待対策における専門機関を横断的に比較するため、対象とした米国、カナダ、フランス、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランドの6カ国の概要を調査すると、各国の共通する活動実績と課題が明らかになった。さらに文献調査とインタビュー調査で①設立時期と背景②適用範囲③法的枠組み④主な特徴⑤組織体制⑥予算規模⑦活動実績⑧主な課題という観点から情報を収集し、各国のスポーツ文化や歴史で制度的な違いがあるものの、各競技団体共通の統一コード(行動規範)の重要性が浮き彫りになった。

第1項 米国 〈U.S. Center for SafeSport〉

(1) 設立時期と背景

米国セーフスポーツ・センターは、世界初の独立した暴力・虐待対策専門機関として2017年3月に創設された。米体操界で発覚した長期間にわたる組織的な性的虐待(ラリー・ナサル事件)が大きな契機となったが、同時期に水泳、レスリング、フィギュアスケートなど複数競技で多くの選手が虐待を告発していた背景もあった。当時、米国オリンピック・パラリンピック委員会(USOPC)や国内競技団体(NGB)は選手から通報を受理しても対応が不十分だったシステムの欠陥にスポーツ界や議会でも批判が噴出し、構造的な問題として独立した外部機関の必要性が高まった経緯がある²⁹⁾(Moran & Blumenthal, 2019)。

センターは使命として①全米の五輪・パラリンピック運動における安全なスポーツ環境の明確な基準を定める②虐待の認識、防止、対応方法についてスポーツ界を教育する③不正行為の申し立てを調査し、加害者に制裁を科すと定義している。設置場所はUSOPC本部や多くの競技団体がある米コロラド州コロラドスプリングズに地理的に近く、必要な時にアクセスしやすいデンバーが選ばれた。暴力・虐待疑惑を調査する上で、独立性の観点から適度に競技団体から距離を置くことも考慮された。

(2) 適用範囲

USOPC加盟の50団体、1,100万人以上が対象となり、五輪・パラリンピック運動に参加する全ての個人を対象とする。競技団体の登録者、ボランティア、トレーナー、コーチ、選手、契約スタッフなどが含まれ、最終的な目標はスポーツ界全体の意識改革と文化の変革を促し、全てのアスリートが安全に競技できる環境をつくることである。一方、北米四大プロスポーツのアメリカンフットボール(NFL)、バスケットボール(NBA)、大リーグ(MLB)、アイスホッケー(NHL)のほか、五輪競技を除く全米大学体育協会(NCAA)のスポーツは対象外とされている。

(3) 法的枠組み

センターは連邦法「SafeSport Authorization Act of 2017」(セーフスポーツ授權法=2018 年成立)に基づき、図 3.1 で示す通り、米国の「独立した全国セーフスポーツ機関」として機能し、世界的にもそのように認識されるものと明記されている。さらにUSOPCとそれに加盟する各競技団体に対して「管轄権」を行使する法的なフレームワークを持ち、心理的虐待、身体的虐待、性的虐待等の問題に対処する権限を持つ機関と位置づけられる。

競技団体を横断する永久資格停止処分など制裁権も制度化した。疑わしい児童虐待(性的虐待を含む)は 24 時間以内に通報することを義務づけ、性的虐待、児童虐待に関してはセンターと警察が連携し、専門情報を共有して刑事捜査を支援する仕組みが確立された。

SEC. 202. DESIGNATION OF THE UNITED STATES CENTER FOR SAFE SPORT.↵

§ 220541. Designation of United States Center for Safe Sport ↵

(a) IN GENERAL. —The United States Center for Safe Sport shall— ↵

(1) serve as **the independent national safe sport organization** and be recognized worldwide as the independent national safe sport organization for the United States.↵

(2) **exercise jurisdiction** over the corporation, each national governing body, and each paralympic sports organization with regard to safeguarding amateur athletes against abuse, including emotional, physical, and sexual abuse, in sports.↵

図 3.1 Safe Sport Authorization Act of 2017 第 202 条

〈出典:115th Congress.Gov より作成、赤字分は「独立した全国セーフスポーツ機関」と「管轄権」を表す〉

2020年10月には「Empowering Olympic, Paralympic, and Amateur Athletes Act of 2020」(五輪・パラリンピック及びアマチュア選手支援強化に関する改正法)が施行され、センターの独立性と権限強化が推進された。以下の図3.2で明示した通り、USOPCや競技団体は、調査結果に干渉したり、調査の結論に影響を与えようとしたりしてはならないと明記されている。センターは競技団体の取り組みを監視し、USOPCや競技団体がセンターの調査への干渉や影響を試みる行為があった場合、72時間以内に米国議会に報告する義務が定められた。これにより、調査の独立性や中立性の確保が法律で強力に制度上、担保される形となった。

センターが作成する調査資料は機密情報として扱われるが、児童虐待など法律で通報が義務づけられるケースでは刑事捜査機関に支援目的等で報告する。さらに選手の声を反映したガバナンス構造の再設計、センターへの安定した資金供給が盛り込まれた。

PUBLIC LAW 116-189—OCT. 30, 2020⁴

(4) INVESTIGATIONS. — ⁴

(A) IN GENERAL. —The corporation and the national governing bodies shall not interfere in, or attempt to influence the outcome of, an investigation. ⁴

(B) REPORT. —In the case of an attempt to interfere in, or influence the outcome of, an investigation, not later than 72 hours after such attempt, the Center shall submit to the Committee on Commerce, Science, and Transportation of the Senate and the Committee on Energy and Commerce and the Committee on the Judiciary of the House of Representatives a report describing the attempt.⁴

図 3.2 Empowering Olympic, Paralympic, and Amateur Athletes Act of 2020

〈出典:115th Congress.Gov より作成、赤字部分は調査への干渉等には72時間以内に報告する義務を表す〉

(4) 主な特徴

米国ではセンターが策定した競技団体共通の行動規範「セーフスポーツ・コード」を順守することが義務づけられ、18歳未満の選手を対象にした「未成年アスリート虐待予防ポリシー」(Minor Athlete Abuse Prevention Policies:MAAPP)の採択との二本柱で運用している。

統一コードは連邦法に基づき、五輪・パラリンピック運動に関わる参加者に適用され、禁止される心理的虐待、身体的虐待、性的虐待等の不正行為の類型化、申し立てに対するセンターの対応・解決手続きを定義するものである。この競技横断的な統一コードにより、予防教育の活動や暴力・虐待問題への対処について共通の枠組みで行うことが可能になっている。

2024年7月に発効された最新版で、禁止行為は①刑事告発または刑事処分②児童虐待③性的不正行為④心理的・身体的虐待(ストーカー、いじめ、ハジング、ハラスメントを含む)⑤その他の不適切行為⑥ほう助・教唆⑦通報に関連する不正行為⑧センターの手続きに関連する不正行為⑨報復⑩未成年アスリート虐待防止ポリシー違反に分類された。新たに被害者のトラウマに配慮した方針が強化され、調査プロセス段階の心理的な安全確保を明文化したのが制度の重要な転換点として特徴的である。

スマートフォンの普及やデジタル時代に対応し、未成年者などアスリートに不適切な画像や映像を見せる行為も禁止事項に追加された。心理的虐待の範囲拡大では、侮辱的ニックネーム、公開処罰、長期的な無視・孤立、過度な体重管理強要なども明示されている。選手との「力関係の不均衡」に関しては従来の指導者だけでなく、トレーナーやチームスタッフ、医療関係者など職務範囲が拡張された。

以下の表 3.1 で示した通り、年次報告書によるセンターの申し立て内訳をみると、心理的・身体的虐待が最も多く、性的不正行為が次に続く。センターで法務責任者を務める A 氏は「心理的・身体的虐待の定義は非常に幅広く、暴言や暴力だけでなく、より多くの問題行動を含む。こうした行為は日常的にも見られ、性的暴力より発生頻度が高い傾向にある。例えば、公共の場で誰かが怒鳴ることは、性的接触よりはるかに起こりやすい。さらに性的虐待はステイグマ(社会的烙印)の影響で被害者が語りにくく、報告が上がりにくい。これらの要素を踏まえて、現在の統計構造が形成されている」と分析している。

表 3.1 米国セーフスポーツ・センターの申し立て内訳 (2022-2024 年)

申し立ての種類	2022	2023	2024	計
心理的・身体的虐待（暴言・いじめ・体罰）	2039	2722	2997	7758
性的不正行為（性的虐待、セクハラ）	1251	1584	1458	4293
その他の不適切行為	509	626	707	1842
刑事事件に関連する案件	479	604	725	1808
未成年アスリート虐待防止に違反	365	480	470	1315
報告に関連する不正行為（通報妨害・虚偽報告）	350	280	219	849
手続きの乱用（制度を悪用する行為）	169	146	115	430
報復（通報者や協力者に不利益を与える行為）	129	124	157	410
適用可能な規定なし	106	98	143	347
ほう助（不正行為を支援・助長）	37	26	18	81
計	5434	6690	7009	19133

〈出典:2024 Annual Report より筆者作成〉

未成年アスリートの虐待予防ポリシーは連邦法に基づき、主に性的虐待リスクを減らすために成人と未成年における1対1の接触制限を設けているのが大きな特徴であり、他国のモデルケースとなっている。最新版は2025年1月から施行され、18歳未満のアマチュア選手に1対1で指導を行う場合、観察・介入可能な環境が条件で保護者の同意も義務付ける。以下の表3.2で示す通り、全ての五輪・パラリンピックの競技団体を対象として細かく規定し、1対1の接触制限に関する適用範囲はロッカールームや治療行為、移動や宿泊の他、個別のメール、SNSなども含まれ、トレーニングやスポーツの現場における虐待防止基準を定めている。

米国フェンシング連盟のフィル・アンドリュース最高経営責任者(CEO)は「センターの設立は、米国におけるアスリートの安全確保にとって大きな前進だった。それ以降、セーフスポーツ・コードやMAAPPの導入により、何が許容されず、何が求められるのか明確になり、より強固な安全策が整備された。フェンシング界でも認識の高まりや通報件数の増加、そしてアスリートを守る責任を理解するコミュニティの意識変化が見られる」と評価。その上で「アスリートの安全は終わりがあるものではなく、日々取り組み続けるものだ。前進はしてきたが、競技を最大限安全

なものにするため、まだ取り組むべきことがあることも認識している。私たちはセンターと密接に連携しながら、ポリシーの強化、教育、信頼構築に努めている」とコメントした。

表 3.2 未成年アスリート虐待予防ポリシーのポイント(18 歳未満)

分類	内容	対象領域	義務・原則
教育・研修	研修プログラムの策定	成人参加者	
必須の予防ポリシー	1対1接触の制限等	対面接触、面会	観察・介入可能
		個別トレーニング	観察・介入可能、保護者の同意
		治療、リハビリ	観察・介入可能、同意書
		更衣室、ロッカールーム	観察・介入可能、撮影禁止
		移動、送迎	単独送迎は同意書
		宿泊、遠征	成人と同室不可
		電子コミュニケーション	私的な接続は不可
推奨ポリシー	ギフト禁止、SNS接触管理等	個人的なプレゼント禁止	写真・動画は公共の場のみ
※例外規定	緊急時、医療・心理面談、障害のある選手の介助者等		

〈出典:MAAPP 最新版より筆者作成〉

(5) 組織体制

センターの職員は設立当初の9人から大幅に増え、2025年12月時点で約140人在籍している。職員の経歴は多様で特に調査・処分を担う部門には、元警察官、被害者支援員、ソーシャルワーカー、司法面接官、性暴力などを扱うTitle IX調査官、刑事検察官、公選弁護士、民事訴訟弁護士など専門家で構成される。理事会は独立性を保ち、最高経営責任者(CEO)は五輪陸上女子金メダリストのベニータ・フィッツジェラルド・モズリー氏が務める。勇気を持って声を上げるアスリートの安全と社会の変化に対応する包括的な体制づくりを進めている。

(6) 予算規模

2024年の財務報告から換算すると、年間約35～40億円の予算規模であり、以下の図3.3で示す通り、連邦法に基づいて収入の約80%に当たる2,000万ドル(約30億円)がUSOPCから拠出され、最低限の安定性が確保されている。一方、拠出金額は物価上昇に連動せず、現実的な需要の変化に応じて増額もできない。司法省からは「若年アスリート保護」の名目で約11%に当たる助成金290万ドル(約4億3,500万円)が交付された。

支出の約半分はセンターの暴力・虐待対策の使命となる「Response & Resolution」(対応・調査・処分)の重要部門で約25億円が使われている。近年は特に予防教育・アウトリーチで16%と大幅な増加傾向にあり、右肩上がりの通報件数に伴って啓発活動に注力している。

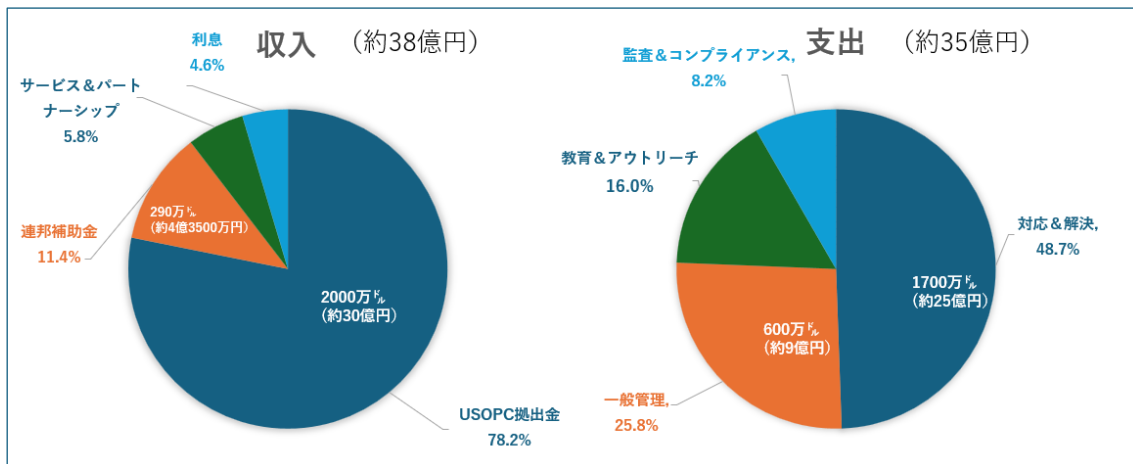


図 3.3 米国セーフスポーツ・センターの 2024 年予算

〈出典:2024 Annual Report より筆者作成〉

(7) 活動実績

センターは2017年の設立以来、新型コロナウイルス禍の2020-2021年の期間を除き、受理する通報件数が右肩上がりで大幅に増加している。以下の図3.4で示す通り、2024年に受理された通報は8,098件で過去最多となった。通報件数は週平均155件に上り、設立8年の合計で3万件を超えた。2024年には競技団体やアスリートと連携して被害者のトラウマ配慮型の対応強化として改善策を導入し、未成年への聞き取りの大半を担当する「専門インタビューチーム」を設置する。中長期的に定量的データを収集しながら検証を進め、若年アスリートの安全確保とスポーツ参加の重要性の両立を支えるため、組織的な改革に着手している。



図 3.4 米国セーフスポーツ・センターの通報件数推移(2017-2024 年)

〈出典:2024 Annual Report より筆者作成〉

センターでは通報から調査に入り、セーフスポーツ・コード違反が認定され制裁が科された場合、中央懲戒データベース(CDD)に氏名と処分、認定された行為が公開されるシステムになっている。未成年の被申立人は掲載されないが、情報を一般公開し、アスリートや保護者、競技団体が安全な判断を行えるように透明性を確保する目的があるとしている。

以下の図3.5で示される通り、処分内容の内訳は違反の重大さに応じて①永久資格剥奪②資格剥奪(無期限)③資格停止④一時的資格停止⑤一時的制限⑥未成年との接触全面禁止一等があり、2024年12月末時点でデータベースには2224人が登録されている。

特に重大かつ悪質な違反が認定され、五輪・パラリンピック関連活動への参加を完全に禁じられる永久資格剥奪が約4割を占めているのが一つの特徴であり、センターのA氏は「世界各地でモデルにされる手続きやフレームワークを構築してきた結果、最も悪質な行為に及んだ者に約1,000件の永久資格剥奪の制裁を科した点は大きな成果」と説明した。

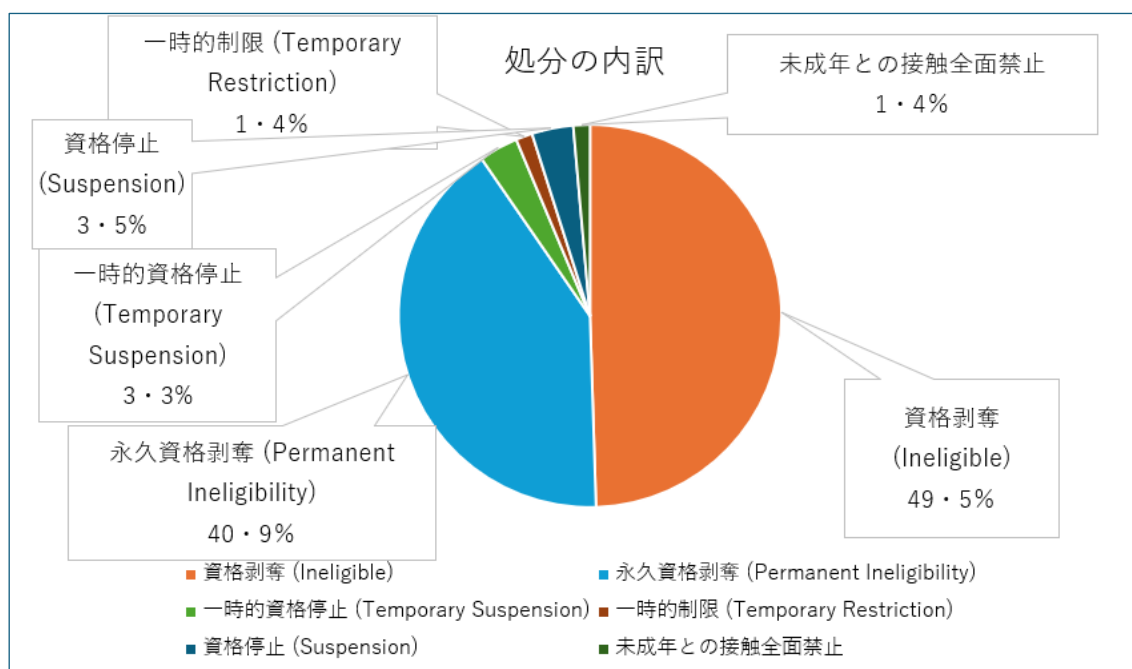


図 3.5 米国セーフスポーツ・センターの中央懲戒データベース(CDD)

〈出典:2024 Annual Report より筆者作成〉 ※CDD に掲載された個人は 2224 人(2024 年 12 月 31 日時点)

調査に関しては通常、センターは1人の担当者を割り当てるが、複雑な事案では複数の調査員や専門家が配置されることもある。調査員の役割は基準に基づき、申立人・被申立人・証人への聞き取りや証拠の収集を行った上で、被申立人がコードに違反した行為を行ったか否かを判断する。結果は調査報告書としてまとめられ、審査を経て最終的に制裁が決定する流れである。児童虐待など法律で通報が義務づけられるケースでは警察等に報告する。

永久資格剥奪の処分認定に関しては近年の代表的な事例を見ると、表 3.3 で示すように陸上長距離で多くのトップ選手を指導した「ナイキ・オレゴンプロジェクト」の有名コーチ、アルベルト・サラザール氏らが制裁を科されている。典型的なケースは未成年選手に対する性的不正行為とされるが、サラザール氏の場合は体重管理の心理的虐待に加えて性的不正行為なども問われており、複合的な要因を踏まえて一時的な資格停止から永久資格剥奪へ変更された。禁止薬物の不正売買など複数のドーピング違反行為の疑いで、米国反ドーピング機関(USADA)からも4年間の資格停止処分を科されている。

表 3.3 米国セーフスポーツ・センター、永久資格剥奪の主な事例

氏名	競技種目	認定された行為	特徴
アルベルト・サラザール	陸上長距離コーチ（ナイキ・オレゴンプロジェクト）	性的不正行為／心理的・身体的虐待（過剰な体重管理等）	一時的な資格停止から変更。※禁止薬物の不正売買など複数の違反行為も
チー・ハン	体操女子コーチ（エリート体操クラブ）	心理的・身体的虐待	性的虐待だけでなく、長期に及ぶ虐待が中心でも永久失格になり得るケース
ロバート・バーク	スキー＆スノーボードコーチ	未成年への性的不正行為	典型的なケース。最も代表的な永久失格剥奪事案
ラス・ヨルゲンセン	ケンタッキー大・水泳ヘッドコーチ	権力不均衡下の親密関係／身体的虐待／セクハラ・性的不正行為／報復	性的不正行為、身体的虐待、報復など複数事案が重なり永久資格剥奪ケース

〈出典:2024 Annual Report より筆者作成〉

(8) 主な課題

センターは可能な限り迅速かつ効果的な解決を目指しているが、調査期間の長期化が大きな課題と指摘されている。これは通報件数が増加する一方、専門家など人的リソースが追いついておらず、長期化の温床になっている構造的な背景も示唆される。

表3.3でも明示した体操女子コーチのチー・ハン氏の例を見ると、調査から制裁を科すまでに約8年を要しており、センターは「80名以上の証人、数千ページの証拠、数十年にまたがる証言と記録が含まれていた」と説明する³⁰⁾(AP,2025)。こうした複雑なケースでは調査の証人や証拠の確保状況、事案数、申立人数などによって期間が大きく変動するものである。

一方、調査が遅延する課題を受け、2024年12月には米国の議会に「アスリートのためのセーフスポーツ推進法案」が提出され、この改革法案の中で「センターに通報があつてから原則180日以内に調査を終了する」ことなどが提案されている³¹⁾(AP,2024)。

第2項 カナダ 〈Sport Integrity Canada=旧 CCES〉

(1) 設立時期と背景

カナダでは2010年代後半から国内外でアスリートの暴力・虐待問題が深刻化した背景を踏まえ、既存の競技団体へのガバナンス不信から独立した調査専門機関の必要性が高まり、政府が「Abuse-Free Sport」(虐待防止スポーツ政策)の一環として「Office of the Sport Integrity Commissioner」(OSIC)を2022年に創設した。組織再編に伴い、反ドーピング機関だったカナダスポーツ倫理センター(Canadian Centre for Ethics in Sport=CCES)が2025年4月から OSIC のセーフスポーツ機能を取り込み、全国的な「Canadian Safe Sport Program」(CSSP)の運営がスタートした。CSSP ルールが発効され、セーフスポーツ、ドーピング、試合操作や八百長対策を含めた3本柱の統合型インテグリティ専門機関に生まれ変わった。2025年11月にはCCESから「スポーツ・インテグリティ・カナダ」に名称変更された。

(2) 適用範囲

五輪・パラリンピック競技団体を問わず、約90のスポーツ団体が対象となり、セーフスポーツのCSSPルールを採択・実施することで連邦政府の資金提供を受けることが可能となる。全国レベルのスポーツ団体だけでなく、カナダ・オリンピック委員会やデフスポーツ協会、アスリート連盟、コーチ協会、各地域のハイパフォーマンスを支援する研究所も含まれる。

(3) 法的枠組み

カナダは米国のようにセーフスポーツに特化した法制度を持たないが、以下の図 3.6 で示すように政府からの助成金を条件としてセーフスポーツ制度と順守の義務化が成立している。

CSSPと各競技団体の統一規範(コード)「Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport」(UCCMS)の二つを採用しない団体は政府から助成金を得られない仕組みのため、法律がなくても実質的な強制力が機能している。

政府は2025年4月の公式文書で「CCES(Sport Integrity Canadaに名称変更)はカナダにおける独立した第三者機関として、CSSPは全国レベルのスポーツでマルトリートメント(不適切行為・虐待)に関する申し立てを受け付け、管理する役割を担う。UCCMS違反の報告を受理し、調査を開始し、制裁の運用も行う」と明記する。「政府から資金提供を受ける全てのNSO(国内競技団体)、MSO(マルチスポーツ組織)、カナダの五輪・パラリンピック委員会はCSSPを採択することが資金提供の条件となる」と位置づけている。競技団体から専門機関を独立させて利害関係を排除し、資金と認証制度でルールを順守させる形の枠組みとなっている。

- On April 1, 2025, the CCES launched the Canadian Safe Sport Program (CSSP) to administer the UCCMS. As Canada's independent third-party mechanism, the CSSP receives and manages allegations of maltreatment in sport at the national level. It receives reports about violations of the UCCMS, initiates investigations and administers sanctions.
- 2025年4月1日、CCESはUCCMS(統一行動規範)を運用するためCSSPを開始した。カナダにおける独立した第三者機関として、CSSPは全国レベルのスポーツでマルトリートメント(不適切行為・虐待)に関する申し立てを受け付け、管理する役割を担う。UCCMS違反の報告を受理し、調査を開始し、制裁の運用も行う
- The Government of Canada has also provided funding to federally funded organizations to implement initiatives in the areas of policy development and training to address maltreatment in sport. All federally funded NSOs, MSOs and Canadian Olympic and Paralympic Sport Centres and Institutes are required to adopt the CSSP to receive funding.
- カナダ政府はスポーツ界のマルトリートメントに対応するため、政策や研修分野で取り組みを実施するための資金をスポーツ組織に提供する。政府から資金提供を受ける全てのNSO(国内競技団体)、MSO(マルチスポーツ組織)、カナダの五輪・パラリンピック委員会はCSSPを採択することが資金提供の条件となる

図 3.6 カナダ政府のセーフスポーツ専門機関に関する位置づけ

〈出典:カナダ政府の公式文書から Sport Integrity Framework の項目を抜粋。赤字部分はカナダにおける独立した第三者機関、新プログラム CSSP の採択が政府からの資金提供の条件となる構造を示している〉

(4) 主な特徴

カナダの統一コード「UCCMS」は、助成金を受ける全国レベルのスポーツ団体等に対し、共通ルールとして採択を義務づけるもので、競技団体ごとに異なる規定ではなく、全国で統一された判断基準を提供する。そのため倫理ガイドラインではなく、実行可能な制度となっている。

以下の表3.4で示した通り、2025年4月発効の最新版では禁止される行為として①心理的虐待②身体的虐待③性的虐待④ネグレクト⑤グルーミング(子どもを手なずける行為)⑥境界侵犯⑦差別⑧虚偽申し立て⑨手続きの妨害⑩報復一等に明確な定義で細かく分類し、通報・調査・制裁の制度化によって抑止力を持たせているのが一つの特徴である。

カナダではスポーツ参加者が安全・包括的な環境で活動できるという期待を侵害する虐待行為を「マルトリートメント(maltreatment)」と表現している。被害者のトラウマに配慮した制度を明文化し、心理的安全の確保を図るため調査プロセスの段階で再トラウマ化を避けるよう重点的な改革にも着手した。独立した立場の専門家に依頼し、適正な対応を保証できる支援を掲げる。

制裁の種類は①口頭または書面での謝罪②口頭または書面での警告③教育④保護観察⑤資格停止⑥参加制限⑦永久資格剥奪⑧その他の裁量的制裁(接触禁止令や罰金等)に分かれており、未成年者に対する性的虐待は原則として永久資格剥奪が「推定制裁」として妥当と明記している。同じ条項の違反でも個別事案ごとに大きく異なる可能性があり、単発の禁止行為であっても重い制裁が科され得ることも指摘されている。

表 3.4 カナダの統一コード「UCCMS」で禁止される行為

心理的虐待	Psychological Maltreatment	暴言・威嚇・脅迫等
		過度な体重管理、食事制限
		物を叩く、殴る等の行為
身体的虐待	Physical Maltreatment	接触行為（殴る、蹴る等）
		非接触行為（罰則の運動、水分を与えない、痛みを伴う姿勢の強要、隔離等）
ネグレクト	Neglect	必要なケアや配慮を怠る・無視
性的虐待	Sexual Maltreatment	刑法上の性犯罪
		セクハラ行為
グルーミング	Grooming	子どもを手なずける行為
境界侵犯	Boundary Transgressions	第三者が懸念を抱く行為（個人的な贈り物、個別の連絡等）
差別	Discrimination	女性蔑視、人種差別等
虐待リスクにさらす行為	Subjecting a Participant to the Risk of Maltreatment	遠征で選手とコーチに同室を指示等
幫助	Aiding and Abetting	虐待の実行を直接助け、奨励する目的で行われる行為
報告義務違反	Failure to Report	虐待または他の禁止行為の可能性を報告しないこと
虚偽申立て	Intentionally Reporting a False Allegation	証拠不十分な申立てとは異なる
手続きの妨害・操作	Interference with or Manipulation of Process	調査、懲戒手続きを直接・間接的に妨害操作する
報復	Retaliation	善意に基づく報告を行った者に不利益な行為を行うこと

〈出典:UCCMS より筆者作成〉

(5)組織体制

組織再編されて2025年4月にスタートしたCSSPのチーム構成は職員15人。子ども保護や被害者支援の専門家ら専門家で構成され、通報受付・評価、調査、支援、政策の4部門に分かれている。組織のトップはカナダのアンチ・ドーピング部門で長年実績があるジェレミー・ルーク氏で、2023年2月にCCES (Sport Integrity Canadaに名称変更)の会長兼最高経営責任者 (CEO)に就任している。

(6)予算規模

CCESの財務報告(2025年3月)によると、2024-2025会計年度では総収入が約1,134万カナダドル(約12億7,000万円)、総支出が約1,126万カナダドル(約12億6,500万円)となっ

ている。資金源は連邦政府から約 890 万カナダドル(約 10 億円)の収入があり、暴力・虐待のセーフスポーツ対策だけでなく、アンチ・ドーピング、八百長や競技操作における包括的なインテグリティ問題とスポーツ界の予防教育・啓発活動に取り組んでいる。

(7)活動実績

カナダは虐待防止スポーツ政策として2022年にOSICが創設され、運用開始1年目から受理された統一コード「UCCMS」の違反件数が66件だった。以下の図3.7で示される通り、内訳は心理的虐待が最多25%、性的虐待が17%、境界侵犯が11%、身体的虐待が9%と続き、暴言・威嚇が増える傾向が示唆された。独立調査の平均期間は117・67日。通報に基づく被申立人の役割はコーチが最多40%、競技団体の役員が17%、アスリートは16%となった。

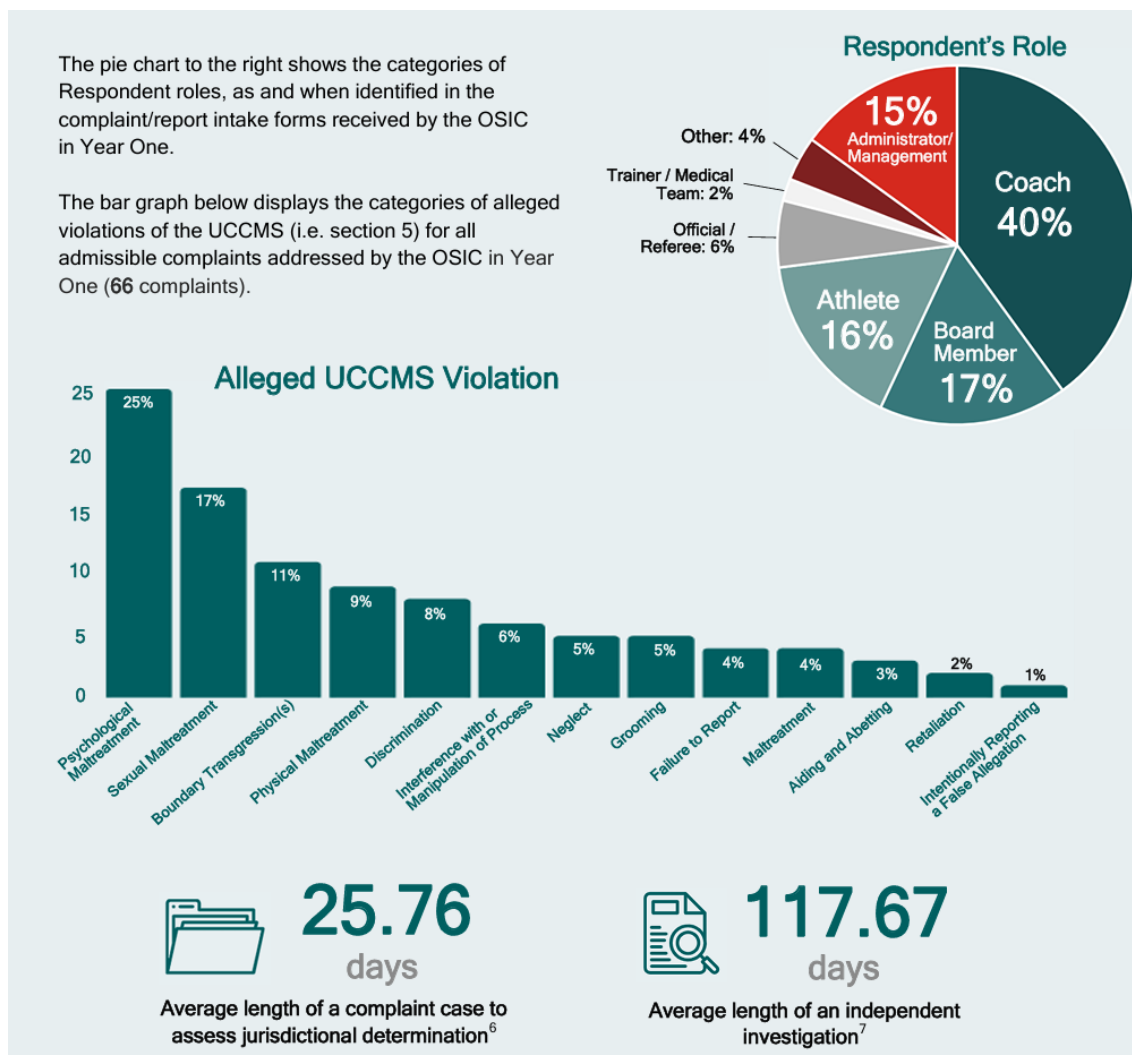


図 3.7 カナダの統一コード違反の内訳と被申立人構成(2022-2023 年)

〈出典: Abuse-Free Sport Year One Report〉

2025年4月から開始された新プログラム(CSSP)では最初の3カ月間で受理した通報件数が111件。以下の図3.8で示される通り、報告者の身元開示は67%、匿名が33%となり、方法はオンラインが8割だった。被害当事者の年齢は18歳未満が48%と最も多く、被申立人は成人(年齢不明)が69%になり、未成年選手に対する保護の課題が浮き彫りになった。

スポーツの競技別で分類すると、上位はフィールド・コート競技が39%で最多となり、氷雪競技は23%、水泳競技は14%で続く最新のデータが表れた。

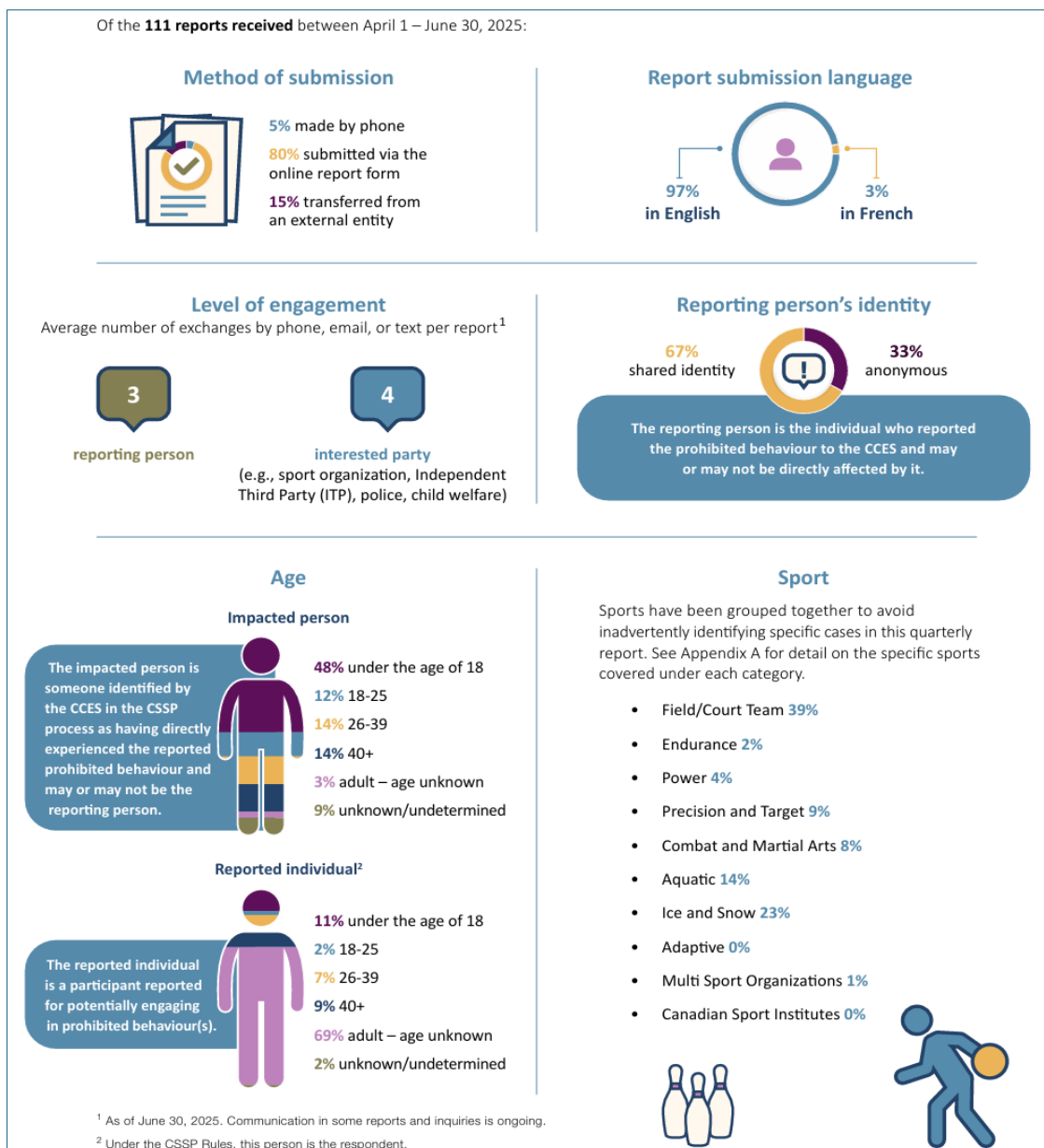


図 3.8 カナダの新プログラム(CSSP)=2025 年 4 月～6 月実績

〈出典:CSSP 報告書〉

セーフスポーツ戦略の柱には被害者のトラウマに配慮した支援を置き、調査は外部独立調査会社に委託している。被害者対応はトラウマの知識を持ち、再トラウマ化を防ぐ手法を理解した人材を基準に選定し、リスクを最小限に抑えながら情報収集を行うとしている。通報窓口の受理から調査段階において、全ての連絡・やり取りにおいてトラウマに配慮した実践を基盤とし、被害者の安全性(身体的・心理的)を最優先して対応する枠組みが大きな改革ポイントになる。

(8) 主な課題

カナダは組織再編され「安全(Safe)」「公正(Fair)」「クリーン(Clean)」を掲げる統合型のインテグリティモデル機関として移行期にある。セーフスポーツの新プログラム(CSSP)は2025年4月にスタートしたばかりで、制度や運用面の整備が進行中であり、各競技団体との調整が課題に挙がる。通報件数が今後増えていくと、現状15人の職員スタッフのため、調査官やトラウマ対応の専門家など人材や予算の確保がさらに必要になるとしている。

2022年に創設されたOSIC初年度の統計データで193件の通報件数のうち66件のみが受理され、残りが全て「管轄外」だった点を課題と指摘する意見もある³²⁾(Fredrickson,2025)。この背景には法的裏付けの弱さがあり、管轄外案件のうち50%は別の通報先に紹介され、38%は別機関に移送されたが、多くは未解決のまま残ったと構造的な問題点を挙げている。

さらに統一コード「UCCMS」が政府からの助成を受ける全国的なスポーツ団体に限られ、大学スポーツ、州レベル、地域クラブ、草の根レベルまではまだ幅広く適用されていない³³⁾(Future of Sport in Canada Commission,2025)。これにより、地方や地域で生じた虐待や不正行為が制度の網の目から漏れてしまうリスクがある。こうした問題を踏まえ、全国レベルで制裁を受けたコーチが地域レベルで指導を続ける余地が構造的に残っているとの指摘もある³⁴⁾(Mazzucco,2024)。

これまで別々の分野として扱われてきたインテグリティの枠組みを一元化し、セーフスポーツの安全対策、競技の公正性を求める八百長問題、アンチ・ドーピングを一つの機関・ガバナンスで統合して扱う仕組みを構築する体制が進む。一方、地域や学校スポーツへの展開、セーフスポーツ文化の定着には今後の政策的強化が不可欠と考えられる。

第3項 フランス 〈Signal-Sports〉

(1) 設立時期と背景

フランスでは体操やフィギュアスケートなどスポーツ界で暴力・虐待問題の告発が相次ぎ、2019年12月にスポーツ省管轄の通報機関「Signal-Sports (シグナル・スポーツ)」がパリに開設された。スポーツ省と五輪・パラリンピック委員会が主導する政策で、被害者、競技団体、暴力を知り得た人から通報を受け、学校や警察など多くの機関と連携して適切な手続きを開始する。暴力・虐待の通報、行政措置、懲戒処分まで一元的に行う専門機関は国内約33万のスポーツ施設において、図3.9で示すようにポスター掲示が2025年から義務化された。



図 3.9 フランスの通報機関「シグナル・スポーツ」のポスター

〈出典:フランス・スポーツ省〉

(2) 適用範囲

アマチュアからトップアスリートまで未成年・成人を問わず、スポーツに関わる誰もが暴力事案を報告できる。五輪・パラリンピックなど特定のスポーツや競技団体に限定されず、被害者・証人を含めて全てのスポーツ参加者が対象となる制度で、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待・ハラスメント等の「暴力・不適切行為」を通報できる仕組みとなっている。

(3) 法的枠組み

フランスでは米国のようなセーフスポーツに特化した法制度はないが、以下の図3.10で示す通り、既存のスポーツ関連法を体系的に統合して2006年に成立したスポーツ法典 (Code du sport) が基盤となり、法務省、内務省と連携して暴力・虐待対策の制度を支えている。

近代五輪の創始者ピエール・ド・クーベルタン男爵の母国でもあり、1936年にスポーツ庁が設置されるなどスポーツ施策の歴史は古く、1975年にスポーツ施策の基本法が制定された。セーフスポーツの枠組みは、スポーツ法典を通じて安全・倫理体制を担保している。

Article L.131-8 - Code du sport⁴

Pour obtenir l'agrément, les fédérations sportives doivent notamment :⁴

1° Garantir la protection de l'intégrité physique et morale des pratiquants, en particulier des mineurs, et la prévention des violences, notamment sexistes.⁴

2° Mettre en place des actions de formation spécifiques afin de mieux détecter, prévenir et signaler les violences.⁴

Les statuts des fédérations doivent comporter les dispositions obligatoires prévues par la loi et se conformer au règlement disciplinaire type.⁴

スポーツ法典 第 L.131-8 条⁴

公認を受けるために、スポーツ連盟は、特に以下の要件を満たさなければならない。⁴

1 号 利用者、特に未成年者の身体的・精神的完全性を保護し、性暴力・性差別を含む暴力の予防を行うこと。⁴

2 号 暴力の検知・予防・通報をより適切に行うための特別な研修措置を実施すること。⁴

また、連盟の規約は、法律で定められた必須規定を含み、標準懲戒規則に従わなければならない。⁴

図 3.10 フランスのスポーツ法典「未成年保護」

〈出典：フランス政府公式法令データベース。赤字部分はスポーツ連盟の公認条件を表す〉

特に未成年アスリートの身体的・精神的な安全性を保護し、性暴力・性差別を含む暴力の予防をスポーツ団体に義務づけており、セーフスポーツ制度の中核となる条文である。

2024年3月には未成年保護強化法が成立し、スポーツクラブや施設における安全管理が大幅に強化された。さらに複数の競技団体で表面化した暴力・虐待が社会的に問題視されたことを受け、以下の図3.11で示す通り、2019年に設置された「Signal-Sports」への通報を義務化

する法律が2024年に成立。「沈黙の文化」を打破する構造的な改革が進められた。

Article L.131-8-1 - Code du sport (2024 年法で追加) ←

*Les fédérations sportives agréées **informent sans délai le ministre chargé des sports** lorsqu'elles ont connaissance d'un comportement d'une personne dont le maintien en activité représente un danger pour la santé ou la sécurité physique ou morale des pratiquants.* ←

スポーツ法典 第 L.131-8-1 条 ←

公認スポーツ連盟は、その活動の継続が競技者の健康または身体的・精神的安全に危険を及ぼすおそれのある人物の行為を認知した場合には、**遅滞なくスポーツ担当大臣に通報しなければならない。** ←

図 3.11 フランスのスポーツ法典「通報義務化」

〈出典:フランス政府公式法令データベース。赤字部分はスポーツ担当大臣への通報義務を表す〉

(4) 主な特徴

フランスでは指導者に暴力や性犯罪歴がないか厳重な調査を実施する「適格性チェック」を戦略の柱に据える。全国からの通報件数は5年間で2,400件を超え、約半数が行政措置の対象になった。スポーツ界の虐待対策に取り組んできたスポーツ省暴力対策責任者のD氏は「指導者はスポーツ省が発行する資格を取得しなくてはならないが、適格性チェック(犯罪歴確認)をパスしていることが条件となる」と説明する。日本でも公立中学校の部活動改革で、指導者の性犯罪歴を雇用主が確認する「日本版DBS」の活用が課題とされる。

フランスのスポーツクラブではボランティアの指導者が多く、これまでは適格性チェックの対象外だった。しかし犯罪歴の対策強化で、全国のボランティアなど約440万人が調査対象となり、スポーツ省によると、これまで約1,000人が選手との接近禁止命令を受けている。

(5) 組織体制

フランス・スポーツ省の本部だけでなく、全国各地の担当官を含めると約100人で構成される。基礎的な能力として法的な専門性が求められるが、調査官、社会福祉士、統計アナリストなど多様な人材が国家主導のセーフスポーツ対策に取り組む。組織のトップは2025年11月時点で政府スポーツ大臣のマリーナ・フェラーリ氏が就任した。

(6) 予算規模

非公表であった。

(7)活動実績

2025年6月に開催されたスポーツにおける暴力防止全国協議会では以下の図3.12で示す通り、通報件数が2022年から右肩上がりに増加し、2024年は532件が報告された。2025年1～5月では327件となり、前年同期比40％増だった。被害者の属性割合は女性が69％、未成年（18歳未満）が65％と多く、33％は15歳未満。暴力・性差別に関する通報は56・3％を占め、データの上でも未成年と女性を中心に深刻な現状が浮かび上がった。

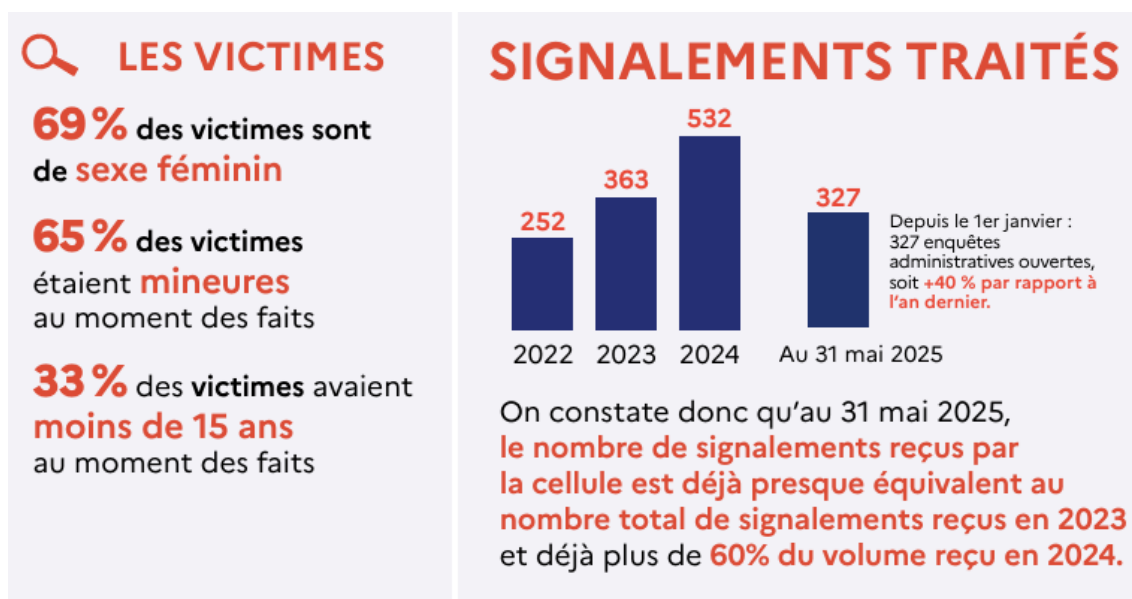


図 3.12 フランスの被害者属性と通報件数推移

〈出典：フランス・スポーツ省〉

(8)主な課題

国家主導の「Signal-Sports」は警察・司法と連動できる強力な通報装置であり、前科照会、行政措置の仕組みにより、危険人物の排除という点では米国より迅速に動ける設計である。一方、スポーツ法典という全国共通の枠組みはあるが、米国のように五輪・パラリンピックの競技団体を一律に拘束する統一コードは存在しない。各競技連盟はスポーツ法典に基づき独自の懲戒規程や倫理憲章を整備しており、暴力・虐待事案への制裁基準は連盟間で異なる。

制度設計として国家の強制力は強いが、制度の柔軟性と競技連盟の自治が担保される構造を残しているのがフランスの特徴でもある。これにより、懲戒・倫理・教育体制が競技連盟ごとに縦割りで分散して統一性に欠ける分、対応の水準や処分の重さ、通報後のプロセスにばらつきが生まれやすい。スポーツ省のD氏は今後の課題として「スポーツにおける暴力対策に専念できる人的資源を強化すること」と専門人材の確保をあげた。

第4項 オーストラリア 〈Sport Integrity Australia〉

(1) 設立時期と背景

オーストラリアは2020年7月、キャンベラに暴力・虐待、ドーピング、違法賭博対策のスポーツインテグリティを統合的に扱う専門機関「Sport Integrity Australia (SIA)」を設立した。政府に委託された独立専門パネルが2018年、未成年アスリートの虐待や八百長問題などインテグリティに関連した課題が深刻化する中、既存制度では「縦割り・分散型で統一性を欠く」と指摘し、統一機関設置を含む合計52項目を最終報告で提言している³⁵⁾(Wood Review, 2018)。通報の受理から検知、調査、制裁、予防教育まで一元化し、アンチ・ドーピング、未成年アスリートを含む安全確保、ハラスメント・差別防止、試合操作の防止を任務として明記した。

(2) 適用範囲

95の競技団体が2022年から導入された統一コード「National Integrity Framework (NIF)」を採用し、セーフスポーツ、アンチ・ドーピング、試合操作防止の運用が進められている。五輪・パラリンピックの競技団体以外にも地域クラブからジュニアレベル、聴覚障害のデフスポーツ、知的障害者対象のスペシャルオリンピックス、レクリエーションまで幅広くカバーする。

(3) 法的枠組み

SIAは2020年に制定された連邦法「Sport Integrity Australia Act 2020」(SIA法)に基づき、以下の図3.13で示すようにSIA法第3条でドーピング、試合操作、不正賭博、ハラスメント、差別、児童虐待などを「スポーツインテグリティの脅威」と位置づけ、これらを防止・対処することを設立の目的と明記している。具体的な調査権限、制裁手続き、アンチ・ドーピング政策の運用詳細等は「Sport Integrity Australia Regulations 2020」(SIA規則)及び「National Anti-Doping Scheme」(NAD)に委ねられる二層構造を採用するのが特徴的である。

SIA規則では調査に関し「情報請求」「資料提出要求」「聴取」を行える権限を認め、児童虐待・ハラスメント等は必要と判断されれば 警察や児童保護局へ情報共有できる条項が明示されている。制裁は統一コード「NIF」等に基づき、資格停止や是正措置として実施され、重大案件は「National Sports Tribunal」(スポーツ仲裁機関)が裁定する制度設計となっている。

SIAは競技団体とは独立して対応や調査に関与でき、競技の公正性確保に加えてアスリート保護も含むスポーツインテグリティ政策を実施する国家的な統合型機関として位置づけられる。全国統一の法的な枠組みを通じ、95の競技団体に基準を浸透させる制度的基盤を持ち、特に児童虐待保護の支援には重点施策として注力している。

3 Object of this Act↓

The object of this Act is to establish Sport Integrity Australia to prevent and deal with threats to sports integrity in Australia, including:↓

- (a) the use of prohibited substances and methods in sport; and↓
- (b) the abuse of children and other persons involved in sport; and↓
- (c) the manipulation of sporting competitions; and↓
- (d) the failure to protect the members of sporting organisations, and other persons involved in sport, from bullying, intimidation, discrimination or harassment.↵

Note: Sport Integrity Australia will also have functions relating to policies concerning integrity in sport, and education about sports integrity.↵

第3条 本法の目的↵

本法の目的は、オーストラリアにおけるスポーツのインテグリティに対する脅威を防止し、これに対処するために Sport Integrity Australia を設立することである。対象となる脅威には以下が含まれる:↵

- (a) 競技における禁止物質および禁止手法の使用↵
- (b) スポーツに関与する児童その他の者に対する虐待↵
- (c) 競技の操作(マッチフィクシング等)↵
- (d) いじめ、威圧、差別、ハラスメントから競技団体の構成員等を保護できない状況↵

※注: SIA はスポーツインテグリティ政策・教育に関する機能も担う。↵

図 3.13 Sport Integrity Australia Act 2020 (SIA 法)

〈出典: Federal Register of Legislation〉

(4) 主な特徴

オーストラリアの統一コード「NIF」は、スポーツに関わる全ての人が従うべき行動規範であり、6つのポリシーから構成されている。①Child Safeguarding Policy (児童保護ポリシー) ②Member Protection Policy (メンバー保護ポリシー) ③Improper Use of Drugs & Medicines Policy (薬物・医薬品の不正使用ポリシー) ④Competition Manipulation and Sports Wagering Policy (試合操作・賭博対策ポリシー) ⑤National Integrity Framework (NIF 本体方針) ⑥Complaints, Disputes and Disciplines Policy (苦情・紛争・制裁ポリシー) に分類され、それぞれ禁止行為を定義する。アンチ・ドーピングや試合操作防止など従来のインテグリティ問題に加え、児童虐待、性的・身体的ハラスメント、差別、いじめといったセーフスポーツ課題に関して専門機関の SIA が包括的に管理・処理する枠組みを制度化した点が先進的である。

以下の図 3.14 で示す通り、NIF の枠組みで SIA に通報すべき禁止行為は虐待、いじめ、性的不正行為、子どもへの薬物・アルコール提供など多様な事案があり、違法賭博やドーピングを含めて明記されている。一方、競技団体側で対応する事案には代表選考の紛争、競技ルールに関する争議、ガバナンス上の不正などを列挙した。違反があれば競技団体から独立した専門機関による処理・制裁が可能なフレームワークであり、これまで競技団体に任せがちだった暴力・虐待問題で利害関係に左右されず、公正に対処できる構造となっている。



図 3.14 オーストラリア「National Integrity Framework (NIF)」の構造

〈出典:SIA 報告書〉

(5) 組織体制

SIAの職員は2025年12月時点で約180人である。元連邦警察、弁護士、アナリスト、教育、心理、児童保護、スポーツ医科学の多岐にわたる専門家で構成される。以下の図3.15で組織図を示すように、児童保護や暴力ハラスメント防止に対応するセーフスポーツ部門など複数部門に分かれ、違法賭博や試合操作、ドーピング防止に対処する役割もある。

制度のグローバル化を見据えた戦略・国際政策・コーポレート部門の他、スポーツ医科学など多様なステークホルダーを巻き込んだ助言機関を整備しており、統合型のインテグリティ機関として公平性や透明性を高める設計となっている。組織トップの最高経営責任者（CEO）は2025年3月から法科学の専門家で、児童保護や犯罪捜査、国際的なインテグリティ分野で実績がある女性のサラ・ベンソン氏が務める。

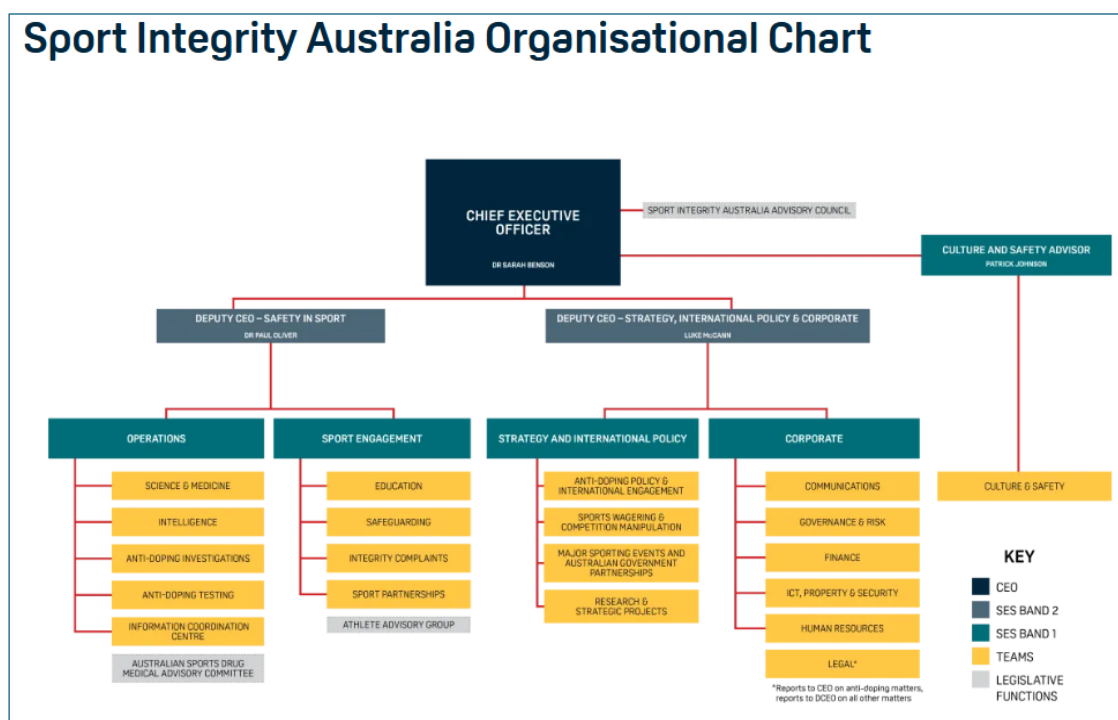


図 3.15 Sport Integrity Australia (SIA) の組織図

〈出典：SIA 公式サイト〉

(6) 予算規模

SIAの財務資料によると、2024-2025年の年間予算は約6,300万豪ドル（約63億円）である。自主財源は一部あるが、2020年の設立時から連邦政府に依存した予算構造は変わっていない。一方でSIAは運営面において競技団体とは独立して苦情処理を行う法的権限を持ち、財源ではなく制度設計によって独立性が担保される形になっている。

(7) 活動実績

オーストラリアは2023年から匿名通報機能付きの「セーフスポーツ・ホットライン」を開設し、18歳未満の子ども・若年者の安全確保に特化した「Safeguarding Children and Young People Policy」(SCYP)を最優先施策の一つとして取り組んでいる。このホットラインは単なる相談窓口ではなく、警察・児童保護機関、競技団体、メンタルサポート機関へのルートを備え、SCYPの実務運用を支える機能として位置づけられる。以下の表3.5で示した通り、禁止行為をカテゴリー1～3に分類して対応し、軽度のカテゴリー1でも「見逃されるとエスカレートする行動」として厳しい対処を求めているのが特徴である。中度のカテゴリー2は刑事事件に該当する可能性もあり、警察・児童保護機関・競技団体への通報が必要となる場合がある。重度のカテゴリー3は性的虐待や児童虐待が含まれ、警察・児童保護機関への報告が義務付けられる。

表 3.5 オーストラリア「National Integrity Framework」の制裁カテゴリー

カテゴリー	事例	主な対応	主な制裁例
1：ブルー（軽度）	軽度な暴言、不必要な接触、親の同意なく送迎・撮影・贈り物、1対1の未承認接触	教育的介入＋改善措置	研修受講・警告書・行動改善計画
2：イエロー（中度）	いじめ、差別、ハラスメント行為、権力乱用、過度な暴言など	調査＋制裁判断	期間付き資格停止、活動制限、接触制限
3：レッド（重度）	性的虐待、児童虐待、殴打・暴行など身体的虐待、児童への飲酒・薬物の供与、八百長関与など	重大制裁＋警察連携	資格停止・除名・永久資格剥奪など

〈出典：SIA 報告書より筆者作成〉

年次報告書³⁶⁾(Sport Integrity Australia,2024)によると、2023-2024年には181件のインテグリティ案件が評価され、58件のSCYP違反が認定された。SIA広報責任者のF氏は、直近6か月で受理した168件のうち8割超に当たる137件がSCYP関連だったと指摘しており、インテグリティ問題の中心が子ども・若年者保護に集中している実態が示された。これは、オーストラリアが子ども保護を国家的優先事項として位置づけていることを反映している。

SCYP違反に関する通報・対応フローチャート(図 3.16)を分析すると、子ども・若者が「緊急の危険」にさらされている場合は全国共通の緊急番号へ連絡ができる。過去・現在・将来において危害を受けた、または受ける恐れがある場合は地元警察に連絡し、各州の児童保護機関へ報告する仕組みになっている。スポーツ団体との利害関係を回避するため、SIAへの「独立報告ルート」が確保されているのがポイントであり、心理的安全性を高める目的でセーフスポーツ・ホットラインによる匿名通報が制度として存在するのも新たな特徴となっている。

オーストラリアでは2025年12月、16歳未満の SNS 利用を禁止する法律が世界で初めて施行された。SNS が暴力やいじめ、自殺を誘発しているとの批判を受け、心身に悪影響を与えるコンテンツなどから子どもを守るのが狙いにある。オンライン空間での有害接触から子どもを守る

動きが強化され、規制の動きは欧州や東南アジアにも波及している。

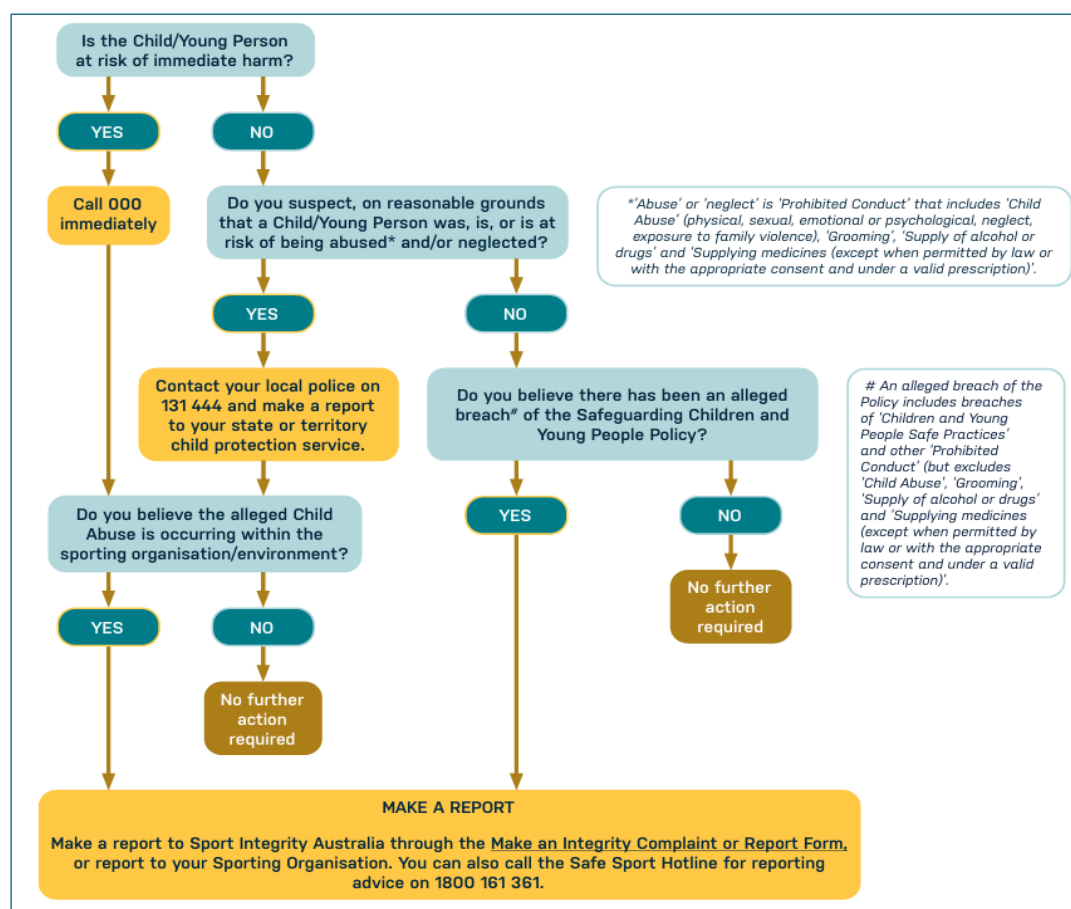


図 3.16 SCYP 違反に関する通報・対応フローチャート

〈出典:SIA 公式サイト〉

(8) 主な課題

SIAは、各競技団体が統一コードを実装できるよう支援し、インテグリティ対応能力が十分でない競技団体には助言とサポートを行っている。年次報告書によると、このような施策は草の根レベルの地域クラブや指導者において対応にばらつきがある前提に立っており、現場の人材不足や教育格差が依然として課題であることを示唆している。セーフスポーツ・ホットライン導入後は導入後に通報件数が増加し、処理能力とのギャップが拡大する。調査プロセスの迅速化と透明性の確保も問われている。特にカテゴリー2、3 案件になると、警察・児童保護機関との連携が必須であり、調査の遅延が構造的に発生している。

第5項 シンガポール 〈Safe Sport Commission Singapore〉

(1) 設立時期と背景

シンガポールでは国内の大規模な暴力・虐待スキャンダルが直接的な契機ではなく、2016年に公表されたIOCのセーフスポーツに関する統一声明や国際的な潮流を受け、2019年に「Safe Sport Commission」が国家主導で設立された。特に未成年への影響が懸念され、デジタル化の推進で従来とは異なる形態のハラスメントや虐待リスクが発生している背景もあった。2017年に設立された米国のセーフスポーツ・センターの影響が大きく、制度設計にあたり、米国やカナダ、オーストラリアへの視察や情報交換を実施した。2021年からは助言機関からセーフスポーツ・プログラムを運営する事務局機能を持つ組織に転換し、政策・研修教育・ケースマネジメント(調査)を担う総合的なセーフスポーツ体制が整備された。

(2) 適用範囲

セーフスポーツ・プログラムに加盟した60以上のスポーツ組織が適用対象で、五輪・パラリンピック競技を含めて政府機関のスポーツ・シンガポールや商業クラブ・アカデミーの民間スポーツ組織など原則全ての団体が含まれる。取り扱うのは2021年導入の統一コード「Safe Sport Unified Code」で定義された虐待・ハラスメント全般であり、競技ルールに基づく通常のプレーや軽微な規律違反は対象外とされる。アスリート、コーチ、スタッフ、ボランティア等に幅広く及び、調査対象は加盟組織に関係し、不正行為に該当する報告がある場合に限られる。

(3) 法的枠組み

シンガポールは米国のようなセーフスポーツに特化した法律は整備していない。一方、日本に置き換えればスポーツ庁に近い役割の政府機関、スポーツ・シンガポールが任命する「Safe Sport Commission」で中核となる通報受付・調査機能を任せられ、文化・地域・青年省が任命する「Safe Sport Disciplinary Panel」では資格停止から永久資格剥奪に至るまで独立して懲戒・裁定を担当する。この明確な役割分担を図る二層構造により、調査と裁定が分離され、利益相反を避けつつ透明性と独立性が確保されている。

さらにスポーツ・シンガポールは競技団体への「助成金条件」を活用して法令がなくても実質的にガバナンスを高め、IOCの要請に応じてセーフスポーツを主導してきた経緯と仕組みがある³⁷⁾(Safe Sport Taskforce, 2020)。セーフスポーツの取り組みについてもその延長線上にあり、統一コード、コーチの資格要件、研修、調査、懲戒パネルを国家レベルでそろえたアジア初の本格的なセーフスポーツ制度である。

(4) 主な特徴

シンガポールは政府主導のプログラムと統一コードの存在により、以下の図3.17で示す通り、認定されたセーフガーディング・オフィサーが138団体で431人(2024年8月時点)配置されているのが大きな特徴である。オフィサーは現場の「初期対応者」として、被害者のトラウマの兆候を把握し、心理的応急処置の要素を適用しながら、通報につながる支援を行う役割を担う。歴史的にも多民族・多文化国家でスポーツ現場に多様性の観点が求められ、個別団体任せではなく各競技団体内に「専門的窓口」を置く意義を踏まえて普及が加速した。児童保護の専門的背景を持つ心理学者による研修も積極的に実施されている。



図 3.17 シンガポールのセーフガーディング・オフィサー

〈出典: Safe Sport Commission〉

また、国全体を網羅する統一基準「Safe Sport Unified Code」と、セーフスポーツ体制の成熟度に応じて3段階認証(Ally=Bronze/Partner=Silver/Champion=Gold)を付与する制度(以下の図3.18)を組み合わせた枠組みも採用しており、他国にあまり見られないユニークな設計である。これは組織の取り組み状況を「採用(Adoption)」、「実施(Implementation)」、「委任(Delegation)」、「順守(Compliance)」という各段階で評価し、認証マークとして可視化する仕組みであり、競技団体間のばらつきを解消してガバナンス改善を促す狙いがある。

セーフガーディング・オフィサーの配置に関しても「Partner=Silver」として段階的な認証制度に組み込まれており、国家レベルで統一した行動基準を確立している。こうした小規模国家ながらアジアでも先駆的なセーフスポーツ体制の取り組みは国際的にも注目されている。

Steps	Strategy	SS Programme Elements	Participation	Accreditation
ADOPTION	Policy Development & Advocacy	<u>Unified Code</u> Incorporation of Unified Code into organisation's code of practice & all relevant documentation binding all Persons Involved Access to Organisational Safeguarding Policy Repository of specific safeguarding policies (e.g. best practice/ guidelines for interactions with children and vulnerable persons, social media use, body positive messaging).	Supporters - Any sporting organisation	Safe Sport "Ally" (Bronze) where Code is appropriately incorporated
IMPLEMENTATION	Education & Capability Development	General - Safe Sport Training & Certification of applicable individuals of members via online modules: for participants, administrators, parents and coaches. Specific – Training & Certification for designated Safeguarding Officer (through blended learning and practical sessions) which comprises a First Responder Module and a Psychological First Aid Module Clear & visible signposting for Participants and onboarding protocols for all Persons Involved Continual engagement through members' safeguarding officer communities of practice, (with higher levels of engagements for High-Risk Sport)	Affiliates - any sports organisation applicable NSAs, NGBs	Safe Sport "Partner" (Silver) where designated standards are met.
DELEGATION	Case Management	<u>Reporting & Response</u> Independent channel for receiving and triaging reports of concern Differentiation between Low-Level Concerns (LLCs) (i.e. poor practice) and potential Code breaches. <u>Investigation</u> Access to SSP for investigators for potential breaches <u>Resolution</u> <i>Informal</i> – where appropriate, through advice and recommendation of Case Manager working with the designated Safeguarding Officer <i>*subject to assessment</i> <i>Formal</i> - Mandatory application of Disciplinary Framework: - Minimum standards in procedures to ensure due process - Assessment of Seriousness and Sanctioning - Sanctions Matrix mapped to Code Delegation of hearing at first instance (where minimum standards cannot be met and independent adjudication is not possible) and/or delegation of appellate jurisdiction	Members - SportSG, applicable NSAs, NGBs	Safe Sport "Champion" (Gold) where compliance in case management is delegated or achieved to a designated standard.
COMPLIANCE	Accreditation	- Recognise organisations that meet the differing levels of Safeguarding protection - Licence use of designated SSP Mark in all marketing material - Surveillance & monitoring through collaboration and information sharing with nominated Safeguarding Officers		



図 3.18 シンガポールの段階的認証制度

〈出典: Safe Sport Commission〉

(5) 組織体制

シンガポールの「Safe Sport Commission」は管理機関であり、スポーツ団体代表、法曹界、犯罪心理学、調査官、公衆衛生、選手・コーチ代表など多様なステークホルダーによる専門家で構成されている。2025-2027年任期の委員は10人程度で、トップはスポーツガバナンス及びビジネスの専門家である女性のChan Yen San氏が務めている。事務局機能を持ち、統一基準の普及、教育・研修、調査プログラムの運用を統括している。

(6) 予算規模

非公表であった。

(7)活動実績

シンガポールは2021年11月の本格的なプログラム開始から2024年8月まで1,000日間レポートを公表しており、計274件の懸念報告がコミッションに寄せられた(図3.19)。通報件数は右肩上がりに増加傾向にあり、46%の懸念報告が統一コードに基づく不正行為に関連していると評価された。通報窓口では報告者が調査を望む意思を示した場合の「Formal Report」(正式報告)と不明確なまま相談を求めている状態の「Disclosure」(開示段階)があり、通報者へのトラウマに配慮して安全確保と心理的負担を軽減できる設計になっている。

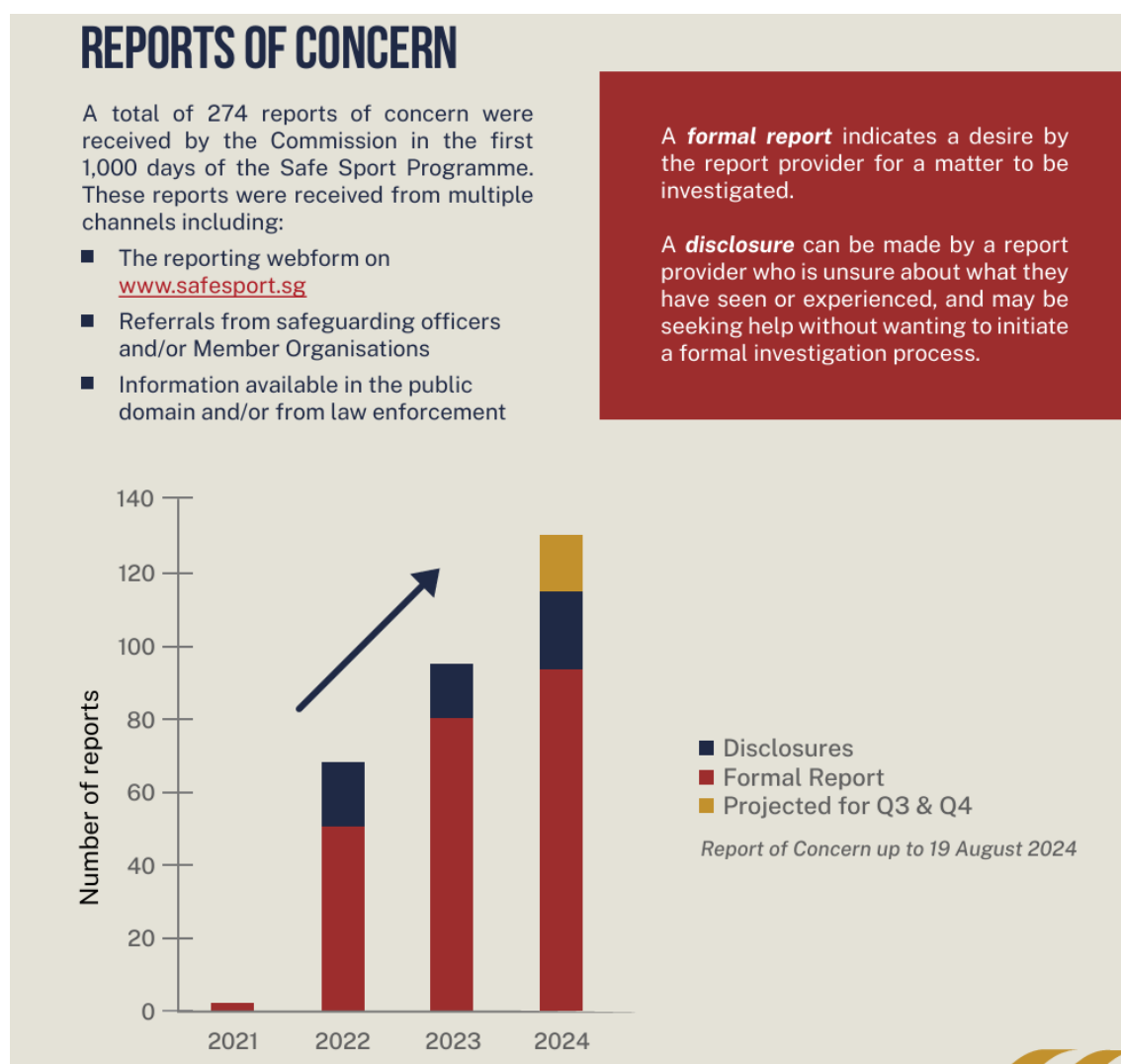


図 3.19 シンガポールの通報件数推移

〈出典:1000-Day Impact Report〉

不適切行為の種類を内訳で見ると、図3.20で示される通り、約半数を占める身体的・心理的

分野では心理的虐待が34.1%と最も多く、身体的虐待が10.3%、いじめは6.3%と続く。性的関連ではセクハラが7.1%、性的搾取は6.3%、同意のない性的接触は6.3%だった。その他の不適切行為は不適切な身体的接触が14.3%、グルーミングが4.8%だった。通報・調査のチームリーダーを担当するG氏は「暴言が最も多く、スポーツ環境のどこでも起こりえると認識しているが、通報データからはこの種の不適切行為の最大となる発生主体はコーチ」と指摘し、審判や競技役員を研修し、不適切行為を指摘・介入する役割を強化していると明らかにした。

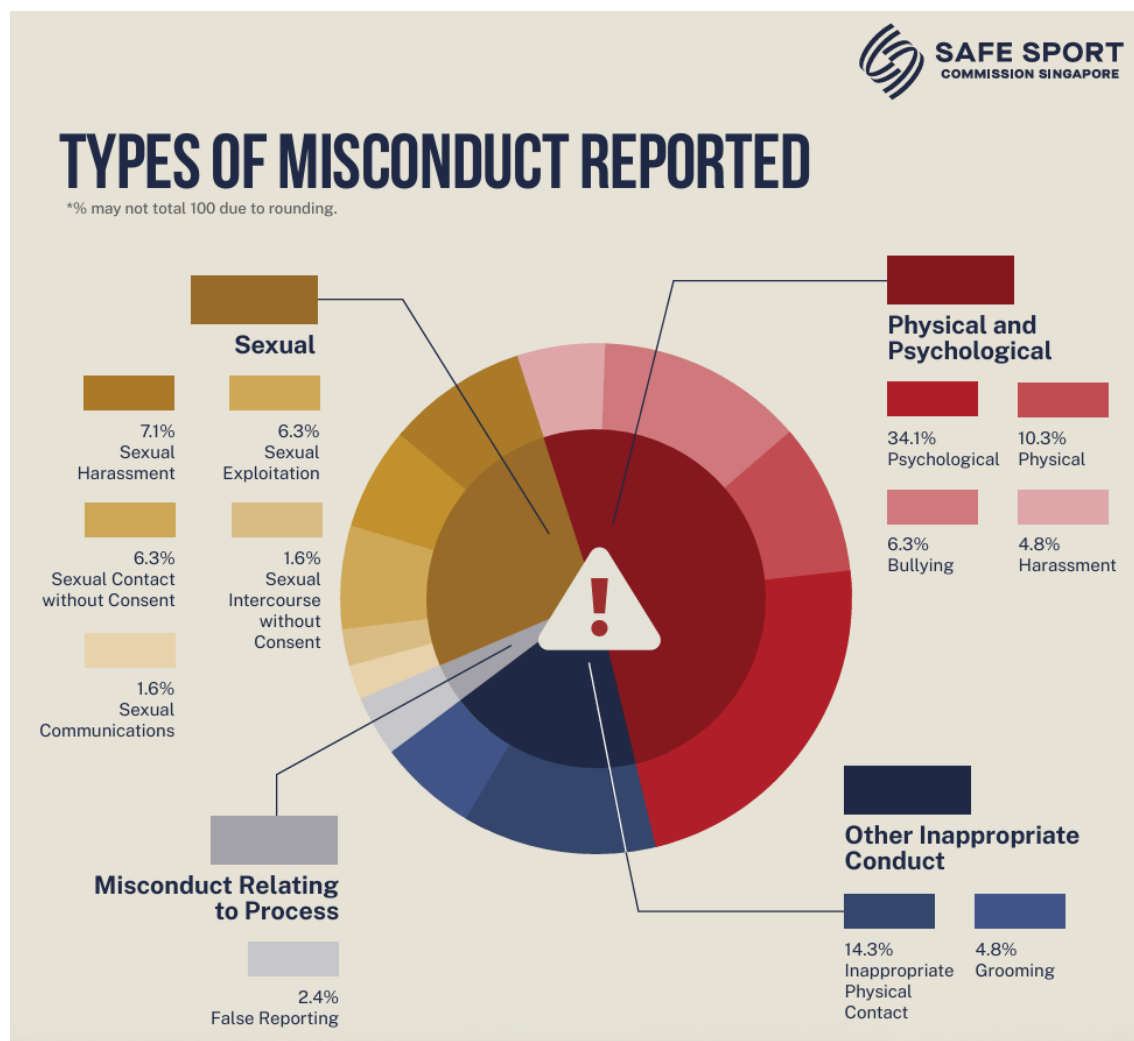


図 3.20 シンガポールで報告された不適切行為の種類

〈出典:1000-Day Impact Report〉

さらにシンガポールでは重大案件になると、独立機関である「Safe Sport Disciplinary Panel」が裁定を行う構造で、透明性と適正な手続きを重視した仕組みとなっている。通報後、政府機関「Safe Sport Commission」が初期評価（トリアージ）を行い、事案は重大性に応じてカテゴリー

A(軽度)、B(中程度)、C(重大)に分類される。軽度は原則、加盟団体内で改善指導が行われ、中程度以上はCommissionによる調査後、必要に応じてDisciplinary Panelに付託され、独立した懲戒委員会により事実認定と処分が決定されるフレームワークである(以下の図 3.21)。処分は研修命令、警告、接触制限、一時停止、資格停止、永久資格剥奪など多段階で構成され、統一コードに基づき適用される。裁定結果は公開データベースに掲載されるため、制度全体として高い透明性が確保され、加盟団体のガバナンス向上にも寄与している。

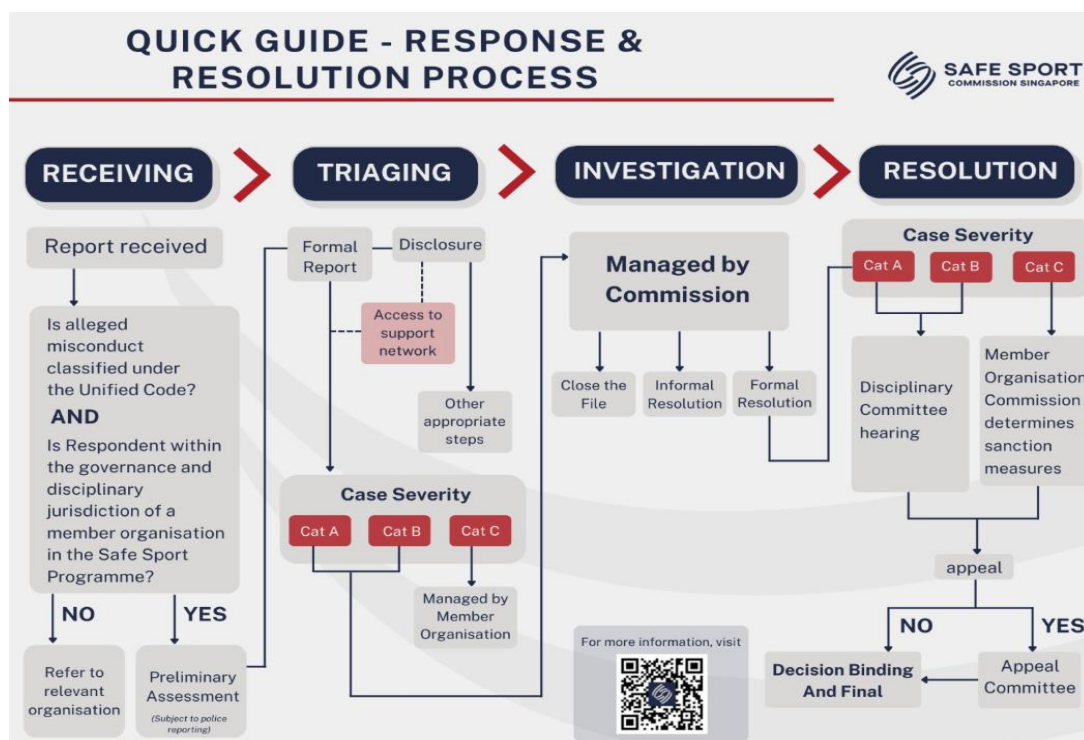


図 3.21 シンガポールの通報・調査から裁定までのプロセス

〈出典: Safe Sport Commission〉

(8) 主な課題

米国のように法令で専門の権限を明記する制度ではなく、行政プログラムとして運用されているため、強制力や制度的な定性が課題とされる。「Safe Sport Commission」の1,000日レポートでも言及されているが、セーフガーディング・オフィサーの育成に関してはシンガポール全体のスポーツ・学校・地域クラブ数に比べれば限定的であり、草の根レベルまでセーフスポーツ文化を浸透させるには、専門人材の不足と啓発・普及面での弱さも指摘される。

調査プロセスで警察が同時に捜査する事案では、要請により調査を一時停止しなければならないことがあり、G氏は「その場合、結果として解決までの期間が延びる」と説明した。

第6項 ニュージーランド 〈Sport Integrity Commission Te Kahu Raunui〉

(1) 設立時期と背景

国内でいじめや暴力・虐待、性的不正行為が相次いだことを受け、政府が「インテグリティ・ワーキンググループ」を設置。2022年に①独立した新たなインテグリティ機関の設立②アンチ・ドーピング機関を新組織に統合③統一コードの導入—を提言した。2024年7月、オークランドで政府から独立し、暴力・虐待、ドーピング、違法賭博・八百長対策を統合的に扱うインテグリティ専門機関として Sport Integrity Commission Te Kahu Raunui (SIC)を開所した。

(2) 適用範囲

国内の全てのスポーツ及びレクリエーション活動が対象となり、ラグビーやクリケットのプロスポーツ、五輪・パラリンピック競技、地域・草の根スポーツ、学校・コミュニティーのレクリエーション活動が含まれる。虐待・腐敗・ドーピングなどのインテグリティ全般を横断的に管轄する。

(3) 法的枠組み

ニュージーランドは「Integrity Sport and Recreation Act 2023」の法律に基づき設立された独立機関である。SIC に対し①インテグリティ問題の調査・解決②インテグリティ基準の統一コード制定③教育やガイダンスの提供④アンチ・ドーピングの国内実施主体という多岐にわたる法的権限を付与している。以下の図 3.22 で示す通り、暴力・虐待、ハラスメントなどの重大なインテグリティ問題について統一コードを設けて法的に明確化し、報告・通報制度、独立調査、年齢や文化に配慮した裁定・制裁、研修教育まで包括的に規定した。

セーフガーディング、ドーピング規制、試合操作など腐敗防止が単一の法制度の下で統合された点が米国やフランスなどとも異なるユニークな特徴である。スポーツだけでなくレクリエーション活動まで法的対象に含めた広い適用範囲も特色であり、統合的なインテグリティ機能を一つの独立公的機関に集約する世界的にも稀なモデルといえる。

<i>Integrity codes, investigations, discipline, and dispute resolution</i>	
(e)	to develop and issue integrity codes under Part 3 :
(f)	to provide mechanisms for complaints and disclosures relating to integrity in the sport and recreation sector:
(g)	to provide accessible, age appropriate, and culturally responsive mechanisms for resolution of disputes relating to integrity between persons or organisations involved in sport and organised physical recreation:
(h)	to investigate matters relating to integrity in the sport and physical recreation sector in accordance with Part 4 :
(i)	to provide a disciplinary process for breaches of integrity codes:

図 3.22 Integrity Sport and Recreation Act 2023 Section 13

〈出典: NZ Legislation〉

(4) 主な特徴

ニュージーランドの「インテグリティ・コード」は法律に基づき制定される全国統一基準であり、スポーツだけでなくレクリエーション活動まで対象に含める点が国際的にも珍しい。暴力・虐待、ハラスメントから違法賭博など腐敗防止、アンチ・ドーピングまで従来は個別に扱われてきた領域を「1つの統合コード」として体系化した点に大きな独自性がある。

統一コードは以下の図3.23で示す通り、全ての組織が満たすべき6つの最低基準(Minimum Standards)を設定。①インテグリティを脅かす行為の禁止②子ども・若者の保護③公正かつ有効な紛争解決プロセス④重大な懸念が生じた際の通知義務⑤調停・調査・モニタリングへの協力⑥統一コードに関する情報提供―を示し、競技団体ごとに基準の格差が生じないようなフレームワークの統一性と構築を目指している。

さらに特徴的なのはコードの導入が「理解→計画→採択→発展」(図3.23)と段階的プロセスとして設計されている点である。競技団体が6つの最低基準を「理解」する段階から始まり、次に導入へのタイムライン作成や体制整備を行う「計画」段階、理事会決議や規約変更を伴う「採択」段階、政策や手順を継続的に更新する「発展」段階へと続く。コードを導入した団体は12カ月以内に最低基準を反映した組織ポリシーを策定する必要がある。この循環構造によりコードは単なる規範にとどまらず、組織の文化変革を促す実践的ツールとして機能する。

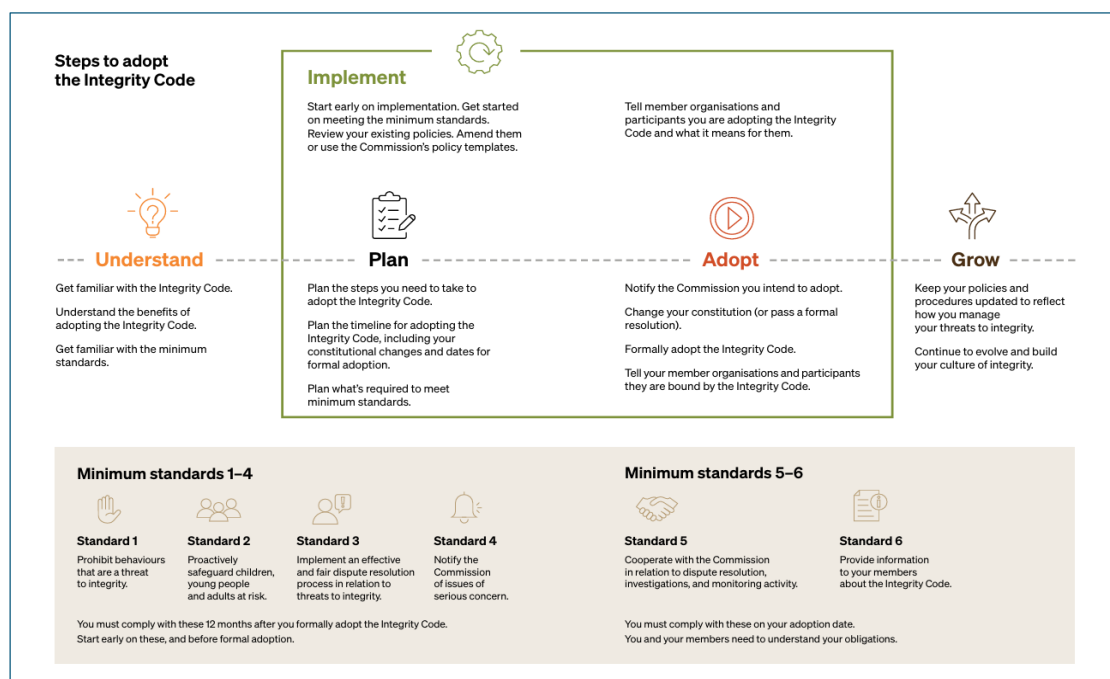


図 3.23 ニュージーランドの統一コード採択の流れ

〈出典: Sport Integrity Commission〉

(5) 組織体制

政府から独立して業務を行う公的機関と位置づけられ、インテグリティ基準の策定、調査、紛争解決、教育、アンチ・ドーピングの統合機関である。弁護士、調停・解決の専門家、元アスリート、元警察官、公共セクターの経験者など約50人の専門家で構成される。

最高経営責任者(CEO)は女子サッカーとクリケットでニュージーランド代表経験があり、警察やスポーツ行政でも役職を担ってきたRebecca Rollsが務める。

(6) 予算規模

SIC の2024-2025年予算は総収入が以下の図3.24で示した通り、約1,700万 NZドル(約15億円)。政府からの資金が約1,000万 NZドル、行政機関「スポーツ NZ」から移管された資金が約600万 NZドルとなっている。支出は人件費が524万 NZドル(約4億7,000万円)で最も多く、裁定・調査費用が158万 NZドルだった。

Prospective financial statements	
Prospective Statement of Comprehensive Revenue and Expense	
For the year ending 30 June 2025	
	Budget 2025
	\$000
Revenue	
Crown funding	10,628
Funding transferred from Sport NZ	5,895
User-pays revenue	396
Interest revenue	86
Total revenue	17,005
Cost of services	
Board members' remuneration	358
Depreciation and amortisation	368
Personnel costs	5,244
Professional and technical services	1,423
Premises and office costs	615
Resolution services and investigations	1,580
Sample collection, analysis and results management	1,285
Other operating costs	3,112
Total operating expenditure	13,985
Total comprehensive revenue and expense	3,020

図 3.24 ニュージーランドの予算規模 2024-2025 年

〈出典: Sport Integrity Commission〉

(7)活動実績

ニュージーランドは2024年7月に開設したばかりで公表されたデータは少ないが、最初の2024年7-9月で受理された通報は65件。以下の図3.25で示される通り、2025年7-9月の報告書によると、107件の通報が解決サービスに寄せられた。内訳で最も多かった項目は「いじめ、暴力・虐待、性的不正行為」が最多の52件で36%と多く、続いて「子ども保護」が31件で21%。さらに「ガバナンス」は28件で19%となっている。違法賭博に絡んだ試合操作、ドーピングはともに3件と少なかった。

統一コードは最低基準を設ける一方、多くの義務項目が「任意 (voluntary)」として設計されており、SICで広報責任者を務めるH氏は「最も重要なのはインテグリティの脅威(アンチ・ドーピング、セーフガーディング、腐敗防止)への対応を、一つの独立機関に集約した点。義務の多くを任意としたことで、組織の主体的参加や協働を促す仕組みになっていることも評価されている部分」と指摘した。ニュージーランドの先住民マオリ、LGBTQなど性的少数者といった多様なステークホルダーにも配慮して制度を協議している。

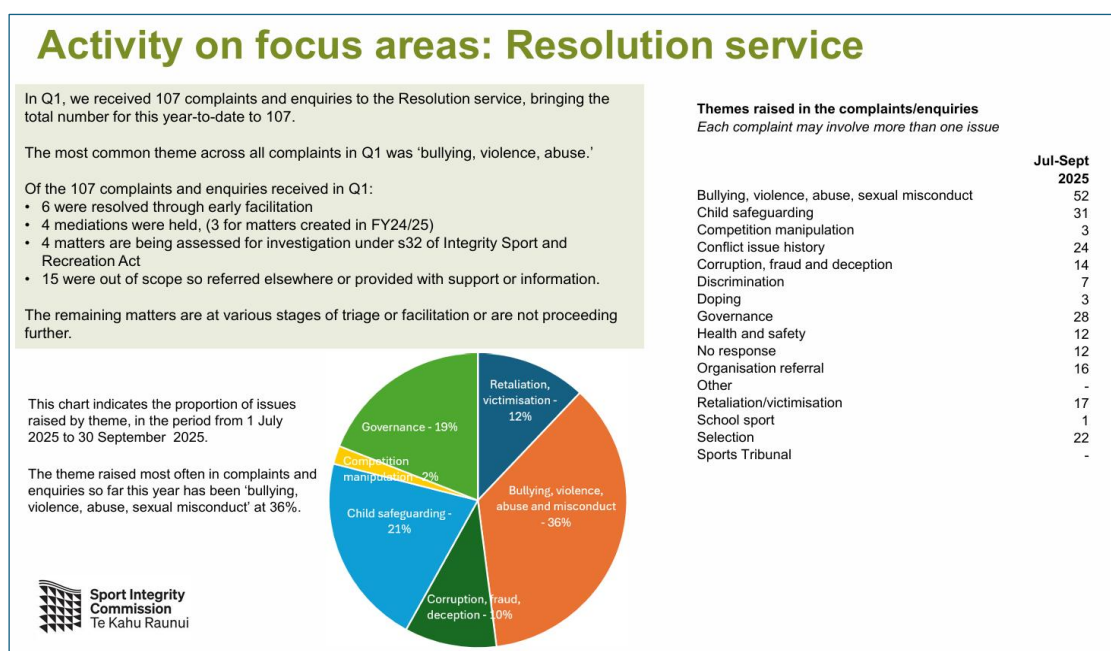


図 3.25 ニュージーランドの通報件数と内訳 2025 年 7-9 月

〈出典: Sport Integrity Commission〉

(8)主な課題

ニュージーランドのインテグリティ・コードは法律に基づいて策定され、全国統一基準であるが、その採択はあくまで団体の「任意 (voluntary)」と位置づけられている(以下の図 3.26)。強

制ではなく、主体性を促すための任意採択モデルである。統合型インテグリティ機関として国際的に注目される一方、採択が任意であるため、普及に時間がかかる現実も指摘される。SICは「競技団体は自らのペースでコードを導入できる。一方で団体の準備状況には差があり、採択までのタイムラインにはばらつきが出る」³⁸⁾(Integrity Code Pilot & Consultation,2024)として構造的な課題を認めている。

統一コード自体はスポーツ及びレクリエーション組織であれば、どの団体でも採択できる。その上で SIC は「まず全国レベルの組織がインテグリティ・コードを採択し、その後に各地域や地方の加盟団体が続くことを推奨する」としている。

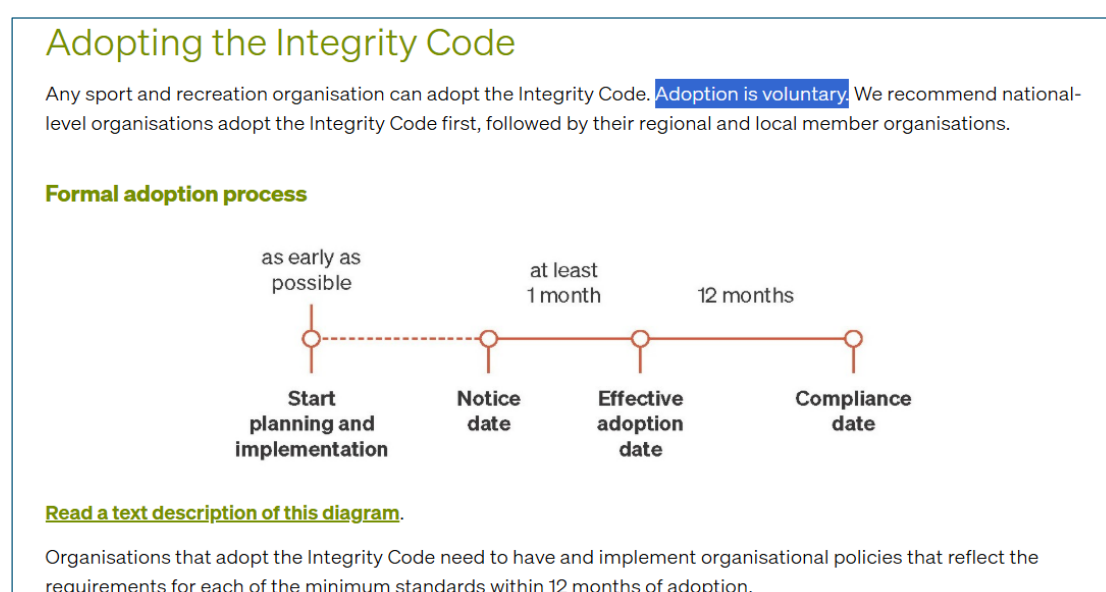


図 3.26 ニュージーランド統一コードの任意採択モデル

〈出典: Sport Integrity Commission。青色部分は任意採択を表す〉

ニュージーランドはスポーツだけでなく、レクリエーション活動を含めて対象範囲も幅広く、特に地域クラブの草の根レベルではボランティアの依存が高い。セーフガーディングの制度を整備するには負担が大きいとの声もあり、SICのH氏は「警察による身元確認や研修などセーフガーディングに関する制度や義務がボランティアにとって複雑で難しいと感じられる可能性はある」と説明した。実効性の確保には、現場支援や研修の必要性を促す意見もある。

インテグリティ統合機関だけに通報件数の増加と多様化により、専門的な調査・解決リソースの確保が不可欠である。ニュージーランド特有の多様な文化やトラウマに配慮したカウンセラーなど専門人材も求められている。まだ統合機関は初期段階だが、制度浸透に向けて草の根レベルまで認知度向上の取り組みが問われる。

第7項 対象6カ国の制度比較

これまで見てきたように、セーフスポーツに取り組む対象6カ国を比較すると、表 3.6 で示す通り、各国の歴史的経緯や文化的背景、行政制度の違いが制度設計に色濃く反映されていることが明らかになった。セーフスポーツ専門機関は一見すると共通の理念に基づいて設置されているように見えるが、その権限構造や運用の在り方は国ごとに大きく異なっている。

先駆的なモデルとなった米国は、連邦法に基づく強固な権限を背景に、競技団体や行政から独立した専門機関が調査・裁定機能を一元的に担う点に特徴がある。これは、性的虐待事件が深刻な社会問題として顕在化したことを契機に、強い法執行によって是正を図るという米国社会の歴史的文脈を反映したものである。一方、カナダも民間型の専門機関を採用しているが、州の権限が強いという制度的前提から、セーフスポーツに関する特別法は設けられていない。政府助成金を条件に競技団体が統一コードを採択する仕組みを通じて、合意形成を重視した運用が行われており、同じ民間型であっても制度設計の思想には違いが見られる。

これに対し、フランスはスポーツ法典を基盤とする国家主導の行政モデルを採用している。司法・警察と連携した強制力のある対応が可能であり、Signal-Sportsによる通報義務や全国的な掲示義務など、公的介入の強さが際立つ点が特徴である。米国のような全国共通の統一コードは存在せず、倫理憲章や懲戒規程の整備は各競技団体に委ねているが、法制度及び行政枠組みによって共通基準が全国的に担保されている形である。この点は、国家が強く関与しながらも、競技団体の自治を一定程度尊重するフランス型の特性を示している。

オーストラリアとニュージーランドは、行政主導の統合インテグリティ機関を設置し、暴力・虐待対策に加えてドーピングや違法賭博に絡む八百長防止を一体的に扱う点で共通している。多文化・多民族社会という背景の下、スポーツの安全性や公平性に関する基準を分野ごとに分断するのではなく、横断的に整理する必要性が高まった結果、包括的な政策モデルが形成されたと考えられる。セーフスポーツを個別課題としてではなく、インテグリティ全体の一部として位置づけている点に両国の特徴がある。

一方、アジアで先行するシンガポールは、小規模国家としての機動力を生かし、強い法的権限よりも予防教育やガイダンスを重視する行政型モデルを採用している。国家主導で制度を設計しつつも、各競技団体の自主性とのバランスを意識した運用がなされており、成熟度に応じた認証制度で浸透を図る実務的・段階的なアプローチが特徴的である。

このように対象6カ国の比較からは、セーフスポーツ制度が単一のモデルではなく、各国の社会的文脈に応じて多様な制度設計が行われていることが示された。共通するのは、従来の競技団体任せの対応に限界を見いだし、横断的な基準や公的関与を強化しようとしている点であり、その具体像は各国の歴史や統治構造に応じて異なる形で表れている。

表 3.6 対象 6 カ国のセーフスポーツ専門機関比較

国名	米国	カナダ	フランス	オーストラリア	シンガポール	ニュージーランド
設立年	2017年	2025年(組織再編)	2019年	2020年	2019年	2024年
場所	コロラド州デンバー	オタワ	パリ	キャンベラ	シンガポール	オークランド
専門機関	U.S. Center for SafeSport	Sport Integrity Canada	Signal-Sports	Sport Integrity Australia	Safe Sport Commission	Sport Integrity Commission
管轄・組織	民間型の独立専門機関	民間型の統合専門機関	行政型の専門機関	行政型の統合専門機関	行政型の専門機関	行政型の統合専門機関
法的権限	○連邦法	×	○スポーツ法典	○連邦法	×	○国家法
主な機能	セーフスポーツ統一コード＋未成年虐待予防ポリシー	新プログラム(CSSP)が25年4月始動	指導者の犯罪歴を厳重チェック	暴力・虐待、ドーピング、八百長。児童保護は重点策	教育・啓発、通報・管理、処分パネル	暴力・虐待、ドーピング、八百長対策
対象者	USOPC/NGB傘下の50団体以上、1万人超	約90の競技団体	すべてのスポーツ選手・指導者・団体	五輪・パラリンピック競技を含む95団体	60以上のスポーツ組織、五輪・パラ競技対象	レクリエーションを含めて全てのスポーツ組織
通報・処分件数	2024年は通報8千件超、懲戒データベース2千人超公開	CSSP開始3カ月で111件の報告	通報は設立5年で2千件超。約半数が行政措置	過去6か月間で168件のインテグリティ案件	2021年11月～2024年8月まで計274件懸念報告	2025年7～9月で受理された通報:107件
人材・予算	元FBI・検察官など専門家約140人。予算35～40億円	CSSPのチーム職員15人、予算12億円規模	スポーツ省、全国の担当官を含め約100人	職員数は約180人、予算規模は約63億円	認定セーフガーディング・オフィサー431人、138団体に配置	約50人、弁護士、警察、調査担当など専門家で構成。予算は約15億円
統一コード	○	○	×※	○	○	○※
補足			※各団体に懲戒規程整備			※採択は任意

〈出典:6カ国の年次報告書と公式サイト、インタビューを基に筆者作成〉

第8項 インタビュー結果(対象6カ国比較)

対象6カ国におけるインタビュー結果からは、セーフスポーツ専門機関がいずれも競技団体内部による縦割り対応の限界を背景として設立されていることが明らかになった。表3.7に示す通り、米国では体操競技をめぐる性的虐待事件を契機に、「複数の競技団体が通報を無視または誤処理してきたとの批判」(A氏)が高まり、被害者保護を各団体の自治に委ねる構造そのものが問題視された。この認識が、競技横断的な独立機関を連邦法に基づいて設立する直接的な背景となった。

同様にフランスでは、長年にわたり被害者の声が表面化しにくい状況を指す「オメルタ(沈黙の掟)」(D氏)が存在してきたとされ、相次ぐ虐待事件を受けて、国家主導による通報・対応体制の強化が急速に進められた。アジアのシンガポールにおいても「競技団体が個別にセーフガーディングを担うには能力や資源が不足している」(G氏)との認識が共有され、専門性を備えた独立的枠組みの必要性が制度設計の出発点となっている。

活動実績に関しては、通報窓口の一元化や統一コード(行動規範)の整備を通じて、虐待やハラスメントの定義が明確化され、通報件数が可視化された点が各国に共通する成果として挙げられた。特に米国では、全国統一コードの策定と懲戒データベースの公開により「永久資格剥奪を含む厳格な制裁は大きな成果」(A氏)と評価されている。また、シンガポールでは「調査と裁定を分離した権限分立モデル」(G氏)が採用され、手続きの公正性と運用の効率性を両立させる工夫が重視されている。

一方で、6カ国すべてのインタビュー対象者に共通する課題として、通報件数の増加に対して人的・財政的資源が十分に確保されていない点が指摘された。調査期間の長期化、専門人材の不足、地域クラブや草の根レベルへの制度浸透の難しさは、各国が共通して直面する問題である。これらの指摘から、セーフスポーツ専門機関は設立によって課題が解消されるゴールではなく、設立後も継続的な制度改善と資源配分の見直しを要する発展途上の段階にある制度であることが示された。

表 3.7 対象 6 カ国の項目別インタビュー結果

インタビュー対象者	主要コメント		
質問項目	設立背景	活動実績	課題
米国・A氏	体操界をはじめ複数競技で深刻な虐待が発覚	世界初の統一コード、他国のモデルに	通報件数の急増による調査の長期化
	競技団体が通報を無視・誤処理したとの強い批判	永久資格剥奪を含む制裁は大きな成果	調査の専門家・予算不足
	自主改革では不十分と判断、連邦法で独立機関へ	通報増加は虐待が増えたのではなく、認知向上	処分された指導者が指導再開のケース
カナダ・C氏	競技ごとに対応基準が異なり、被害者保護に格差	全国統一コードで禁止行為を詳細に定義	州・地域レベルで制度空白が存在
	統一コードと独立専門機関の必要性認識	トラウマ配慮型の制度を理念として明示	通報受理率の低さへの不満も
フランス・D氏	被害者の声が抑圧される「オメルタ」(沈黙の掟)が存在	司法・行政連携で通報義務化で一定の成果	競技ごとの規程が縦割りで不統一
	過去の憲章や自主的取り組みが形骸化	指導者の犯罪歴チェックで接触禁止令	予防・教育より事後対応が中心
オーストラリア・F氏	セーフスポーツ、ドーピング、不正行為が分断的に対応	ホットライン整備で通報が可視化	通報増加に対する調査リソース不足
	統合的な国家インテグリティ体制が必要と判断	未成年・子ども保護を重点施策に	草の根レベルでの実装に地域差
シンガポール・G氏	競技団体が個別に対応するには能力・資源が不足	調査と裁定を分離した権限分立モデル	専門人材の確保が継続的課題
	米国、カナダ、豪州を参考に現地視察	認定セーフガーディング・オフィサー431人	法的強制力なく合意モデルに依存
ニュージーランド・H氏	複数の政府主導レビューで既存体制の限界を指摘	スポーツ全般とレクリエーション活動も対象	設立初期で実績データが限定的
	インテグリティ問題を包括的に扱う必要性	コードは先住民マオリら多様な人材と策定	任意採択が多く実効性は課題

〈各国セーフスポーツ専門機関における実務責任者のインタビューを基に筆者作成〉

第2節 共通する活動実績

第1項 新たな潮流＝未成年保護と1対1指導の制限

スポーツ界の暴力・虐待問題に対して専門機関を設立して取り組む6カ国を横断的に比較することで、新たな潮流として共通する活動実績が明らかになった。一つ目は未成年アスリートの保護で1対1指導を制限する流れが諸外国で広がってきたことである。

米国では連邦法に基づいて虐待予防ポリシーを策定し、18歳未満のアマチュア選手に1対1で指導を行う場合、第三者の観察・介入可能な環境が条件で、保護者の同意も義務付ける。セーフスポーツ・センターに寄せられる通報件数が2024年で過去最多8098件となり、そのうち未成年の虐待予防違反は470件に上った。センターの法務責任者を務めるA氏は「子どもの虐待は孤立した状況や密室で起こり得る。リスクを減らすために接触制限を導入している」と説明し、信頼できる指導者から「信頼できる制度」への転換の必要性を指摘。1対1の時間を制限し、指導を「見える化」して最初のステップからリスクを軽減する対策を図っている。

カナダは「Rule of Two」と呼ばれる安全基準(図3.27)を国として推進しており、未成年選手の指導には、少なくとも大人2人のコーチが基本でオープンな環境を求めている。



How the Rule of Two works

Work as a team
A coach should have another coach or screened adult (parent or volunteer) present when interacting with participants.

Remain open to the public
Have a training environment that ensures all situations are open, observable and justifiable.

Plan transportation
Have at least two adults present when traveling with a participant(s), and refer to your club travel policy.

Be sensible
Be considerate of the gender of the participant(s) when selecting coaches or volunteers.

Transparent communication
Ensure that all communications are sent to the group and/or include parents or guardian, without one-to-one messaging.

図 3.27 カナダの「Rule of Two」の運用方法

〈出典:Coaching Association of Canada〉

カナダの運用方法ではチームとして行動することを推奨し、コーチが1人の参加者と関わる際は、別のコーチまたは身元確認済みの大人(保護者やボランティア)が同席するべきだとしている。統一コード「UCCMS」でも公開かつ観察可能な環境ではない場所で1対1の面談を行うこと、未成年者とSNSで私的にやり取りをすることなどを禁じている。

オーストラリアでは特に子どもの虐待予防を重点施策に置いており、統一コードで緊急時を除いて監視不在のところでは1対1の接触を禁じている。シンガポールでは以下の図3.28で示す通り、セーフスポーツ行動規範で「信頼できる大人との1対1の時間は子どもの成長やスポーツ参加において健全で有益」とメリットも強調した上で、1対1の指導は「グルーミング(信頼関係を築いて手なずける)」の警戒対象として他の大人が観察できて介入可能な距離で行われるべきだと定めている。

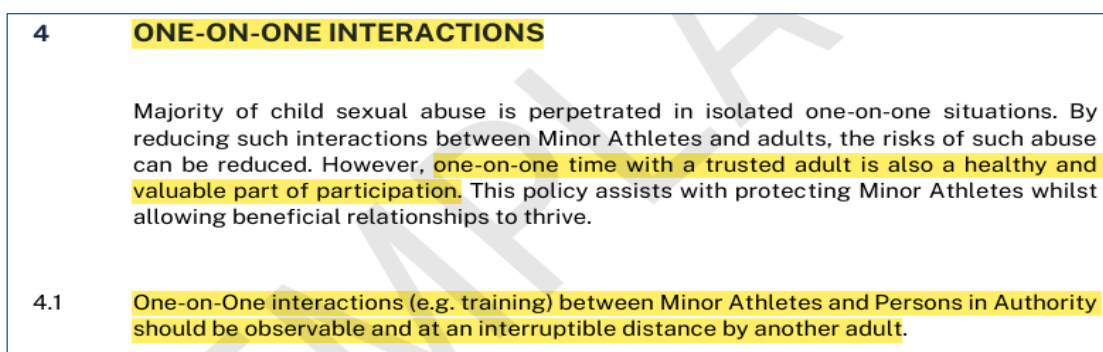


図 3.28 シンガポールの1対1指導における行動規範

〈出典: Safe Sport Policy。黄色部分は大人が観察・介入可能な条件を表す〉

世界各国のセーフスポーツを研究するイタリア・スポーツ弁護士協会名誉会長のミケーレ・コルッチ氏は、こうした潮流がイタリア・サッカー界を含めて欧州でも近年進んでいるとした上で「リスクを回避する方法を取ることは、被害者だけでなく、結果的にコーチを含めて未成年選手と関わる全ての人を守ることになる」と指摘する。「時に根拠のない通報や誤解もあり得る」とし「子どもと2人きりにならない」と位置づけるルールは指導者を守る側面もあると説明した。スポーツ現場では指導者への個人的な信頼関係が安全性の根拠だったが、米国やカナダなど各国は第三者が観察・介入できるオープンな環境を条件とし、制度設計で構造的に危険な状況をつくらない方向へシフトしているのが特徴である。

イタリアのベルガモ大教授でスポーツ仲裁裁判所(CAS)仲裁人でもあるステファノ・バスチアン氏は「1対1を避けるのはグラウンド上だけでなく、宿泊や移動中、更衣室、シャワー室など、あらゆる場面において当てはまる。スポーツの環境は常にオープンな空間であるべきだ」と強調し、リスク要因を正確に分析することで虐待のリスクを最小化できるとしている。

第2項 新たな潮流＝統一コードの意義

共通する活動実績として新たな潮流の二つ目は、セーフスポーツの統一コードの存在である。これは競技団体間における判断基準のばらつきを抑え、暴力・虐待の防止、通報、調査、処分の基準を体系化した包括的な行動規範と定義される。対象6カ国で制度の枠組みに差はあるが、暴力・虐待の基準を明確化し、全競技で手続きを統一したことが核心になっている。

オーストラリアは以下の図 3.29 に示す通り、全国共通の統一コード(NIF)で禁止行為が虐待(心理的、情緒的、身体的、性的)、いじめ、ハラスメント、性犯罪、差別(年齢、障害、人種、性別、宗教など)、報復行為、中傷・侮辱など細かく類型化されている。

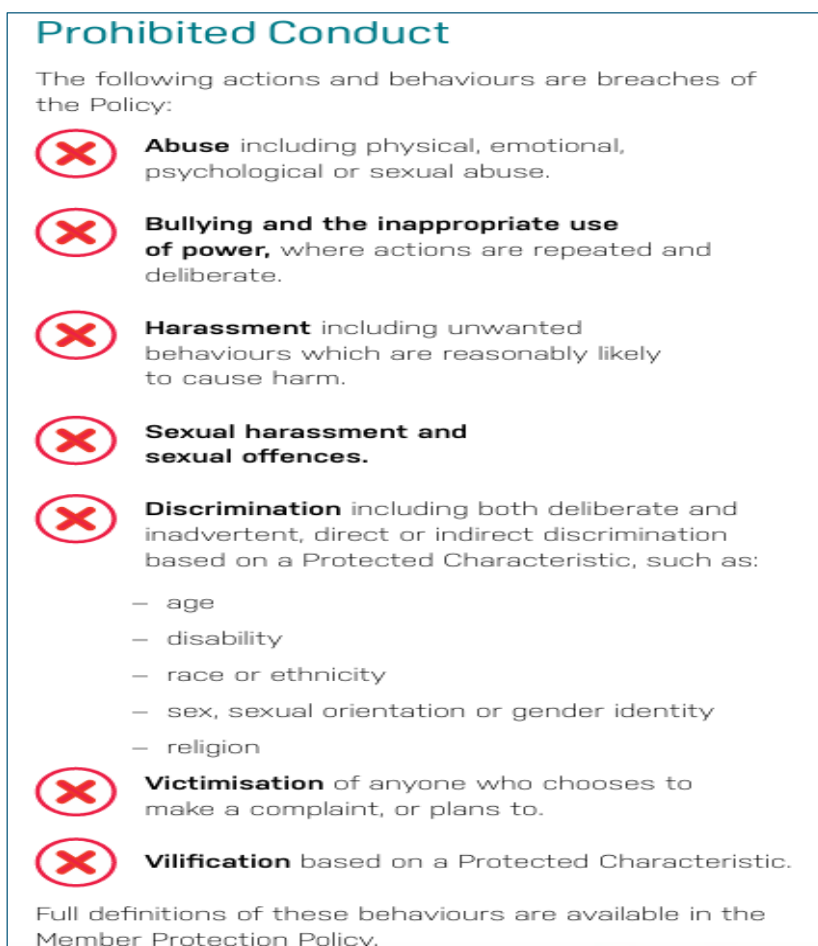


図 3.29 オーストラリアの統一コード(NIF)における禁止行為

〈出典:SIA 公式サイト〉

Sport Integrity Australia(SIA)の広報責任者を務めるF氏は「セーフスポーツ文化の醸成には、基準が明確で周知されていることが大前提であり、これにより競技団体の責任意識が統一

され、虐待の予防、早期発見につながる」と相乗効果を強調する。多くの団体では国を挙げて重点施策に位置づける児童保護ポリシー、SNS ポリシー等を併用し、統一コードを補完する仕組みを採用している。近年はコーチが職務範囲を逸脱し、児童に過度に接触する「グルーミング的行動」や子ども・若者への不適切な言動に対処するケースが増えている傾向があるとした。

米国の統一コードは連邦法に基づき、世界で最も強制力が強いモデルで「他国の設計図」とも言われる。調査・裁定は競技団体から独立した権限を持ち、2017年の設立から8年で懲戒件数が2,000件を超えたデータも突出している。セーフスポーツ・センターのA氏は「統一コードはセンターの使命にとって不可欠であり、セーフスポーツ文化に必要な変革を実現するための基盤。世界で最も包括的な懲戒データベースは透明性が高く一般市民も閲覧でき、スポーツ界全体の安全にも寄与している」と意義を説明した。

さらに競技別の縦割りではなく統一基準とすることで、資格停止処分を受けた指導者が他競技・種目へ「移籍」して指導を継続するケースを防ぐ一定の効果があり「例えば USA Swimming で処分を受けた者が、USA Diving に移って活動を続けることはできない。要するにセンターの制裁範囲の広さがアスリートの安全性を高めている」と指摘した。

カナダは2025年から統合型インテグリティ機関として再編されたが、統一コード「UCCMS」が新プログラムを支えている。特に「禁止行為の細分化」が世界的にも先進的で、子どもを手なずける「グルーミング」や「境界侵犯」等の定義が他国より非常に細かく類型化していることが特徴の一つである。例えば、境界侵犯では個人的なメッセージや公私混同的な交流を禁じている。Sport Integrity Canada の責任マネジャーであるC氏は「統一コードは禁止行為・調査手続き・制裁基準を統一した規範であり、参加者の安全とウェルビーイング（心身の健康）を最優先とするスポーツ環境を構築するために不可欠だ。どんな行為が禁止事例であり、制裁をどう行うかを明示し、競技団体関係者に共通理解を持たせることが目的」と説明している。

一方、フランスは全国共通の統一コードが存在しない。代わりにスポーツ省主導で通報機関「Signal-Sports」を設置して一元管理し、警察・司法が連携してスポーツ法典に基づく行政措置、資格停止処分などを科して補完する行政モデルの仕組みを持っている。競技団体ごとに懲戒基準や倫理規程がばらつく課題も指摘されるが、性暴力・性差別対策、未成年保護官の設置など、国家主導の実務的な枠組みが整備されており、スポーツ省・暴力対策責任者のD氏は「右肩上がりでは通報は増えており、スポーツ界における『沈黙の掟』に変化の兆しが見えている」と取り組みの成果と最近の傾向を語った。

第3項 新たな潮流＝指導者の犯罪歴チェック

セーフスポーツの取り組みで判明した新たな潮流の三つ目は、指導者の犯罪歴チェック(身元調査)である。未成年保護のために、前歴で「門前払い」する仕組みであり、特にフランスは行政主導で最も徹底しており、他国でも強化する共通の動きが拡大している。

フランスは以下の図3.30で示した通り、スポーツ省管轄の通報機関「Signal-Sports」で指導者に暴力や性犯罪歴がないか厳重な調査を実施する「適格性チェック」を国家戦略の4本柱の一つに据える。残りは通報処理、予防計画の全国展開、指導者の研修である。全国からの通報件数は設置から5年間で2,000件を超え、約半数が行政措置の対象になっている。法務省や内務省とも連携し、被害者保護が強化されており、スポーツ省で暴力対策責任者のD氏は「未成年選手や子どもたちと接するスポーツ指導者が、前科や犯罪歴がないか司法記録の確認をすることは重要。未然に防ぐ方法を拡大する必要がある。活動禁止命令を受けた指導者が異なる競技団体間を移動することも頻繁にある」と対策の狙いをコメントした。

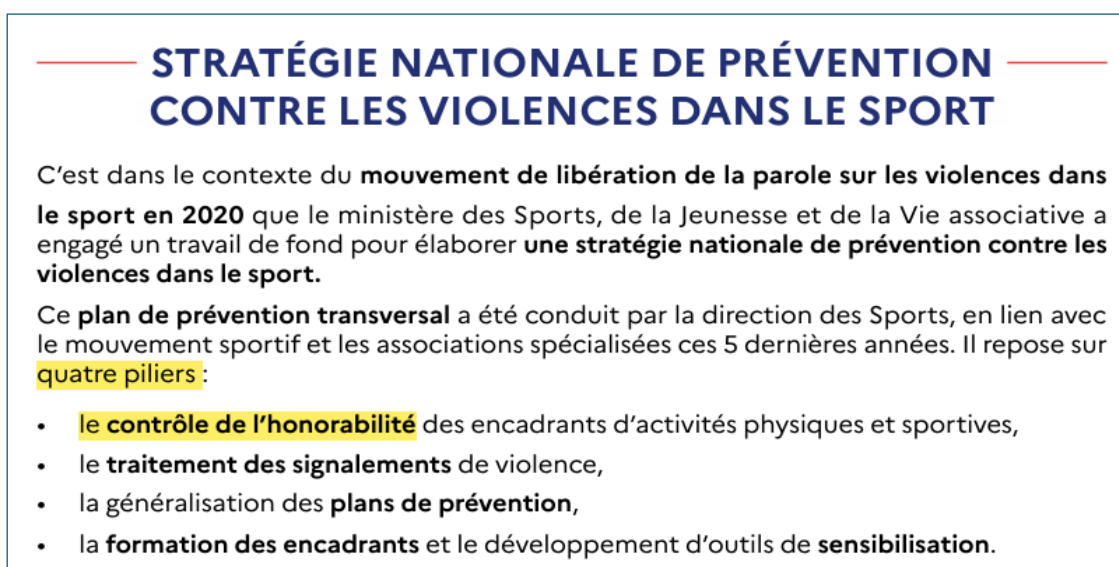


図 3.30 フランスの暴力防止における国家戦略の4本柱

〈出典:フランス・スポーツ省。黄色部分は適格性チェックを表す〉

フランスのスポーツクラブではボランティアの指導者が多く、犯罪歴の対策強化で全国のボランティアなど約440万人が調査対象となり、これまでに約1,000人が選手との接近禁止命令を受けた。スポーツ界で告発が相次いだ問題を受け、適格性チェックは「年1回の義務」として法定化。「Signal-Sports」運営担当のE氏は「私たちは価値観や練習方法の変化を求めている。選手との距離を適度に保ち、暴力と虐待を減らしていきたい」と強調した。

米国やカナダ、オーストラリア、シンガポールなど他国でも統一コードや子ども保護ポリシーの一部として指導者の背景調査を実施しており、前歴の段階で不適格者を現場に入れない構造が共通して整備されつつある。以下の図 3.31 で示す通り、カナダの「背景調査マトリックス(Background Screening Matrix)」では、コーチやボランティアの安全要件を体系化して示すことを目的に、犯罪歴など背景調査の実務基準とリスク分類を示すツールになっている。

 Responsible Coaching Movement: Background Screening Matrix									
LEVEL 1 Low Risk Positions Individuals involved in low risk assignments are not in a supervisory role, not directing others, not involved with financial/cash management, and/or do not have access to minors or people with a disability.			LEVEL 2 Medium Risk Positions Individuals involved in medium risk assignments may be in a supervisory role, may direct others, may be involved with financial/cash management, and/or who may have limited access to minors or people with a disability.			LEVEL 3 High Risk Positions Individuals involved in high risk assignments occupy positions of trust and/or authority, have a supervisory role, direct others, are involved with financial/cash management, and have access to minors or people with a disability.			
Non-Volunteer Parents	Youth Volunteers	Occasional Volunteers	Assistant Coaches	Volunteer Head Coaches	Directors	Paid Head Coaches	Travel Team Coaches	Team Managers	
Application Form	●	●	●	●	●	●	●	●	
One Letter of Reference	●	●	●	●	●				
Two Letters of Reference						●	●	●	
Position Briefing/ Orientation	●	●	●	●	●	●	●	●	
Driver's Abstract (if requested)			●	●	●	●	●		
Screen Disclosure Form	●	●	●	●	●	●	●	●	
Criminal Record Check (E-PIC)			●	●	●	●	●	●	
Vulnerable Sector Verification (VSV)						●	●		

図 3.31 カナダの指導者における背景調査マトリックス

〈出典: Coaching Association of Canada〉

英国は政府系機関「DBS (Disclosure and Barring Service)」で犯罪歴をデータベースで一元的に管理し、セーフスポーツの観点からも非常に進んでいる。比較した対象6カ国ではなく、独立した専門機関はまだ設立準備中だが、子どもと接するスポーツ指導者には最上位チェックが法的義務とされており、日本も参考にする国際的に先進的な制度である。

CAS 仲裁人のステファノ・バスチアノン氏は「犯罪歴チェックは、既知の加害者がスポーツ界に入ることを防ぐことはできる」と一定の理解を示す一方で「未報告・未立件の加害者を見分けることはできない。複合的アプローチが国際基準であり、統一のセーフスポーツ・コードと並行し、相互補完的に機能する制度として設計されるべきだ」と対策を提言している。

第4項 新たな潮流＝通報件数増加とトラウマ配慮型アプローチ

対象6カ国に共通する活動実績で明らかになった新たな潮流の四つ目は、通報件数の増加と被害者のトラウマに配慮したアプローチである。

専門機関で通報窓口を一本化 (One-stop reporting) したことで、米国は2024年の通報が過去最多8,000件を超え、フランスでは開設5年で2,000件を突破した。匿名通報やオンライン通報の整備で従来の内部相談では上がらなかった案件が外部機関に届く仕組みになっている。米国セーフスポーツ・センターで渉外担当のB氏は「通報件数の増加はこれまで見過ごされてきた行為が容認されなくなり、可視化されてきた兆候であると肯定的に捉えている。沈黙の文化が変わり、人々が救済手段の存在を知り、声を上げられるようになったことの表れだと理解している」と述べ、制度の運用が認知されて機能している成果との認識を示した。



図 3.32 オーストラリアの通報件数

〈出典: Sport Integrity Australia Impact Analysis。黄色部分は通報件数と内訳を表す〉

オーストラリアの統合型機関「Sport Integrity Australia (SIA)」が実施する通報処理モデルは、匿名通報機能を備えたセーフスポーツ・ホットラインが2023年に開始され、2024年に公表されたSIAのImpact Analysis (影響分析＝図3.32) によると、累積で1,200件を超える通報を受理している。そのうち70%を超える件数が児童安全 (child safeguarding) に関連する懸念として分類されており、スポーツ現場における最大のインテグリティ課題が未成年者保護に集中している実態が浮き彫りになった。

SIAはこうした通報を教育的・予防的介入も組み合わせて処理しており、警察、児童保護機関とも連携して厳格な対応を進める環境が整備されつつある。

一方、過去の調査手法が被害者に二次被害を与えてきたという反省を踏まえ、各国は被害者のトラウマに配慮したアプローチを明文化して制度に組み込んでいる。以下の図3.33で示す通り、米国ではトラウマとスポーツの関係をアンケート調査し、スポーツの中で虐待を受けたアスリートはメンタルヘルスの問題を訴える可能性が約2倍になると報告している。

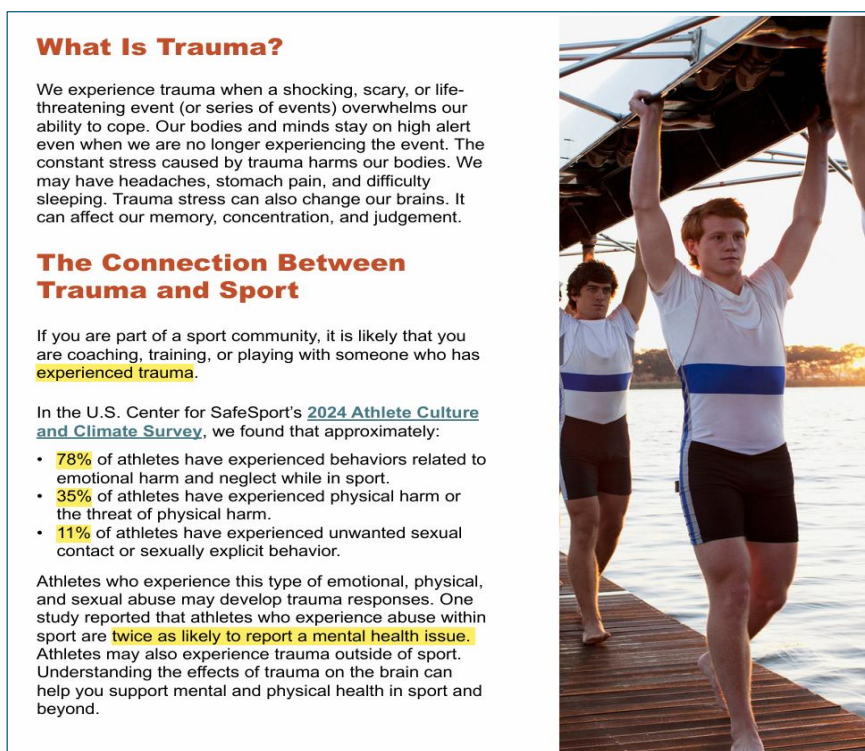


図 3.33 ト라우マとスポーツの関係調査

〈出典:U.S. Center for SafeSport 公式サイト〉

トラウマとは、対処能力を超えた負荷を受けた時に経験し、衝撃的な出来事がすでに終わっていても、心と身体は高い警戒状態を保ち続けることがあるとされる。2024年の米国によるアスリート調査(図3.33)では、78%の選手がスポーツ活動の中で心理的虐待やネグレクトに関連する行為を経験、35%が身体的危害、またはその脅威を経験、11%が望まない性的接触や性的に露骨な行為を経験したと回答した。こうした心理的・身体的・性的虐待を受けたアスリートは、トラウマ反応を示す可能性が高いと指摘されている。

セーフスポーツ制度を成熟させる指標として、通報件数とトラウマに配慮したアプローチはセットで進化している。二次被害防止は「通報の継続性」に直結するためである。米国やオーストラリアは調査段階の聴取などでトラウマ専門のカウンセラーによる聞き取り制度を導入しており、必要に応じて面談場所や同席者を被害者が選べる動きも広がっている。弁護士のミケーレ・コルッチ氏は「被害を受けた人々が安全・信頼・安心して通報できる環境を感じられることが何よ

りも大切だ。被害者中心でトラウマを理解した制度設計こそが不可欠」と強調した。

近年、各国の通報内容は身体的虐待より、心理的虐待が増加傾向にある。カナダは25%、シンガポールは34%で最多となるデータも出た。オーストラリアは子ども虐待案件が増加している。背景には、これまで「グレイゾーン」とされてきた暴言・いじめ、差別、グルーミング(手なずけ)などの領域が行動規範の細分化で周知された側面もある。こうした流れは被害者のトラウマにつながる課題もあり、以下の図3.34で示す通り、カナダは2025-2028年戦略目標の柱に「効果的でトラウマ配慮型のプログラム」を掲げる。

Strategic Objectives
An effective, trauma-informed safe sport program The Canadian sport community experiences the CSSP as a system for managing safe sport complaints that is human-centric, trauma-informed, effective, responsive, accessible, consistent, and predictable.
Education The Canadian sport community has a clear and comprehensive understanding of maltreatment, abuse, the UCCMS, and the CSSP.
System alignment The CCES is committed to advancing the regulation of safe sport at all levels to ensure a consistent, safe, and respectful environment for all participants. This approach will strengthen trust, accountability, and integrity across the Canadian sport system.
International leadership The CCES will pursue opportunities to establish itself as an international leader, driving advancement of safe sport standards and practices.

図 3.34 カナダの 2025-2028 年戦略目標

〈出典:Strategic Plan 2025-2028〉

シンガポールは通報を受理する際に通常の正式報告だけでなく、不明確なまま相談を求める状態の「Disclosure」(開示段階)を導入した。通報者へのトラウマに配慮した設計であり、Safe Sport Commission でチームリーダーを務める G 氏は「当事者の心理状態を最優先し、相談のみの選択が可能な Disclosure と正式報告を分けて対応している。被害者が報復への不安など安全を保てる環境を整備した」と狙いを説明している。

第3節 共通する課題

第1項 専門人材不足と調査長期化

対象6カ国を比較すると、新たな潮流と同時に共通する課題も見えてきた。一つ目はセーフスポーツの実務に取り組む専門人材の不足と、調査期間の長期化である。

専門機関では法律家、心理カウンセラー、調査官、被害者支援、教育・研修の専門家など多様な人材が求められる。一方、右肩上がりが増加傾向の通報件数に伴い、予算規模も踏まえ十分な人材を確保できていない現状がある。米国では厳格な手続きと制裁が特徴である反面、調査期間が1年を超えるケースもあり、特に性的被害を訴えたフィギュアスケートの2014年ソチ冬季五輪代表グレーシー・ゴールド選手の件では調査が長期化し、処分まで約7年かかった事例が社会問題になった³⁹⁾(ESPN,2024)。

近年は心理的虐待や境界侵犯、権力関係の乱用など事案の内容が複雑化していることも背景にある。2024年12月に米連邦議会では通報受理から原則180日以内に調査を完了することを求める法案が提出された。米国セーフスポーツ・センターで法務責任者の A 氏は「世界で初めての独立専門機関で設立時は職員がわずか9名。現在約140名在籍しているが、通報が増え続けるスピードになかなか追いつかず、人員と資金確保が最大の課題となっている」と現状を説明。「調査期限(180日案)対応が今後の焦点となる。法務と調査部門の統合、法務チームの倍増、手続きの簡素化など構造的な改善を図っている」とし、調査のスピードと被害者保護のバランスを課題に挙げた。

カナダやオーストラリアでも統合型のインテグリティ機関として対象範囲が広がっており、管轄制限や人員不足により処理の遅延が課題とされている。シンガポールでは調査期間を原則3～12 カ月とするが、Safe Sport Commission チームリーダーの G 氏は「事案の複雑さで変動し、警察が介入するケースはさらに長期化する可能性もある」と指摘した。

調査の長期化は被害申告者の二次被害や制度への不信につながるため、迅速性と手続きの厳密性をいかに両立させるかが各国共通の制度的課題である。

世界のセーフスポーツを研究する弁護士のみケーレ・コルッチ氏は「欧州でも最大の課題は専門人材と資金不足である。多くはアマチュアクラブで、彼らにはセーフガーディング・オフィサーを置く人材も資金もなく、研修を実施する運営実績もない。学校の教員や弁護士、心理士の専門家など地域社会に根付いた既存のネットワークを活用することも重要」と提言した。

第2項 草の根レベルの浸透

二つ目の共通課題は、地域クラブや学校など草の根レベルの浸透である。米国をはじめ、五輪・パラリンピック競技を中心に全国組織の競技団体はセーフスポーツの統一コードを採択している国が多いが、対象範囲が広がるほど全て網羅できない現実がある。

第一に管轄の限定性が壁になっている。米国は四大プロスポーツのアメリカンフットボール(NFL)、バスケットボール(NBA)、大リーグ(MLB)、アイスホッケー(NHL)の他、五輪競技を除く全米大学体育協会(NCAA)のスポーツは対象外となっている。カナダは統一コードの順守を条件に政府から助成金を得る約90のスポーツ団体が対象となっているものの、州・準州レベルの選手や学校、地域クラブの草の根レベルまで行き届かない。

第二に運用コスト不足の問題が浮かび上がる。調査対応、研修、セーフガーディング・オフィサー配置などはボランティア依存度が高い国にとって、大きな負担である。オーストラリアやニュージーランドではこの点を課題として認識し、簡素なガイドラインやオンライン研修を整備しているが、セーフスポーツ文化の定着には時間を要する。

第三に学校スポーツの扱いが分断要因となっている。ニュージーランドやカナダ、シンガポールなどでは学校スポーツは原則として教育制度の管轄に位置づけられており、セーフスポーツ専門機関の直接的な適用対象からは除外されている。各国とも教育法制や児童保護制度の下で別途対応が図られているが、若年層が多く参加する領域が制度の外側に置かれることで、草の根レベルへの一貫した保護が難しくなる。

ニュージーランドはトップレベルのスポーツ及びレクリエーション活動全体を対象としており、各団体は統一コードを任意で採択する。理念上は草の根レベルまで網羅するものの、実際の適用は採択した組織に限られる。Sport Integrity Commission(SIC)で広報責任者のH氏は「ニュージーランドのスポーツ界がボランティアに大きく依存している点を重要な前提として認識している。セーフガーディングは、スポーツとレクリエーション活動の全ての人にとって、安全で楽しいものにするために不可欠。この課題を緩和するため、実践的なガイドラインやオンライン学習を提供し、ボランティアや組織を全面的に支援している」と説明した。

6カ国に共通する課題は制度の完成度ではなく、中央と地域のギャップである。弁護士のステファノ・バスチアノン氏は「プロや大学スポーツにもセーフガーディングは必要で、どの国にも共通の万能モデルは存在しない。イタリアでは法律で草の根まで全てのスポーツ団体にセーフガーディング担当者を置くことが義務化されたが、肝心の専門人材が国内にほとんど存在しなかった」と語る。今後の対策としては制度の運用モデルだけでなく、地域人材の育成を組み合わせた段階的な戦略が問われている。

第3項 処分者が別の国で指導再開

三つ目の共通課題は、資格停止や永久資格剥奪などの処分を受けた指導者・関係者が別の国や団体で指導を再開する事例である。とりわけ米国では、セーフスポーツ制度における統一コードの運用を通じて一定の効果は出ているものの、こうした国際的な「抜け穴」とされる事実上の処分回避が実務上の問題として認識されてきたことが分かった。

米国セーフスポーツ・センターでは、未成年への性的虐待を中心に、極めて悪質な事案に対して永久資格剥奪を科すケースが多く、設立から8年で累計約1,000人規模に達している。しかし、処分情報が国際的に自動共有される仕組みは存在せず、結果として米国で処分された人物が他国のクラブやアカデミー、あるいは管轄外の組織で指導を継続する余地が生まれている。センターで法務責任者のA氏は「国際的な情報共有の強化が重要な長期目標である。究極的には危険を及ぼす人物をスポーツ界から排除することが目的であり、彼らを公開データベースに掲載することで、他国のセーフスポーツ機関、国際連盟、雇用者などが確認できるようにしている」と指摘した。

個別事例の多くは被害者保護や法的制約から公表されていないが、こうした「管轄回避」「移籍」は複数競技で繰り返し確認されており、公開懲戒データベースを国際的に活用することが長期的な課題とされている。米国に限らず、他の5カ国においても構造的課題である。

センターでは制裁の判断において複数の要素を検討し、全ての観点を踏まえた包括的・総合的な判断を行うとしている。A氏は「永久資格剥奪の多くは未成年への性的不正行為に関係するが、成人同士の性的不正行為や極めて悪質な心理的・身体的暴力でも同様の制裁を科した例がある」と明らかにした。調査委プロセスでは速やかに地元・州・連邦レベルの法執行機関と連絡を取り、多くのケースでは警察の捜査とセンターの調査が同時並行で進むとした。

ここでは処分における「厳しさのバランス」も重要な論点である。米国の永久失格剥奪は被害者保護と再発防止の観点で高い実効性を持つ一方、日本を含む多くの国では資格停止が数カ月から1年程度にとどまる例が多く、抑止力や国際的整合性に課題が残る。

今後は、各国の法文化を踏まえつつ、処分水準の考え方と情報共有の枠組みを国際的に接続していくことが、セーフスポーツ推進における長期的目標となる。

第4節 設立準備中の2カ国

本節では、セーフスポーツ専門機関がすでに運用されている国々に続き、設立準備段階にある英国とドイツの動向を取り上げる。完成形ではなく「形成過程」にある両国の取り組みに着目することで、制度的にも必要性和課題を抱える中で構想されている点を明らかにする。

第1項 英国のロードマップ

英国は 2025 年 6 月、5 つのスポーツ評議会 (UK Sport, Sport England, Sport Wales, Sport Scotland, Sport Northern Ireland) が「Safe Sport Project Report」⁴⁰⁾ (UK Sport, 2025) を公表し、全競技共通の独立リーダー機関の設置を提言した。各競技団体で「断片的」「縦割り」と統一性や一貫性の欠如を批判されてきた現行制度を見直し、全国レベルの通報・調査窓口を本格的に機能させてセーフガーディング体制を再設計するロードマップである。

背景には、2022年に英国体操界で公表されたコーチによる虐待スキャンダル事件があり、スポーツ界全体の改革機運が高まった。以下の図3.35で示す通り、既存の独立モデルとしてカナダ、オーストラリア、ニュージーランドを参考例に挙げ、米国のような独立型機関と、各競技団体や地域レベルに予防・教育・初期対応の役割を残す欧州的な分散支援モデルの「ハイブリッド型」を目指すとしている。計画は2026年から導入計画を具体化する第2段階に入る。

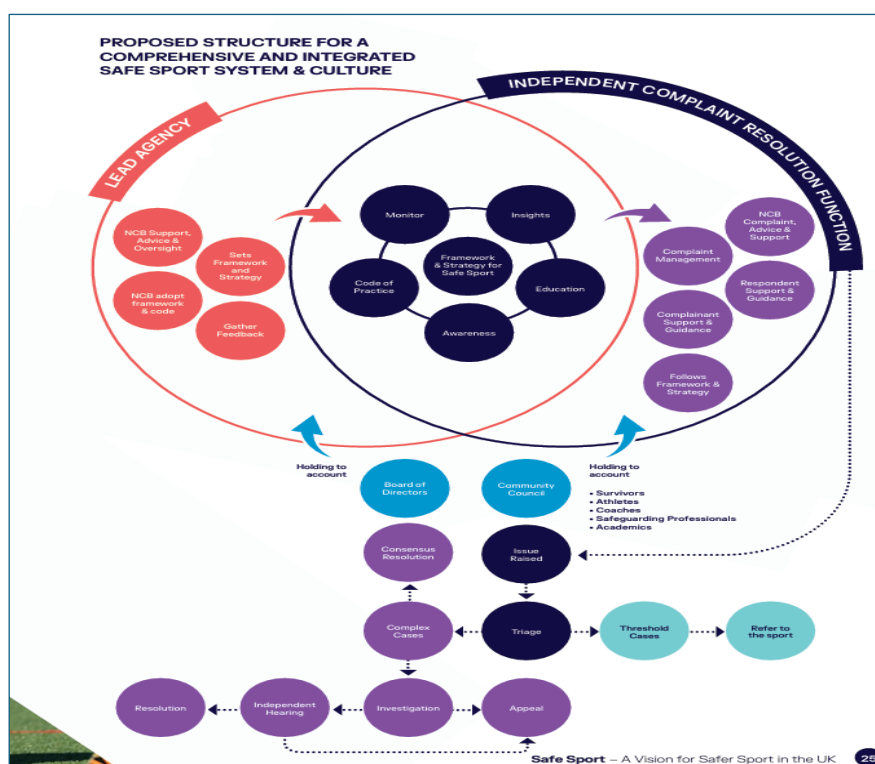


図 3.35 英国セーフスポーツ機関の構想システム

〈出典: Safe Sport Project Report〉

英国の報告書によると、最大の問題意識は被害者が通報後の対応によって二次的トラウマを受ける懸念と、競技団体が自らを調査する構造に対する根強い不信である。このため、独立機関で対象とするのは「重大かつ複雑な案件」とし、どの案件を集約するかは競技団体と協議して定める。制度全体では中央の独立機関が戦略・枠組み・統一コードを定め、競技団体はそれを採用し、現場で教育・予防・初期対応を担うという分業構造が想定されている。

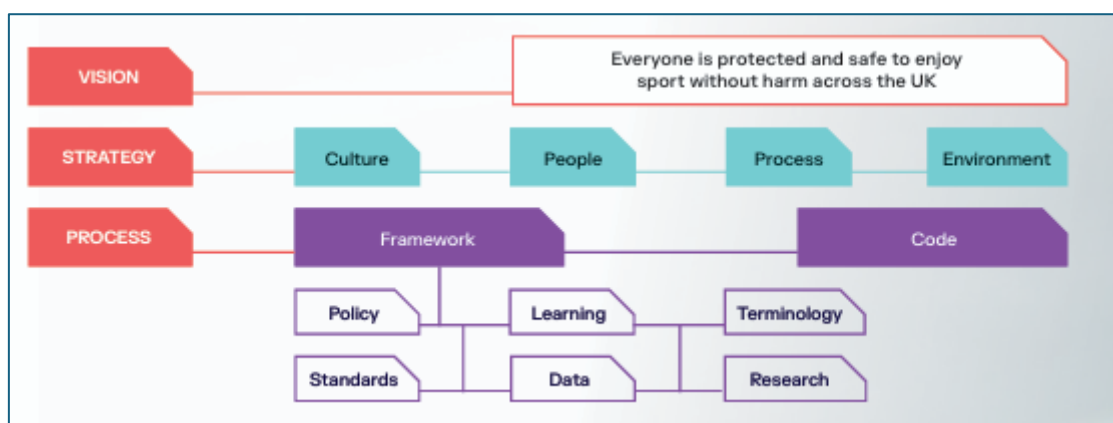


図 3.36 英国セーフスポーツ機関のフレームワーク

〈出典: Safe Sport Project Report〉

図3.36で示すように、ビジョンは「英国全土において、全ての人が危害を受けることなく、安心してスポーツを楽しめること」を掲げる。このフレームワークは、各競技団体、競技参加者、コーチ、被害当事者、さらに警察やレジャー産業などの幅広いパートナーと協働して策定され、一貫性と実効性を確保することを目的としている。米国モデルのように原則として五輪・パラリンピック競技に焦点を当てるのではなく「隙間のない制度設計」(報告書)を目指しており、競技団体ごとの「断片化」をなくすことが大きな目標となっている。

英国スポーツ施策の顧問弁護士であるI氏は「英国は草の根スポーツからエリートレベルまで含む、全てのスポーツを対象とする包括的で独立した専門機関を目指している。最大の問題はセーフガーディングに関する統一的な基準(コード)がまだ英国に存在しないことだ」と語る。その上で「各競技には独自の特徴があり、例えばサッカー選手の指導と体操選手の指導では接触の度合いや方法が全く異なる。国家レベルで少なくとも何が虐待に当たるのかを明確に定義し、全てのスポーツで一貫したアプローチを取る事が望ましい」と述べている。

第2項 ドイツのロードマップ

ドイツは2023年8月に連邦内務省が「Zentrum für Safe Sport」(セーフスポーツ・センター)設立に向け、ロードマップ公表した。さらにドイツ・オリンピックスポーツ連盟(DOSB)が2024年10月に暴力・虐待防止、処罰の基準となる「セーフスポーツ・コード」を発表。以下の図3.37で示されている通り、2025年に開始フェーズ、2026年以降に正式な運営開始となる流れで政府とスポーツ界が連携して着実に設立準備が進んでいる。

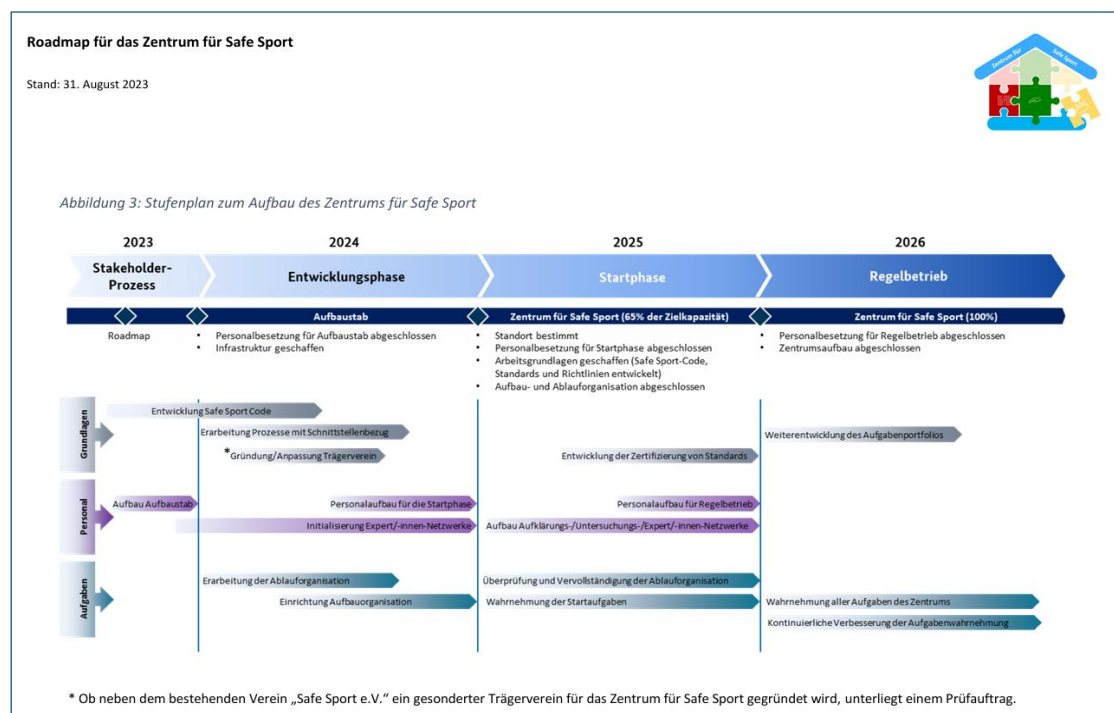


図 3.37 ドイツのセーフスポーツ・センター計画

〈出典: Roadmap für das Zentrum für Safe Sport〉

伝統的にクラブスポーツ文化が根付くドイツの背景には、独立した窓口・調査機能の不足があり、対応を強化する社会的要請があったとしている。被害者・相談者の独立窓口である「Safe Sport e.V.」は 2023 年から運営を開始し、調査・処分の権限は持たないが、スポーツ団体や警察・司法と切り離された「独立性」が特徴となっている。

通報窓口責任者のJ氏は「ドイツは約8万6,000ある地域スポーツクラブが背骨というべき存在。だがエリートスポーツから草の根まで分散された多様な構造は、実務面で大きな課題でもある。多くのクラブがボランティア主導で運営されており、一律の行動規範、継続的な研修、通報メカニズムを導入するにはきめ細かな支援と時間が必要になる」と課題を挙げた。

第3項 ハイブリッドと二層構造

設立準備段階にある英国とドイツのインタビュー結果から、セーフスポーツ専門機関の設立は「完成形を急がず、段階的なロードマップ」(I氏)を前提に設計されていることが明らかになった。以下の表3.8でまとめた通り、英国では競技団体ごとに対応の基準が異なる「縦割り」「断片化」が課題として認識されており、まず共通原則や枠組みを「国家レベルで定義」(I氏)した上で信頼形成と制度浸透を優先しながら、機能を拡張していくプロセスを示している。統一されたコードを複数の既存主体が役割分担して実装する「ハイブリッド型」モデルである。

一方、ドイツでは相談・支援を担う通報窓口機能を先行して設置し、将来的に調査・制裁機能を持つセンターを段階的に整備する「二層構造」のロードマップが示されている。背景には「連邦制と競技団体の強い自治性の下で、いきなり拘束力のある制度を導入することの困難さがある」(J氏)。既にセーフスポーツ・コードを策定し、2026 年以降に正式な運営開始となる流れだが、コード採択が任意のため導入・運用にばらつきが生じやすい課題も抱える。

表 3.8 設立準備段階にある英国とドイツのインタビュー結果比較

インタビュー対象者	主要コメント		
	制度設計の出発点	設立アプローチ	統一コード・課題
英国・I氏	競技ごとに縦割りと断片化	ロードマップ型で段階的に構築	処分・制裁が目的ではない
	体操虐待問題で社会問題に	リスク管理、完成形を急がず	何が虐待かを国家レベルで定義
ドイツ・J氏	競技団体自治が強く、対応困難	信頼確保のため相談窓口機能を先行	コード導入が任意でばらつき
	刑法の適用に至らない暴力に対処	次段階は法的権限を持つ機関設立	被害者が調査で再トラウマ化

英国はセーフガーディングを「懲戒目的ではなく、リスク管理」(I氏)と位置づけ、ドイツは「競技団体の内部手続きで再トラウマ化した被害者が多い」(J氏)として二次被害の課題を重視する。両国はともに草の根レベルからエリートまで広範囲を視野に入れた「包括型モデル」を志向しており、共通する課題は制度の段階的導入に伴う実効性と、専門人材や財源の持続的確保である。

セーフスポーツ制度はアンチ・ドーピング体制と違い、世界共通ルールと独立した中央機関が各国にまだ存在していない。一方、英国の弁護士でもあるI氏は「権限・人材・予算が不十分なまま設立すると、制度不信を生む」と指摘する。その意味では英国アンチ・ドーピング機関(UKAD)の仕組みが一つの参考例になることも提言した。英国とドイツのケースは、独立した専門機関の設立時点で完成形を拙速に構築するものではなく、通報機関や統一コードを軸に制度の信頼性・対応力を段階的に積み上げていく公共制度であることを示唆している。

第5節 日本の構造的課題

諸外国におけるセーフスポーツ専門機関の制度化や準備状況を踏まえ、日本のスポーツ界が抱える構造的課題を整理すると、暴力・虐待における基準設定の欠如、規範の分散、処分判断の不透明性という現状が改めて明らかになった。

第1項 スポーツ庁のガバナンスコード

スポーツ庁は2019年に策定し、2020年度から運用を開始した「スポーツ団体ガバナンスコード」(2023年9月改訂)において、競技団体に対して通報窓口の設置を求めている。

ガバナンスコードは競技団体の運営指針で、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課すことなどを明記しているが、米国やカナダ、オーストラリアの統一コードのような暴力・虐待の定義、処分基準の規範ではない。ガバナンスコードの原則9(図3.38)で「通報制度」(相談・通報窓口)を構築すべきとの項目には、暴力行為等の法令違反や各種ハラスメントを含めるべきと明記。原則10(図3.39)の「懲罰制度」を構築すべきとの項目には、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きを定め、周知するよう明記されているが、各団体の裁量に委ねており、競技団体共通の基準を設けることは明示されていない。

原則 9 通報制度を構築すべきである。

(1) 通報制度を設けること

- ① 通報窓口を NF 関係者等に周知すること
- ② 通報窓口の担当者に、相談内容に関する守秘義務を課すること
- ③ 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止すること

(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること

図 3.38 スポーツ庁のスポーツ団体ガバナンスコード原則9

〈出典:スポーツ庁〉

原則 10 懲罰制度を構築すべきである。

(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きを定め、周知すること

(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること

図 3.39 スポーツ庁のスポーツ団体ガバナンスコード原則 10

〈出典:スポーツ庁〉

第2項 競技団体の暴力・虐待規程のばらつき

日本は各競技団体の暴力・虐待ガイドラインが整備されているが、それぞれ対応が異なるのが特徴である。表3.9で示した通り、陸上、水泳、体操、柔道、レスリング、サッカー、バスケットボール、バレーボールの8競技について、暴力・虐待に関する相談窓口規程を比較すると、不適切行為の類型化や定義、特徴で大きなばらつきが存在することが明らかとなった。

多くの競技で競技団体内部に相談窓口が設けられている一方、受付可能期間や調査対象の範囲は統一されていない。例えば、陸上では「相談から原則2年以内」を対象とする規定があるのに対し、体操では「さかのぼって3年以内」と被害救済の期間が競技ごとに異なる。

表 3.9 主な国内競技団体の暴力・虐待ガイドライン(規程)

競技団体(NF)	主な規定・方針	条文・要旨	特徴・課題
陸上	倫理に関するガイドライン	セクハラ・暴力行為等の倫理に反する行為を行うこと、被害を受けることの防止を目的	相談対象は「相談日から2年以内」の行為に限定するなど、時期を明示。性的虐待、心理的虐待などの細分類はなし
水泳	「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程	対象は身体的・精神的暴力行為、身体的・精神的セクハラと明記	相談窓口は倫理規程違反に限定され、対象外は扱わないと明記
体操	選手・保護者・指導者ハラスメント・暴力行為の相談窓口	対象は日本スポーツ振興センター資料より抜粋と記載。暴力的行為、暴言、パワハラ、セクハラ等	相談対象期間は「さかのぼって3年以内」と陸上より長期
柔道	内部通報制度(コンプライアンスホットライン)	指導者と選手の関係性を問い直し、身体への攻撃、精神的な攻撃、人間関係の切り離し、過大な要求など実例で明記	暴力・体罰・セクハラ・パワハラを細かく類型化し、典型例を豊富に示す点で国内では最も具体的な部類
レスリング	倫理規程	不適切行為で「暴力、各種ハラスメント(セクハラ、パワハラ等)、不合理な差別」と明記	暴力・セクハラ・パワハラ・差別をワンセットで禁止し、ドーピングや勝敗操作、薬物乱用、反社会勢力との関係も含める包括型
サッカー	「JFAサッカーファミリー安全保護宣言」	暴力・暴言、ハラスメント、差別に関しては一切の妥協も許さない「ゼロ・トレランス」実現	懲罰規程に暴力・暴言の具体事例と懲罰を明記、ライセンス再審査や教育義務も規定するなど、宣言＋規程＋教育を組み合わせた構造
バスケットボール	倫理規程	暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピング及び八百長等の不適切な行為の根絶に努める	「暴力・暴言・ハラスメント・差別」と「ドーピング・八百長」を同列に掲げ、スポーツのインテグリティを著しく害する行為と包括的に位置づけ
バレーボール	コンプライアンス規程	主催大会では指導者に暴力撤廃を誓う「宣誓」を実施	「暴力撤廃アクション」バレーボールの世界から暴力・体罰・ハラスメントを撤廃する

〈出典:8競技団体の公式サイト等より筆者作成〉

2013年に暴力パワハラ指導が発覚した柔道は、暴力、パワハラ、セクハラ等を細かく類型化し、人間関係性の切り離しや過大な要求まで具体例を明示する。バレーボールは2023年に「暴力撤廃アクション」を開始し、主催大会では指導者に暴力撤廃を誓う「宣誓」を実施するなど積極的に推進している。明らかな暴力とは判断しにくい、将来暴力に発展しかねない状態を「未暴力」と呼んで広く話し合う機会をつくり、未然に防ぐ戦略にも取り組む。サッカーは暴力・暴言、ハラスメント、差別に関して一切の妥協も許さない「ゼロ・トレランス」を掲げ、理事会などから完全独立した「司法機関」を設けて2019年に懲罰に関する基準も明文化するなど独自の組織改革を進める。各団体の裁量に依存し、基準が分散する構造が浮き彫りになった。

第3項 限定的な日本スポーツ協会の指導者処分基準

日本において暴力・虐待の制裁内容で代表的な事例は、日本スポーツ協会(JSPO)の公認指導者処分基準である。表 3.10 で示すように、暴力・体罰、性的虐待・セクハラに関しては資格停止6カ月以上を基本とする明確な処分基準が示され、指導者による重大な違反行為に対して一定の抑止力を持つ枠組みが整備されている。暴力・体罰であれば被害者が全治2週間の傷害で資格停止1年、全治1カ月の傷害で資格停止2年、それ以上は資格取り消しと違反行為の程度に応じて処分が重くなる仕組みだ。一方、暴言・パワハラ指導などの心理的虐待は身体的暴力と異なり、行為の可視化や線引きが難しく、事実認定や判断が困難な点が読み取れる。処分基準自体は類型ごとに整理されて精緻化が進んでいるものの、適用範囲はあくまで日本スポーツ協会認定の公認指導者資格に限定され、競技団体独自の指導者や学校部活動の指導者などには原則及ばない点が大きな課題である。

2024年度の相談件数が536件と過去最多を記録したJSPOの窓口を設立時から統括する合田雄治郎弁護士は「統括団体だから何とかしてくれると多くの方が通報してくるが、半数以上は断らざるを得ない。結局、当事者がJSPOの指導者資格を持っていなければ手を出せないため、管轄の問題がある」と構造的な課題を挙げた。

表 3.10 日本スポーツ協会公認指導者処分基準

問題となる行為	制裁内容	違反行為の程度・結果
暴力・体罰等	資格停止6カ月	被害者が傷害を負わず
	資格停止1年	被害者が全治2週間の傷害
	資格停止2年	被害者が全治1カ月の傷害
	資格取り消し	被害者が退部などスポーツ活動の中止、被害者が死亡、全治1カ月を超える傷害、刑事処分など
暴言・パワハラ等	注意	1回、または2～3回の軽微な行為
	嚴重注意	継続的または重大な行為
	資格停止1年	被害者のスポーツ活動に支障が生じた
	資格取り消し	被害者が退部などスポーツ活動の中止、被害者が死亡、被害者の心身に重大な障害、刑事処分など
性的虐待・セクハラ	資格停止6カ月	環境型セクハラ行為（特定の被害者が存在せず）
	資格停止1年	特定の被害者に対するセクハラ行為、スポーツ活動に支障が生じず
	資格停止2年	特定の被害者に対するセクハラ行為、スポーツ活動に支障が生じた
	資格取り消し	性的虐待、被害者が退部などスポーツ活動の中止、被害者が死亡、被害者の心身に重大な障害、刑事処分など

〈出典：日本スポーツ協会サイトを基に筆者作成〉

第4章 考察

本章では、第3章で整理した諸外国の活動実績と課題を踏まえ、セーフスポーツ専門機関が現在どの段階にあり、いかなる構造的選択肢の下で制度化が進められているのかを考察する。専門機関がすでに設立されて本格的に移働する6カ国、準備段階にある英国とドイツの比較などを通じ、単一の制度モデルに集約されていない点は明らかである。その上で、スポーツ界以外の第三者機関の設立プロセスや枠組みを参照しながら、日本における制度設計の可能性と課題を検討する。

第1節 セーフスポーツ専門機関の現在地

本研究で対象とした諸外国のセーフスポーツ専門機関は、いずれも設立から10年に満たない比較的新しい制度であり、長期的な運用実績を十分に蓄積した「完成された制度」とは言い難い。活動実績として通報件数の増加は、被害の可視化や制度への信頼向上を示す肯定的側面を持つ一方、調査負担の増大や処理の長期化を招く要因ともなっており、制度設計が現在も「試行錯誤の過程」にあるというジレンマを抱える。とりわけ、法的枠組みや管轄権については各国スポーツ界における歴史的・社会的な背景から対応も異なり、調査権限の範囲と処分のバランス、被害者のトラウマに配慮した適正手続きの確保という点は、多くの国に共通する制度的な難題として浮き彫りになった。こうした比較を踏まえると、今後も制度の修正や再編が続く可能性を内包していることを示唆している。

2017年、米映画界の大物プロデューサーのセクハラ問題を機に性的被害を訴える「#MeToo」運動が社会的に拡大し、米国のセーフスポーツ・センターは連邦法などで議会の後押しを受けた背景がある。1990年代からこの分野を長く研究するノルウェーのカリ・ファスティンク氏は「ジェンダー平等とセーフスポーツの問題は密接な関係があり、スポーツ界と権力構造の問題でもある」と指摘する。各国の取り組み自体は「多くの利点もあり前向きに評価」する一方で、ノルウェーでは統一ガイドラインがあるものの外部の専門機関を設立せず、既存のスポーツ統治構造で当面对応している現状を明らかにした。さらに、セーフスポーツ制度を「被害防止の技術的装置ではなく、スポーツ文化そのものを問い直す枠組み」と捉えており、制度の有無よりも、どの主体がどの判断基準でアスリートを守るかが最も重要であると強調する。この視点に立てば、専門機関の設立は目的ではなく、手段の一つにすぎない。

準備段階にある英国やドイツでは、諸外国の先行事例を参照しながら、調査権限の範囲や既存組織との役割分担を慎重に設計しようとする姿勢が見られる。刑事司法とは異なる枠組みで被害者保護と迅速な対応を求められるセーフスポーツ専門機関の「現在地」は、制度の完成度や優劣によって測られるものではなく、各国が自国の法制度やスポーツガバナンスの制約条件に即して「最適解」を模索している段階にあることが明らかとなった。

第2節 民間型と行政型の構造モデル

本研究の比較から、セーフスポーツ専門機関の構造モデルは、分析上の類型として、大きく「民間独立型」と「行政統合型」の二つに整理できる。

米国やカナダに代表される民間独立型は、競技団体や行政から制度的に一定の距離を保つことで、利害関係から切り離された第三者機関が通報、調査、処分を一元的に担う点に特徴がある。手続きの透明性や説明責任を確保しやすく、被害者の信頼を得やすい一方で、専門人材や財源の確保、権限集中に伴う調査負担の増大といった課題も指摘されている。

これに対し、オーストラリアやニュージーランドの行政統合型は、セーフスポーツをドーピング対策や八百長防止と並ぶインテグリティ政策の一部として位置づけ、国家・行政が主導して包括的に制度基盤を整備するモデルである。個別の不祥事対応にとどまらず、スポーツの信頼性全体を統合的に管理する政策志向が強く、制度の継続性や資源面での安定性が確保されやすい点が特徴である。一方で、対象範囲が広がる分、専門性の確保や手続きの公平性をいかに担保するかが課題として残る。

こうした構造モデルについて、ミケーレ・コルッチ、ステファノ・バスチアノン、カリ・ファスティング各氏のインタビュー結果(表 4.1)からは、制度の形式以上に、独立性と実効性をどのように両立させるかが核心的論点であるとの共通認識が示された。バスチアノン氏は、競技団体内部に調査・判断を委ねる従来型システムの構造的リスクを指摘し「独立性こそが制度の正当性を支える中核要素である」と強調する。一方、コルッチ氏は「法制度のみでは十分ではなく、教育や文化的変容を伴わなければ現場での実効性は高まらない」と指摘している。

また近年は、民間型と行政型の間位置づけられるハイブリッド型の制度設計も見られる。特に英国は、統一的なセーフスポーツ・コードを策定しつつ、競技団体、外部機関、行政との役割分担を重視するロードマップを採用しており、強い団体自治と制度的整合性の両立を模索する事例として注目される。

いずれの構造モデルにおいても、各国が「完成形」を前提に制度を構築しているわけではない。通報件数の増加や調査負荷を受け止めながら、統一コードの改訂、調査手続きの見直し、処分基準の精緻化などを通じて、制度を段階的に更新している点が共通している。セーフスポーツ制度は固定的な枠組みではなく、社会的学習を通じて調整され続ける「動的な制度」として理解する必要がある。

こうした制度的整理に加えて、各国の構造モデルをより深く理解するためには、制度設計を支える社会的・文化的文脈にも目を向ける必要がある。

以上を踏まえると、セーフスポーツ専門機関には単一の最適モデルは存在せず、独立性、専門性、資源配分のバランスをいかに設計するかが制度の実効性を左右する。各国の制度差は優劣の問題ではなく、異なる制約条件の下で行われている試行錯誤の結果と捉えるべきで

あり、本研究の比較は、複数の構造モデルが並存しながら発展していく過程を示している。

さらに、これらの構造モデルの差異を制度の違いとしてのみ捉えるのではなく、スポーツに内在する権力関係やジェンダー構造との関係から理解する視点も重要である。ファスティング氏は、セーフスポーツを「スポーツ統治の問題ではなく、人権保護の制度として理解すべきである」と端的に表現している。すなわち、セーフスポーツの核心は単なる規則違反や不祥事対応にとどまらず、指導者と選手、組織と個人の間に存在する非対称な権力関係や、被害を沈黙させてきた文化的・構造的要因と深く結びついている。

民間型か行政型かという制度選択の背後には、こうした構造的問題にどの主体が責任を持つのかという政治的・社会的判断が存在する。従って、構造モデルの比較は制度の優劣を論じるものではなく、各国がスポーツ文化の変革にどの程度まで制度的責任を引き受けようとしているのかを明らかにする分析枠組みとして位置づけられる。

表 4.1 セーフスポーツ専門機関における構造モデルのインタビュー結果

インタビュー対象者	主要コメント(構造モデル)
ミケーレ・コルッチ氏	それぞれの国が自国の法制度や文化により適した方法を選択すべき
	民間型でも行政型でも一つの正解はない
	法制度だけでは不十分。文化的な意識変革や教育が伴わなければ、現場での実効性は高まらない
ステファノ・バスチアノン氏	最適な一つのモデルを輸入するのではなく、複数国のモデルを融合させるのが理想的
	セーフガーディングは単なるコンプライアンス義務ではなく、文化的な使命
	4つの原則、独立性・公正性・誠実性、説明責任を実現することこそ最も難しく、最も重要な課題
カリ・ファスティング氏	セーフスポーツはスポーツ統治ではなく、人権保護の制度
	行政主導下で、手続きの公平性・透明性をどう担保するかが課題
	構造モデルや方式よりも重要なのは、きちんと機能するアスリートの保護制度を持つこと

第3節 スポーツ界以外の第三者機関

セーフスポーツ専門機関の位置づけをより広い視野で捉えるため、本研究ではスポーツ界以外における第三者機関の設立事例にも着目した。いずれも当事者組織内部での自己規律が十分に機能しなかったことを背景に設立されている点で共通している。

第1項 消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会(消費者事故調)は、暮らしの中で起きる事故の予防・再発防止を目的に、改正消費者安全法に基づき2012年10月に創設された第三者機関である⁴¹⁾(消費者安全調査委員会,2025)。その背景には、相次ぐ製品事故などに対し、行政・事業者の対応が遅く、被害の全体像や構造的要因が十分検証されてこなかった社会的な問題提起があった。

これまでエスカレーター・エレベーター事故や幼稚園でのプール事故、玩具による乳幼児の気道閉塞事故など消費者の視点に立って事故を幅広く調査対象として原因を究明し、再発防止策を首相や関係省庁に提言してきた。報告書を公表して原則1年後にフォローアップとして関係行政機関からヒアリングを実施して取り組み状況を把握するものの、特に責任追及や賠償を目的としない点が特徴である。

関係企業への立ち入り調査などの権限を持ち、工学などの知識を持つ「専門委員」らが実動部隊となる。警察や司法とは異なり、刑事責任を問わない代わりに、事故の技術的・制度的背景を多角的に分析する点に強みがある。調査の流れは、事故情報の収集、調査対象の選定、専門的分析、報告書公表、関係機関への勧告という段階を踏む。処分権限は持たないが、勧告や提言は制度改正や業界ガイドラインの見直しにつながる影響力を持つ。

この仕組みは、スポーツ分野における暴力・虐待事案においても、構造的要因に焦点を当てる第三者機関モデルとして示唆的である。制裁を目的としない独立調査機能が、信頼回復と再発防止の基盤となり得る点は、セーフスポーツ制度設計に重要な視座を与える。

第2項 放送倫理・番組向上機構

放送倫理・番組向上機構(BPO)は、放送における言論・表現の自由の確保や人権侵害の被害救済などを目的に、NHKと日本民間放送連盟(民放連)によって2003年に設立された第三者機関である⁴²⁾(BPO,2025)。1990年代後半、テレビ番組による人権侵害、やらせ問題などが社会問題化したことを背景に、独立した監視機関の必要性が指摘された。行政から独立し、業界自らがガバナンス改革を進めたケースとして注目される。

既存の「放送番組向上協議会」と「放送と人権等権利に関する委員会機構」(BRO)を統合する形で設置され、現在は外部有識者による放送人権委員会、放送倫理検証委員会、青少年委員会の三つの委員会で構成される。メンバーは司法関係者、学者、ジャーナリストなどが

務める。調査・審理の流れは、視聴者からの申立てを起点に、番組内容の検証、関係者ヒアリング、委員会での討議を経て、意見書や勧告としてまとめられる。法的拘束力や処分権限はないが、社会的評価への影響は大きく、放送局は事実上その判断を重く受け止めている。

フジテレビのリアリティー番組「テラスハウス」に出演したプロレスラー木村花さんが放送後に死去した事案では、当事者の精神的な健康状態への配慮を欠いて放送した点で「放送倫理上の問題があった」との見解を発表した。こうしたモデルは、強制力に依らず「説明責任」と「透明性」によって規律を形成する点で、スポーツ界における倫理問題への対応にも応用可能である。制裁一辺倒ではなく、対話と公的評価を通じて行動変容を促す仕組みは、競技団体の自律性と第三者性を両立させるヒントとなる。

第3項 公益通報者保護制度

公益通報者保護制度は、企業や組織内部の不正を早期に是正するため、通報者を守る制度として法制化された。自動車メーカーのリコール隠しや食品会社の牛肉産地偽装が社会問題となり、2006年に公益通報者保護法が施行された⁴³⁾(消費者庁,2025)。ただ罰則がなく、その後も通報者が報復から守られない事案が多発。2022年の改正法施行で、罰則が初めて盛り込まれた。

通報先は事業者が内部に定めた窓口のほか、権限を有する行政機関、報道機関や消費者団体なども該当する。制度の特徴は、通報窓口を内部・外部・行政機関の三層で設け、段階的に通報できる点にある。調査主体は通報先によって異なるが、通報者保護が制度の中核に位置づけられている。一方で、調査や処分は各組織に委ねられる部分が多く、独立した調査機関が常に介入する仕組みではない。そのため、制度の実効性は運用や組織文化に大きく左右されるという課題も抱える。

このケースは、セーフスポーツにおける通報制度設計に直結する示唆を持つ。通報者保護なくして実効的な第三者機関は機能しない。制度・窓口・文化を一体で設計する必要性を、公益通報者保護制度は明確に示している。

こうした3つの事例は①原因究明特化型(消費者事故調)②自主規律・倫理型(BPO)③通報保護型(公益通報)という異なるアプローチを示している。第三者機関の設計では、これらを単独モデルとしてではなく、「調査」「是正」「説明責任」「通報者保護」といった機能を組み合わせて設計することの重要性を示している。以上の比較から、セーフスポーツ専門機関はスポーツ界に特有の例外的制度ではなく、社会全体に共通するガバナンス改革の一類型として理解することが可能である。

第4節 日本への示唆

日本のスポーツ界において、セーフスポーツ専門機関はまだ設立されておらず、暴力・虐待対応は競技団体ごとに事実上分散した形で行われているのが実情である。主要競技団体における暴力・虐待対応の差異は、各団体が個別に不祥事対応やガバナンス強化を進めてきた結果であり、日本のスポーツガバナンスが依然として競技ごとの縦割り構造に依拠していることを端的に示している。一方で類似の暴力・虐待行為であっても、競技が異なれば救済の可否や処分の重さが変わり得る現状は、被害者保護の観点から深刻な課題である。

また、競技団体内部に設けられた相談窓口は、弁護士など外部人材が関与している場合が多いものの、最終的な判断主体が団体内部に置かれる以上、上意下達的な組織文化や利害対立を内包しやすく、独立性や中立性が制度的に十分担保されにくい。さらに、警察のような強制的調査権限を有しないため、事実認定や調査能力に限界がある点も共通して指摘される。この状況はしばしば制度的遅れとして評価されがちであるが、本研究の比較を踏まえると、日本は必ずしも他国より劣後しているというより、制度選択をいまだ確定させていない段階にあると捉えることができる。

国内では2023年に旧ジャニーズ事務所をめぐる性加害問題が社会的に顕在化し⁴⁴⁾(BBC Japan, 2024)、2024年3月には兵庫県内の小学校女子バスケットボールクラブで指導してきたコーチが強制わいせつ罪で実刑判決⁴⁵⁾(朝日新聞, 2024)となる事案も起きたが、スポーツの現場でこうした性的虐待が表面化するケースはまだ多くない。

諸外国の事例が示すように、セーフスポーツ制度は万能な解決策として機能しているわけではなく、設立後も多くの課題を抱えている。一方で、理念的議論の段階を超え、制度として具体的に検討される局面に入っている点は共通している。こうした現状を踏まえると、日本において重要なのは、セーフスポーツ専門機関の設立の是非を直ちに二者択一で論じるのではなく、制度不在がもたらすリスクと、制度化に伴って生じ得る新たな課題の双方を相対化しつつ、段階的な制度構築の可能性を検討することである。

とりわけ最近では部活動の地域展開が進む中で、指導主体や運営形態の多様化に伴い、暴力・虐待対応を含むセーフスポーツ上の課題も新たに生じている。

本考察は、その検討に必要となる論点を整理し、日本におけるセーフスポーツ政策を構想するための分析的基盤を示すものとして位置づけられる。

第5章 結論

本研究は、近年なぜ米国を先駆けとして諸外国にセーフスポーツ専門機関が広がっているのかという問いを背景に、その活動実績と課題を明らかにすることを目的とした。研究方法としては本格的に稼働している米国、カナダ、フランス、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランドの6カ国を対象に、設立プロセス、法的枠組み、統一コード(行動規範)といった制度設計について文献調査及び専門機関関係者のインタビューを通じて横断的に比較分析した。

その結果、活動実績では、各国がスポーツ文化や歴史的背景、行政制度の違いを有しながらも、競技団体から独立した共通の枠組みで専門人材を配して暴力・虐待対策のセーフスポーツ施策を強化している傾向が明らかになった。各競技団体の裁量に委ねられてきた暴力・虐待対応には限界があり、全国共通で禁止行為を体系化し、判断基準を明確にした上で、調査・処分を一元的に実行する枠組みを構築する点に、専門機関設立の本質的意義がある。

次に、各国に共通する具体的な取り組みとして、①18歳未満の未成年選手保護を目的とした1対1指導の制限②横断的な統一コードの意義③指導者の犯罪歴チェック制度導入④通報件数の増加と被害者のトラウマに配慮した対応強化といった新たな潮流が確認された。これらの取り組みは単なる規制強化ではなく、インテグリティが重視される現代において、予防・教育、早期発見、被害者中心の支援体制へとスポーツガバナンスの重心が移行していることを示す構造的変化として位置づけられる。

一方で、課題としては、右肩上がりの通報件数の増加に伴う専門人材不足や調査期間の長期化、地域クラブや草の根レベルへの浸透の遅れ、資格停止や永久資格剥奪などの処分を受けた指導者・関係者が他国や別組織で活動を再開する問題など、各国に共通する制度的ハードルも明らかになった。制度への信頼が高まるほど通報が増加し、専門機関の負荷が高まるという逆説的構造は、各国のセーフスポーツ制度が内包する共通のジレンマである。

さらに、諸外国の専門機関の構造モデルは、分析上「民間独立型」と「行政統合型」に大別されるが、いずれも万能な制度ではなく、その選択は各国の歴史的背景や行政制度、スポーツガバナンスの在り方を色濃く反映していることが確認された。統一コードや独立した専門機関が未整備な日本を含め、各国にとって本研究の比較分析は、単一のモデルに依拠するのではなく、複数の制度的選択肢を検討するための基礎的知見を提供するものである。

セーフスポーツ制度と専門機関は、理念として掲げる段階を終え、実際に機能する制度として設計・運用される時代に入っている。本研究は、その実現に向けて、競技横断的な基準の整備と独立性を備えた運営体制の確保が国際的に重要であることを示した点に意義を有する。今後は、各国のスポーツ文化に即した段階的制度設計と、その運用を通じた不断の検証が、セーフスポーツの実効性を高める上で不可欠となる。

第6章 提言

スポーツ界のインテグリティが強く問われる今日、諸外国の横断比較から得られた知見は、日本が将来のセーフスポーツ政策を検討する上で、現実的かつ複数の制度的選択肢を提示している。セーフスポーツ専門機関の構造モデルは、本研究の分析上「民間独立型」と「行政統合型」に大別され、設立準備段階にある英国はその中間に位置づけられるハイブリッド型を志向している。各国の動向を踏まえると、特定のモデルをそのまま輸入するのではなく、自国の文化や組織構造に応じて複数の要素を段階的に組み合わせる制度設計が重要である。

第一に、米国に代表される民間独立型は、セーフスポーツ特別法に基づき、行政や競技団体から一定の距離を保つことで、被害者中心の対応と判断の中立性を確保してきた。日本においても専門機関の設立を検討する場合、特別法により独立した第三者機関を設置し、統一コードの運用、調査・裁定機能を一元化するモデルは有力な選択肢となり得る。日本スポーツ協会の相談窓口を統括する合田雄治郎弁護士が指摘するように、各競技団体が縦割りで対応する現状を踏まえれば「ハードルは高いが、国を挙げて立法化して取り組むべき問題」と位置づけることも可能である。ただし、このモデルを採用する場合には、安定的な財源確保や専門人材の育成、調査体制の整備といった制度的裏付けが不可欠となる。

第二に、近年注目されるのが、オーストラリアやカナダで進むインテグリティ統合型である。セーフスポーツに加え、ドーピング、違法賭博が絡む試合操作といった問題を包括的に扱う枠組みは、資源配分の効率化と一貫した基準運用という利点を有する。日本においては、すでに日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が国際基準に基づく独立性と専門性を備えた組織として機能しており、将来的には同機構の知見やガバナンス構造を参照しつつ、セーフスポーツ分野とのインテグリティ全体を視野に入れた統合機関構想は検討に値する。

第三に、英国が構想するハイブリッド型は全国共通の統一コードを整備しつつ、教育・予防や初期対応を各競技団体や地域レベルに委ね、行政がこれを支援する形態である。ドイツでもクラブスポーツ文化の自治を尊重した段階的な準備と合意形成を重ねるアプローチが取られる。こうした移行型のロードマップは日本にとって、現実的なモデルとして重要な示唆を与える。その意味では、例えば日本スポーツ振興センター(JSC)の既存窓口を発展的に拡張し、部活動の地域展開に合わせて自治体レベルに支部を設けるような構造も選択肢となり得る。

セーフスポーツの実効性を高めるためには、法律家や調査官に加え、心理カウンセラー、医師、教育者といった多様な専門家が関わる必要がある。日本においてもガバナンスコードの先例を踏まえれば、未成年アスリートの保護や被害者中心の視点を重視し、その基盤となる競技横断的な統一コードの策定と運用をいかに進めるかが、今後の制度設計における最重要課題となる。本研究の提言は、その検討を進めるための視座を提供するものである。

第7章 研究の限界

本研究は、各国に設置されたセーフスポーツ専門機関を対象に、制度設計や運営構造の横断的比較を主眼としたものであり、その実効性を検証するものではない。先駆的なモデルとなった米国セーフスポーツ・センターでも2017年設立と歴史が浅く、各国で通報件数が増加している事実は明らかになったが、それがスポーツ現場で現実的に暴力・虐待の減少につながっているのかどうかは中長期的な実証研究が必要である。

米国においても設立から約8年が経過した段階で、暴力・虐待の減少を定量的に示すことの難しさが指摘されている。渉外担当のB氏は「制度の実効性や現場の実態を測定するには、今後数年にわたる継続的なデータ蓄積と検証が必要であり、それこそが私たちの目指す最終的な成果である」と説明している。

さらに、各国のスポーツ文化、歴史的背景、競技団体の自治の在り方、法制度との関係性には大きな差異が存在する。こうした文脈の違いを踏まえると、セーフスポーツの制度設計がスポーツ環境の安全性にどのような影響を及ぼすのかについては、単年度や短期的な指標のみで評価することは困難であり、今後も継続的かつ多角的な研究・調査が求められる。

謝辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々からご指導、ご支援を賜りました。この場をお借りして、心より感謝申し上げます。

まず、研究指導教員である高橋義雄教授には、研究の構想から論文執筆に至るまで、幅広い知見で多大なるご指導をいただきました。スポーツ界の暴力・虐待問題は、2013 年の柔道女子日本代表の暴力パワハラ指導から継続的にフォローしてきたテーマでしたが、諸外国の動きに目を移すことで新たな発見が多くありました。この研究を通じて、自分自身のセーフスポーツに対する価値観も大きく変わり、新たな視点を得る貴重な経験となりました。今後、この学びを自身の仕事にも活かしていきたいと考えております。ここに心より御礼申し上げます。

インタビュー調査では、国内外の多くの方に多忙の中、オンラインや対面で対応していただきました。特に法律の専門家で国際的なセーフスポーツ施策に取り組むミケーレ・コルッチ、ステファノ・バスチアノン両氏には、長時間にわたり豊富な経験を踏まえた見解や助言をいただきました。また、国際オリンピック委員会 (IOC) の統一声明にも携わった研究者のカリ・ファステイング氏、日本スポーツ協会で暴力相談窓口責任者の合田雄治郎弁護士を含め、ご協力いただきました皆さまに厚く御礼申し上げます。

最後に、高橋研究室のゼミ同期(1期生)の皆さんとは、多忙な社会人大学院生として互いに支え合い、切磋琢磨しながら研究を進めることができました。苦楽を共にし、私を勇気づけていただいたこと、また多大なご助言、ご協力いただきましたことに深謝申し上げます。大学院での学びを支えてくれた家族にも心から感謝します。

高橋研究室での学び、そして、皆様との出会いを糧に、今後も誠実に業務に取り組んで参ります。誠にありがとうございました。

参考文献・引用文献

- 1) U.S. Center for SafeSport. (2024). Annual Report, <https://uscenterforsafesport.org/2024-annual-report/> (参照:2025-11-10)
- 2) CNN.(2023). Larry Nassar, the ex-USA Gymnastics doctor who sexually abused girls for decades, was stabbed 10 times in prison, <https://edition.cnn.com/2023/07/10/us/larry-nassar-stabbed-prison/index.html> (参照:2025-11-10)
- 3) Margo Mountjoy, Celia Brackenridge, Malia Arrington, Cheri Blauwet, Andrea Carska-Sheppard, Kari Fasting, Sandra Kirby, Trisha Leahy, Saul Marks, Kathy Martin, Katherine Starr, Anne Tiivas & Richard Budgett. (2016) International Olympic Committee consensus statement: harassment and abuse (non-accidental violence) in sport. British Journal of Sports Medicine, 50(17), 1019-1021, <https://bjsm.bmj.com/content/50/17/1019> (参照:2025-11-8)
- 4) Yetsa A Tuakli-Wosornu, Kirsty Burrows, Kari Fasting, Mike Hartill, Ken Hodge, Keith Kaufman, Emma Kavanagh, Sandra L Kirby, Jelena G MacLeod, Margo Mountjoy, Sylvie Parent, Minhyeok Tak, Tine Vertommen & Daniel J A Rhind. (2024). IOC consensus statement: interpersonal violence and safeguarding in sport. British Journal of Sports Medicine, 58(22), 1322-1328, <https://bjsm.bmj.com/content/58/22/1322> (参照:2025-11-8)
- 5) IOC. (2023). Integrity in sport, <https://stillmed.olympics.com/media/Documents/Beyond-the-Games/Integrity/IOC-Paper-on-Integrity-in-Sport.pdf>(参照:2025-12-8)
- 6) スポーツ庁.(2025).改正スポーツ基本法 https://www.mext.go.jp/sports/content/20250716-spt_sseisaku01-300000705_3.pdf (参照:2025-11-10)
- 7) 笹川スポーツ財団.(2023).「子ども・青少年のスポーツライフ・データ 2023」 https://www.ssf.or.jp/thinktank/sports_life/datalist/2023/index.html (参照:2025-11-10)
- 8) 日本スポーツ協会.(2013).スポーツ界における暴力行為根絶宣言, [https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/boryoku/bouryokukonzetsusengen\(yoko\).pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/boryoku/bouryokukonzetsusengen(yoko).pdf) (参照:2025-11-10)
- 9) 來田享子, 田原淳子, 杉山翔一, 高峰修, 建石真公子, 石塚創也, 石堂典秀, 森丘保典. (2025).

「諸外国から学ぶセーフスポーツ」日本スポーツ協会.

10)杉山翔一,小林聖子,佐藤楠,堀口雅則,八木由里,置塩正剛,村本宗太郎,関谷綾子,飯田研吾,山本衛,広田潤平,喜多山涼.(2022).スポーツ庁委託事業「スポーツインテグリティ事業(海外でのスポーツ指導における暴力に関する調査研究)」報告書.日本スポーツ仲裁機構,
https://www.mext.go.jp/sports/content/20230324-spt_sposeisy-000026657_4.pdf (参照:2025-12-28)

11) Hank Nuwer. (1999). Wrongs of Passage. Indiana Univ. Press.

12) Elizabeth J. Allan & Mary Madden. (2008). Hazing in View: College Students at Risk, DIANE Publishing,
https://stophazing.org/wp-content/uploads/2020/12/hazing_in_view_study.pdf (参照:2025-11-15)

13) CNN. (2013). Penn State Scandal Fast Facts.
<https://edition.cnn.com/2013/10/28/us/penn-state-scandal-fast-facts> (参照:2025-11-12)

14) 中村哲也.(2023).「体罰と日本野球 歴史からの検証」(岩波書店).

15)共同通信.(2012).きょうの歴史「東京農大しごき事件」.

16)勝野尚行.(1994).「子どもの人権と教育改革」地域経済,岐阜経済大学地域経済研究所
file:///C:/Users/T19960~1/AppData/Local/Temp/B2Temp/Attach/chiiki_14_089_katsuno.pdf (参照:2025-12-30)

17) Kari Fasting. (2005). Research on Sexual Harassment and Abuse in Sport, in Brackenridge, C. & Fasting, K. (eds.), Sexual Harassment and Abuse in Sport, Routledge.
<https://idrottsforum.org/articles/fastings/fastings050405.pdf> (参照:2025-12-30)

18)BBC. (2021).Football's child sex abuse scandal, <https://www.bbc.com/news/uk-49253181> (参照:2025-11-15)

19)Anne Whyte. (2022). Whyte Review (Sport England)
<https://www.sportengland.org/guidance-and-support/safeguarding/whyte-review> (参照:2025-11-15)

20)France24. (2012). French former tennis coach to serve jail term for rape,
<https://www.france24.com/en/20121123-former-french-tennis-coach-camaret-jail-rape> (参照:2025-11-15)

- 21)France24. (2021). Former French skater 'relieved' after ex-coach charged with sexual assault,<https://www.france24.com/en/live-news/20210109-former-french-skater-relieved-after-ex-coach-charged-with-sexual-assault> (参照:2025-11-15)
- 22)Nicole Johnson, Katie Hannaet, Julie Novak, Angelo P. Giardino. (2020).U.S. Center for SafeSport: Preventing Abuse in Sports, Women in Sport and Physical Activity Journal, 28(1), 66-71. <https://journals.humankinetics.com/view/journals/wspaj/28/1/article-p66.xml> (参照:2025-11-25)
- 23)Stephanie J. Dallam, Andrew J. Ortiz, Carter E. Timon, Janella S. Kang & Marci A. Hamilton. (2024) .Interpersonal Violence in Elite U.S. Athletes: Prevalence and Mental Health Correlates, Journal of Aggression, Maltreatment & Trauma
<https://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/10926771.2024.2350998> (参照:2025-11-15)
- 24)Gretchen Kerr, Erin Willson, B.KIN, Ashley Stirling. (2019). Prevalence of Maltreatment Among Current and Former National Team Athletes. https://athletescan.ca/wp-content/uploads/2014/03/prevalence_of_maltreatment_reporteng.pdf (参照:2025-11-15)
- 25) Joseph Gurgis. (2025). Safe Sport and safeguarding in sport: A review and synthesis of the literature. <https://sirc.ca/wp-content/uploads/2025/03/Safe-Sport-and-Safeguarding-in-Sport-SIRC-Literature-Review-Jan-2025-FINAL.pdf> (参照:2025-11-15)
- 26) Vidar Stevens, Kirsten Gutter, and Agnes van Suijlekom. (2021). Safe sport contexts at a glance: A comparative analysis in seven European countries, Mulier Institute/Erasmus+Safe Sport Allies Report.
<https://www.kennisbanksportenbewegen.nl/?file=10478&m=1632236777&action=file.download>(参照:2025-11-15)
- 27) Ellen MacPherson, Anthony Battaglia, Gretchen Kerr, Sophie Wensel, Sarah McGee, Aalaya Milne, Francesca Principe, Erin Willson. (2022) .Evaluation of Publicly Accessible Child Protection in Sport Education and Reporting Initiatives, Social Sciences, 11(7), Article 310. <https://www.mdpi.com/2076-0760/11/7/310> (参照:2025-11-15)
- 28) Stefano Bastianon & Michele Colucci eds. (2025). Protecting the Beauty of the Game: Towards a Safeguarding Culture, Sports Law and Policy Centre Srls (Italy).
https://www.sportslawandpolicycentre.com/A%20CULTURE%20OF%20SAFEGUARDING_2025_EBOOK_copyright.pdf(参照:2025-12-8)

- 29) Senator Jerry Moran & Senator Richard Blumenthal. (2019). U.S. Senate Investigation into the U.S. Olympic and Paralympic Committee and the U.S. Center for SafeSport, United States Senate. <https://www.moran.senate.gov/public/index.cfm/u-s-olympic-sexual-abuse-investigation> (参照:2025-12-20)
- 30)AP. (2025). SafeSport bans gymnastics coach over abuse allegations, <https://apnews.com/article/safesport-gymnastics-coach-banned-bbbb9da76bcade04afbbfcf04896bdee> (参照:2025-12-6)
- 31)AP. (2024). Congress presses for reforms at U.S. Center for SafeSport, https://apnews.com/article/safesport-reforms-congress-1af5b9e837996d4ecfe1dd4fc832f264?utm_source=chatgpt.com (参照:2025-12-6)
- 32) Nicole Fredrickson.(2025). Prioritizing University Sport: How Canadian Sport Can Better Protect Student Athletes, [https://themanitobalawjournal.com/wp-content/uploads/articles/MLJ_48%20\(Print\).8/488-prioritizing-university-sport.pdf](https://themanitobalawjournal.com/wp-content/uploads/articles/MLJ_48%20(Print).8/488-prioritizing-university-sport.pdf)(参照:2025-11-15)
- 33) Future of Sport in Canada Commission. (2025). Interim Report, Government of Canada, <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/campaigns/future-sport/participate/interim-report.html> (参照:2025-12-6)
- 34) Marcus Mazzucco.(2024).The Struggle for a Nation-Wide Approach to Safe Sport in Canada, <https://www.gcse.com/post/the-struggle-for-a-nation-wide-approach-to-safe-sport-in-canada>(参照:2025-12-30)
- 35) Wood Review. (2018). Report of the Review of Australia's Sports Integrity Arrangements (Wood Review), Commonwealth of Australia.
- 36) Sport Integrity Australia. (2024).Annual Report 2023-24. https://www.sportintegrity.gov.au/sites/default/files/SIA357-0824-ANNUAL-REPORT-2023-24_ACCESSIBLE_2.pdf(参照:2025-12-30)
- 37) Safe Sport Taskforce. (2020). Safeguarding in Sport: A Proposed Framework, [https://www.safesport.sg/files/a%20safe%20sport%20framework%20for%20singapore%20\(sc\).pdf](https://www.safesport.sg/files/a%20safe%20sport%20framework%20for%20singapore%20(sc).pdf) (参照:2025-11-20)
- 38) Integrity Code Pilot and Consultation.(2024). Draft Integrity Code public consultation, <https://sportintegrity.nz/the-integrity-code/integrity-code-consultation>(参照:2025-11-30)

- 39) ESPN.(2024).SafeSport bans Brendan Kerry for sexual misconduct involving a minor,
https://www.espn.com/olympics/story/_/id/40148705/safesport-bans-brendan-kerry-sexual-misconduct-minor (参照:2025-12-18)
- 40)UK Sport. (2025). Safe Sport Project Report 2025,
[file:///C:/Users/t19960310/Downloads/Safe%20Sport%20Project%20Report%202025%20\(2\).pdf](file:///C:/Users/t19960310/Downloads/Safe%20Sport%20Project%20Report%202025%20(2).pdf) (参照:2025-12-18)
- 41)消費者安全調査委員会.(2025).消費者庁消費者安全課事故調査室
会.https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/pdf/csic_index_180117_0001.pdf (参照:
2025-12-26)
- 42) BPO. (2025).放送倫理・番組向上機構, <https://www.bpo.gr.jp/> (参照:2025-12-26)
- 43)消費者庁.(2025).公益通報者保護制度.
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_syste
m/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/)(参照:2025-12-26)
- 44)BBC Japan. (2024).BBC ドキュメンタリー「J-POP の捕食者」.
<https://www.bbc.com/japanese/articles/cly7zmng7ewo>(参照:2026-1-5)
- 45)朝日新聞.(2024). 母親も気づけなかった性加害
[https://www.asahi.com/articles/ASS3D7F9JS36PIHB004.html?msocid=273f619b1b3b6dee
0ae877b61ad16ca8](https://www.asahi.com/articles/ASS3D7F9JS36PIHB004.html?msocid=273f619b1b3b6dee0ae877b61ad16ca8)(参照:2026-1-5)